要がある。所が價格なるものは、商品の側の事情からも、貨幣の側の條件からも變動するのであるが、商品側は今述べた通り無統制なのが本質であるから、價格の安定は當然貨幣側に求められる。資本主義經濟が貨幣による交換の經濟で、貨幣を中心をする點から觀れば蓋し當然の次第であるが、又此制度は私有財産制度の基礎の上に立つものであるから、貨幣を通じて財産が確保されなければならぬ。換言すれば價値の確保が必要である。斯う云ふ條件を具備した安定要素は何かと言へば、それは結局外部的のもので、人爲的要素ではない。直言すれば科學的管理と云ふが如きものではない。何故ならば、よしそれによつて或る程度の價値確保が可能であつたとしても、それが爲に經濟の全般的統制が行はれるとしたら、斯る場合には無統制經濟から其本質が失はれて資本主義經濟ではなくなつて來るからである。然らば求められる外部的要素如何と云ふことになるが、今日其資格を有するものは金なのである。この事は現代の世界經濟には最もよく當嵌まる。故に金本位と云ふが如き拘束本位制度[3]は、價値の確保と無統制經濟の安定との爲に、資本主義には必然的に存續するものと言ふことが出來よう。

假りに金本位制度は資本主義に必然性を有するものとして、然らばそれは將來如何なる形態を以て複興されるであらうか？　此點に關しては資本主義の發展と云ふことを考慮しなければならない。蓋し貨幣制度も當時の經濟狀態を離れては存立し得ないからである。而して現代は屢々獨占資本主義の時代と言はれるやうに、カルテル、トラスト、コンツェルン等の如き獨占組織の發達に其特徴を有してゐる。此等の獨占體は價格經濟に於いて如何なる役割を持つてゐるかと云ふに、或は協定により、或は操業の延長短縮により、價格を人爲的に支配しようとする。言ひ換へると價格の運動を妨げる。又國際的には關稅戰、ダムピングの如き價格の運動を人爲的に妨害するものがある。總て此等は、價格を通じて行はれる經濟の自働的調節作用を澁滯に導くものである。從つて斯うした段階に於ける金本位制度は決して昔のそれと全く同一ではあり得ないと考へられる。

更に金本位制度そのもの、側には、金偏在、金供給の相對的減少の見込、不況期に於ける金吸收の困難、金移動を頻發せしむる諸原因の發展等がある。此等も勿論金本位制度の卽時的終焉を示すものではなく、この制度の變革を示すものである。

去りながら金本位制度の將來に就いては、國際聯盟や諸學者が種々の提案をなしてゐるけれども、それが如何なる具體的形態を以て再現するかは、今遽かに之を指示することは困難である。唯この事丈は言ひ得られる、卽ち若し此制度が再び國際本位制度として一般に樹立されるとしたら、既に大戰後の金本位制度は戰前の如くに自働的性質ではなかつたが、その管理的性質が益々強められるであらうと云ふことである。換言すれば管理的金本位制度である。現在に於いても獨逸等の如きは、所謂非常時ではあるが、爲替管理、貿易管理等によつて金本位を維持してゐる。

以上の推論は固より現經濟組織の存續を前提としてゐる。故に、假りに經濟組織に推移が起るやうなことがあつたとしたら、右の結論は其妥當性を失ふであらう。現今國民主義とかファッシズムとかゞ盛行してゐるが、その強大化は國際的金本位制度の再現を遲延せしむるであらう。故に或はこの制度は其姿を再び現はすことがないかも知れない。併し假令さうなつたとしても、現在では金本位停止國は停止と共に再樹立の準備期に入り込んだのであつて、我國のそれの樣に金準備を擁した紙幣本位制度はこの間の過渡的制度として觀察さるべきではあるま

いか？

(3) 貨幣價値をば金銀と云ふが如き物に結付ける制度を、拘束本位制度と云ふ。それに對して紙幣本位を自由本位制度と云ふ。此分類はカール・ヘルフェリッヒの用ふる所である。"Karl Helfferich, Das Geld.『金の問題』第一章參照。

貨幣の若干問題

一　貨幣の基本問題

一　貨幣經濟

A　貨幣の生成

現代の資本主義經濟は、また屢々貨幣經濟(Geldwirtschaft)なる名稱を以て呼ばれる。而して貨幣と言へば、その如何なるものなるかを何人も了解して居るが如くに見える。それにも拘らず、貨幣なる概念を明確に定むることは決して容易な事ではない。蓋し『貨幣とは何ぞや』といふ問題は、古くから學者・論客の盛んに論じた所であつて、而も甲論乙駁今日に至るまで歸一する所を知らざる有樣であるからである。併し貨幣なるものも畢竟經濟生活の發達に從つて生成變化したものであるから、吾々は貨幣の何ものたるかを明かにする爲に、先づそれが如何にして發生したかを概觀しよう。

今貨幣生成の過程をば理論的に考察せんとすれば、先づ交換(Tausch; Exchange)現象を出發點としなければならぬ。而して交換の本質は、一定の財貨又は勤勞を與へて他の財貨又は勤勞を獲得するに在る。故にかの原始的經濟生活を營んだ自給自足の經濟に於いては、未だ斯る交換は行はれない。蓋し各人又は各種族は、自ら勞働を行つてその極めて幼稚尠少の慾望を充足したからである。然るに人知の進み人口の增加して經濟生活の發達するに從つて、各々の慾望はその數に於き、その種類に於き、漸次多きを加ふると同時に、各人の天賦の才能に

は優劣差別の存するものがあるから、自己の欲する萬般の財貨又は勤勞を自らの勞働によつて得ることは困難となる。卽ち各人は自己の所有する財貨又は勤勞を與へ、之に對して他の有するそれを取得しなければならぬことになる。玆に所謂交換なる現象の發生するのを見るのである。換言すれば、交換の成立は分業の存在を前提とするのである。

併しながら、斯くして成立する交換は財貨又は勤勞相互間の交換である。卽ち、所謂物々交換（Naturaltausch; Barter）であり、又直接交換である。經濟生活の發達が未だ比較的幼稚な間は、此直接交換を以てしてもよく其目的を達し得るのである。所が、分業の發達は必然、交換さるゝ貨物の種類・數量の增加と交換の範圍の擴大とを齎らすものである。斯る場合に依然直接交換を行はんとすれば、勢ひ幾多の不便を來たし、時には交換は困難不能に陷つて、慾望充足の目的を到達することが出來ない。此不便困難を排除して財貨勤勞の交換を容易ならしめようとすれば、結局何等か第三の財貨を撰び出し、之を媒介として行ふの外はないのである。換言すれば自己の欲する物を得る爲には、先づ自己の所有物をば其の撰ばれた第三財貨に交換し、更に其第三財貨を以て所要の財貨を獲得しなければならぬのである。斯くして交換は第三財貨の介入に依り、所謂間接交換となるのである。

斯くの如き間接交換が一般に普及し、斯くして或種の財貨が間接交換に於ける特定の第三財貨として一般に認定せらるゝに至るや、該財貨は其經濟社會に於いて交換の一般的用具となり、從つて同時に價値の標準となるのである。この特定財貨こそは所謂貨幣なるものであり、斯くの如き過程を通じて玆に貨幣の成立するを見るのである。併しながら間接交換の當初に用ひられた特定財貨は、後に述べるやうに交換の用具としての外、それ本來の用途にも供せられざるを得なかつたのであるから、必ずしも純粹の形態に於ける貨幣ではなかつたのである。けれども貨幣形態の發展に從つて、交換當事者は此特定財貨をば、直接使用に供する爲ではなく、更に同じく交換の目的に供する意思を以て收受することゝなり、該財貨の一般的流通性は益々其度を進むるに至つたのである。

飜つて現代の經濟組織は、其一面に於いて私有財產と分業に基く交易經濟組織であるから、總ての生產及び分配を支配すべき統一的主體は存在して居らぬ。昨今の世界經濟不況期に於いては資本主義の修正としての統制經濟的運動が盛んになりつゝあるが、併しそれが一般化したとて其原則には變りはない。故に此組織の下に於ける各經濟單位は、其經濟生活を營む爲に、絕えず其所有する財貨又は勤勞を提供して他の經濟單位の所有するそれをば獲なければならぬ。然るに現代の如く經濟生活の進歩せる時代に在つては、直接交換を以て其目的を達することは到底不可能に屬する。卽ち、斯る不斷に缺く可らざる交換を成立せしむる爲に、特定財貨の存在は必須の要件となつてゐる。換言すれば資本主義經濟に於いては、財貨及び勤勞の交換の一般的用具となり、從つてその收得者も同一目的に使用する意思を以て受領するもの卽ち貨幣の存在が必然的であり、又貨幣が存在してこそ初めて資本主義經濟の發展と活動とが可能となつて居るのである。今日の經濟社會をば貨幣經濟と言ふのは、斯樣に貨幣を以て交換を行ふからであり、以て物々交換に依つて營まれる自然經濟（Naturalwirtschaft）に對照されて居るのである。

B　貨幣形態の發展

貨幣の生成が上述の如き過程を經たものであることは理論的に明かであるが、併し最初の貨幣制度が今日のそ

れと相違したものであつたことも亦想像に難くない。而してその今日に至る迄の發展の道程は、凡そ次の如き數段階に分つことが出來よう。

（一）**物品貨幣**（Warengeld）**制度**　交換が直接より間接となるに及んで、最初に現はれた一般的交換用具は、一方に於いては、人間自身の身に附けたもの、卽ち貝殻、金・銀・青銅の輪、布帛等より成る裝飾品であり、他方に於いては、原始的家庭の使用品卽ち奴隷、或る種の家畜、青銅・鐵の小刃、鐵製鋤、槍身、穀物等であつた。又初期には斯る裝飾品及び日常使用品以外に鹽及び獸皮・毛皮の如き特殊輸出品も亦交換用具として用ひられた。而して此等の特殊財貨を媒介として交換される諸財貨は傳統的の一定の割合、卽ち慣習的の價値標準に依つたのである。而も多くの場合、斯る財貨の一種類のみが交換用具として用ひられたのではなく、數種類のものが併び用ひられたのである。併し此場合、其の中の一種類が他種類に代用せらるゝことはなく、それぞれ取引の種類に從つて利用せられた。例へば幼稚な物品貨幣制度たる家畜貨幣制度に於いては、大なる單位としては毛皮が、小單位としては小牛、羊或は時には羊毛が用ひられた如くである。

併しながら此等の特殊財貨は貨幣とは言へ、そのまゝ卽時にそのもの本來の用途に供用し得るものであるから、貨幣として用ひられると同時に本來の用途にも利用せられたのである。此等の貨幣をば物品貨幣と言ふのは卽ちこれが爲であつて、此點から觀れば未だ純粹の貨幣を以て目すべきものではない。從つて物品貨幣制度の時代は貨幣の前史と云つても差支ないのである。

（二）**秤量貴金屬貨幣**（Edelmetallgewichtsgeld; Currency by weight）**制度**　既に物品貨幣制度に於いても金・青銅の輪並に銀棒の如きが他の財貨と共に交換用具として使用されたが、秤量技術の發見普及に從つて貴金屬は貨幣として決定的の役割を勤むることゝなつた。金銀及び銅が貨幣素材として優秀な自然的性質を有することは、此等金屬の秤量が行はれ得るに及んで初めて重んぜらるゝに至つたのであるが、これが爲に賣却の目的を以てする營利的生產は完全に形成され、價格の變動も明かに表はされ得るに至つたのである。而して此等金屬の價値關係が不變に存した間は、此等三種の貨幣が併び流通することも不可能ではなかつたが、銅は勿論、その供給增加の爲に貴金屬の列外に排除されるに至るまで、之に加はるを得たのである。

併しながら此等の貴金屬と雖も、秤量に依つて貨幣たる職能を盡くした間は、これまた貨幣として用ひられると同時に、其れ本來の用途にも使用されざるを得なかつたのである。加ふるに其形態、重量、品質等も一定して居らないから、貨幣として利用するに當つて一々之を吟味しなければならなかつた。從つて秤量貴金屬貨幣も亦物品貨幣の一種と觀ることが出來、頻繁な交換の用には適し難きものであつたのである。

（三）**鑄造貨幣**（Münzgeld; Currency by tales）**制度**　秤量貴金屬貨幣に在つては、之が授受に際して一々其品質重量等を檢査しなければならず、又之を其都度所要の個數に分割することも困難であるから、益々增大する交換取引には甚だ不便なるものである。故に此不便を除く爲に、金屬貨幣に一定の形式を與へ、刻印を附せんと考へらるゝに至つた。玆に金屬貨幣は秤量貨幣から鑄造貨幣への發展を遂ぐるに至つたのである。

鑄造貨幣は、其形狀・品質・重量が一定して居るから、授受の際化學的檢査も秤量分割も必要とせず、單純に個數を以て計算することが出來る。それと同時に鑄造貨幣は、交換の用具として交換の目的物とは截然區別せら

れて、一般財貨に對して特殊の地位を占むることゝなる。換言すれば貨幣は專ら貨幣としての用途に用ひられて、其素材本來の用途に供せられることはなく、素材から離れた獨立の存在となるのである。故に鑄造技術の發明は貨幣の發展上重要な意義を有するのであつて、全く鑄造貨幣の出現を以て眞の貨幣が成立したと言つてもよいのである。

鑄造貨幣に依る個數制度の下では、秤量制度の下に於けるが如き不便は存しないけれど、造幣技術の進歩せず、且つ造幣主體の確定しない場合には、其刻印に如何なる程度の信用を置き得るかゞ問題となる。蓋し鑄造貨幣は個數に依り自由に流通するから、之に乘じて其實價以上の刻印を附する者が出づる虞れがある。若し斯る欺瞞が行はれゝば、世人は鑄貨の授受に際して之を檢査するの必要を生じ、再び秤量制度の不便を忍ばなければならぬ。事實貨幣の鑄造を個人又は種族の行つた古代は兎に角、中世並に近世初期に於いても君主王侯等が自己の利益の爲に品質劣惡の貨幣を鑄造したり、又改鑄を行つた例は枚擧に遑がないのである。斯る弊害を防遏するには、國家が貨幣鑄造發行の自由に制限を加へ、之を國家の獨占に歸せしむるの外はない。故に近世に至つて中央集權の國家が確立するや、貨幣鑄造發行の權能は國家の手に收められ、貨幣不統一から生ずる弊害は除去されることゝなつたのである。

(四) 信用貨幣 (Kreditgeld 及び Papiergeld) **制度**　鑄造貨幣に在つては、その素材たる金屬はそれ自身相當の價値を有し、貨幣以外の用途にも利用し得るものである。然るに貨幣は流通能力のある以上、必ずしも金屬より成るを要しないのであつて、一葉の紙片であるを妨げない。否な紙片を以てすれば、金屬貨幣流通上生ずべき費用損失を省くことが出來る。卽ち紙片より成る貨幣たる紙幣が、それ自身殆んど何等の價値なきに拘らず流通するは、全くそれが貨幣としての用を果たすからである。故に紙幣は貨幣の發展上最も進歩せる一形式と云ふことが出來る。尤も紙幣の流通を圓滑ならしむる爲に、紙幣と鑄造貨幣又はその素材金屬の一定量との交換を認むるは各國の通例採用する所であるが、斯る兌換紙幣も亦廣義に於ける紙幣に屬するものである。

狹義の紙幣たる不換紙幣は一種の信用貨幣であるが、更に貨幣經濟に基く信用制度の發達は『預金貨幣』なる新らたな信用貨幣を造出するに至つて居る。但し『預金貨幣』が貨幣であるか否かに就いては議論のある所であるから、之に就いては後に論述するであらう。猶ほ一言玆に附加するは、今日信用貨幣の流通が盛んではあるが、併しこれのみから成るのではなくて、種々の鑄造貨幣と相ひ併んで流通するのが現狀である。從つて信用貨幣は鑄造貨幣に全然代つて了つた譯ではないのである。

二　貨幣の職能

貨幣が現今の社會に於いて有する職能として擧げらるゝものには數多あるが、今その主たるものを順次說明しよう。

(一) 一般的交換用具としての職能 (Die Funktion als allgemeines Tauschmittel)

先きに述べたやうに、貨幣なるものが一般的に觀れば、財貨及び勤勞の交換を媒介する特定財貨であるとすれば、此事から生ずる貨幣の第一の職能は、一般的交換用具であると言ふことが出來る。此職能は貨幣の生成發展

をば歴史的に觀察する場合に、先づ第一に且つ最も多く考察される所のものである。蓋し貨幣の成立は直接交換の不便を克服するの必要に發して居ると同時に、交換される財貨の種類・數量及び範圍の增加・擴大は貨幣をして不可缺の要件となすに至つたからである。

斯くの如く、一方に於いては分業の存在は貨幣の成立を必要ならしむるが、他方に於いては分業の進步・發展が貨幣の存在を必要とするものである。卽ち貨幣の存在しない場合には、生產者は、自己の生產物を需要すると同時に自己の需要する財貨を所有する者を、見出さなければ交換は行はれ得ない。然るに一般的交換用具が存在する場合には、生產者は自己の生產物をば貨幣との交換に需要者に提供し、その貨幣を以て自己の欲する財貨と交換することが出來る。換言すれば前の場合には生產者は特定消費者に拘束せられるけれども、後の場合には一般的交換用具は生產者をして、狹小な範圍內に於ける需要者から自由ならしめるのである。而してこの貨幣に依る生產者の特定消費者からの解放は、商業及び交通機關の發達に依つて益々其度を進むるに至つたのであるが、それは二つの部面に現はれてゐる。卽ち其一は、各人をして其勞力技能をば益々特殊の生產部門に傾注せしめ、而も特定の需要を顧慮するの要をなからしめて居ると言ふことである。言ひ換へると、分業の進步を可能ならしむると言ふことである。他の一は、貨幣は資本と勞働とをして一つの生產の爲に協力せしむるに至つたと言ふことである。蓋し資本も勞働も貨幣に對して交換されるのであるから、兩者とも其生產への協力に相應した報酬を正確に獲得することが出來るからである。卽ち生產の組織が變革されたと言ふことであり、斯くして所謂企業が成立し得るに至つたのである。

兎に角各人の所有する財貨も勞務も一旦貨幣に代へ、而して之を以て他人の所有する財貨並に勞務を獲得することが出來るのであるから、何人も貨幣の收受を拒絕しないのみではなく、之を收受して初めて容易に交換を行ふことが出來るのである。故に一般的交換用具としての貨幣の職能は、貨幣の成立以來引續き存在すると同時に、貨幣の本源的職能と稱せられるものである。

(二) 一般的支拂用具としての職能 (Die Funktion als allgemeines Zahlungsmittel)

次に貨幣職能の一として一般支拂の用具が擧げられる。前述の如くに、貨幣が財貨及び勞務の交換媒介物として作用する場合には、財貨↓貨幣↓財貨が一の過程として觀察されてゐる。然るに今日この過程は、貨幣の媒介の爲に財貨↓貨幣並に貨幣↓財貨と云ふ二つの過程に分析考察される。換言すれば貨幣の媒介に依る財貨並に勞務相互間の交換は、或る種の財貨を一旦貨幣と交換し、更にこの貨幣以て他の種の財貨と交換する爲に、二つの賣買過程として觀察されてゐるのである。故に前の過程に於いては、財貨に對して貨幣を以て支拂を爲し、後の過程に於いては、貨幣の支拂に對して財貨が獲得せられる。何れの場合にも貨幣は支拂手段として利用せられると觀ることが出來るから、貨幣は支拂用具としての職能を有すると主張せられるのである。

貨幣の支拂用具としての職能は、國家の如き强大な權力が一定の貨幣を强制的に支拂に收受すべきを命ずることによつて、一層完全に營まれるのである。故に、この點に着目して貨幣をば法律の創造物と看做す論者は、法律上承認された一般支拂用具たることを以て貨幣の重要職分と認め、特に之を强調する。G. Knapp の如き又 G. Cassel の如き其例である。

(三) 一方的價値移轉の用具としての職能

以上は一の過程たる間接交換をば貨幣を中心として二つの賣買過程と觀た場合であるが、又貨幣は交換媒介の手段としてゞはなく、單なる支拂手段として用ひられる場合がある。例へば贈與、租稅、罰金、損害賠償等の如くである。故にこの一方的給付手段も亦貨幣の職分として屢々主張せられる。

(四) 一般價値尺度としての職能 (Die Funktion als allgemeines Wertmass)

現代の如き貨幣經濟時代に於いては、あらゆる財貨並に勞務は殆んど例外なく貨幣と交換されるのであるから、總てのものゝ交換價値は貨幣の一定量を以て表はされることゝなるのである。全く貨幣の存在によつて、客觀的に比較され得ぬものが容易且つ正確に比較され得るのである。貨幣が價値尺度としての職能を有すると云はれるのはこの故である。

併し貨幣が斯る價値の尺度たる爲には、貨幣がそれ自體價値を有する場合でなければならぬ。換言すれば貴金屬より成る貨幣の如き場合でなければならぬ。蓋し貨幣が貴金屬より成れる場合には、あらゆるものゝ價値を其素材たる金屬の一定量を以て比較秤量するが故に、貨幣が價値の尺度であると言へるのである。然るに不換紙幣の如く何等素材價値を有しない場合には、斯く言ふことが出來ない。そこで今日總ての財貨の價値は貨幣金額を以て表示せられると云ふ點に重きを置いて、貨幣は價値表示の職能を盡くすとも主張せられる。而して價値の尺度なる語を文字通りに解釋して、貨幣が價値を測定すると爲すべきではないと言ふ。併し斯く言へば、總ゆる財貨の價値を表示するものは、貨幣そのものではなく、貨幣の單位であると言ふ非難が起るのであるが、この點は後に論述するであらう。

(五) 價値貯藏及び移轉の用具としての職能

各種の財貨は之を貯藏せんとすれば、廣き場所と多大の勞費を必要として、其上毀損滅失等によつて其價値の減損を來たす處れがある。殊に日常必要品に至つては腐敗滅失し易く、永く保存の用に適し難い。然るに貨幣は之が保存に斯る不便・勞費を要することなく、而も必要の時に之を以て所要の物と交換することが出來るから、貨幣殊に金屬貨幣の成立以來、資產を保藏せんとする者は貨幣を以て其用に當てるに至つて居る。貨幣が價値の貯藏及び增殖の用具なる職分を盡くすのはこの故である。然るにこの職分は信用制度の發達せる今日に於ては、縮少されて居ると言はなければならぬ。蓋し價値を貯藏するには決して貨幣を現實に保有するを要しない。卽ち之を銀行の如き金融機關に預入れ、之を他人に貸付け、或は有價證券買入等によつて其目的を達し得るからである。併し現今に於いても特に經濟發達の幼稚な社會又は經濟恐慌の深刻なる場合には、貨幣殊に金屬貨幣を貯藏・死藏・退藏 (hoarding; Horten) するは屢々見る所であり、金融恐慌の慮れある際には紙幣の退藏さへ行はれるのであるから、貨幣は猶ほこの職能を盡くして居ると言ひ得るであらう。

以上は貨幣の價値貯藏なる職能を時間的に觀たのであるが、之を場所的に觀れば、價値の移轉又は輸送の手段と云ふ職能となる。何となれば、一般財貨を輸送すれば、費用と價値減損とを負擔しなければならず、又財貨によつては全く不可能のものもあるが、貨幣によれば容易に同一の目的を達し得るからである。併しこの職能も、現金輸送に依らざる價値輸送の方法の發達によつて、其重要程度を減ずるに至つて居る。

（六）貸借目的物としての職能

物品貸借は返濟に當つて元物と同一種類・品質・數量を以てすることが困難である。殊に多種類の財貨を多量に借入れることは不可能の場合が多い。此場合に貨幣を以てすれば、貨幣は總ゆる財貨に對する取得能力を有してゐるから、借手にとつて財貨自體を借入れたと同一の結果を生ずるし、又貸手も同一金額でありさへすれば、貨幣は完全な代替性を有するから、返還を受くるに際して不測の損失を蒙らない。故に貨幣による貸借は現物貸借に代つて盛んに行はれるに至つてゐる。（但し貨幣價値の變動による損得は生ずる。）殊に貨幣が貸借目的物として營利の用に供せられる場合には、之を以て貨幣の資本移動媒介の職能と稱せられることがある。例へば Karl Helfferich (Das Geld, S. 295.) の如くである。

（七）他種貨幣の準備としての職能

更に貨幣が他種貨幣の準備に供せられることを以て、其職能の一に數ふる論者がある。例へば金貨が兌換券の準備となり、又兌換券が預金貨幣の基礎となるが如きである。但し前者の場合には必ずしも貨幣形態たるを要しない。地金であつても、又有價證券であつても差支ないが、後者の場合には兌換券等の貨幣が、それ自身の金額以上の貨幣の準備となるものである。

以上は、貨幣の職能として擧げられるもの、中主要なものである。併し此等の職能は各種の貨幣が個々別々に營むものであるから、如何なる貨幣もその總ての職能を同時に營むものであると云ふ意味ではない。例へば貸借用に供せられる貨幣は、其際交換用具としての職能を營んで居るのではなく、中央銀行に保有される金貨は他の職能を營むものでないが如くである。併し或る貨幣が一の職能を營むに際して他の職能を併はせ行ふと云ふことは勿論ある。例へば或る財貨と交換される貨幣は、他の一面から觀れば、支拂用具となつて居ると言ひ得るが如くである。要するに以上の職能は、貨幣の利用される現象を個別的に觀察し、斯くして得た其職能を一般的に論じたに過ぎぬ。

更に以上各種の職能は、總て貨幣の成立以來引續き存在したものだとは言ひ得ないであらう。貨幣そのものが歷史的に變遷した樣に、其職能も亦歷史的變化を受け來たつたものと觀るべきであらう。而して發生的に觀れば、一般的交換手段としての職能は貨幣の成立と共に存續するものと云ふことが出來る。蓋し貨幣は主として一般的交換の媒介物として發生したものであるからである。この故に多くの論者（K. Menger 其他）は、之を以て本源的又は第一次的職能と名付けて居る。之に對して爾餘の職能は派生的又は第二次的職能と呼ばれる。例へば一般支拂の用具たる職能は、既述の如く財貨の交換過程が二つの賣買過程と認められる結果生ずるものであるから、固より第一次的職能と別種のものではない。唯今日の如き貨幣經濟時代に於いては、貨幣が財貨―貨幣―財貨と云ふ過程を經なくとも、一度他の財貨と交換されれば、たゞそれ丈で流通の媒介を爲して居るものと觀察されて居る。この意味に於いて、支拂用具たる職能は貨幣の主要職能として今日屢々主張されるのである。併し經濟上認められた支拂用具としての職能の如きは遙かに後世のものであり、又一方的支拂用具の職能は、これあるが故に貨幣となるものではなく、貨幣なるが故に此作用をも營むのである。其他價値貯藏移轉の用具、貸借目的物、他の貨幣の準備等の職能は何れも、貨幣なるが故に營み得る職能である。

併し一般的價値尺度としての職能に就いては、問題が殘されて居る。元來二物の交換に於いて、一方の財貨は他方の財貨の交換價値を相互に表示するものである。故に其一方の財貨が貨幣なる場合には、貨幣は之と交換される財貨の交換價値を表はし、之を測定し、其標準となると考へられるのである。然るに貨幣が金屬貨幣乃至はそれ以前の形態のものであつた場合には、貨幣の交換價値は要するに其素材のそれであつたのである。換言すれば貨幣の素材價値を有する貨幣は價値の尺度又は標準となると言ひ得たのである。然るに不換紙幣の如き單なる紙幣は何等の素材價値を有して居らぬ。從つて此場合には、前述の如く貨幣が價値の尺度となるのではなくして、唯價値を表示するのである。卽ち單に價値表示手段であるとの議論が生ずるのである。併し之に對しては一般財貨の價値を表示するものは、決して貨幣そのものではなく、貨幣の數量を表はす單位例へば圓、磅等の如きものに過ぎぬから、貨幣には決して價値の尺度又は表示手段なる職能なしとの說を生ずるのである。此の說は主として貨幣を廣義に解し且つ現代に於ける其進歩した形態を眼中に置く論者によつて主張せられる。但しこの點に關しては、同じく貨幣を廣義に解する論者の中にも、財貨と貨幣との交換に於いて兩者の交換價値は相等しいものである以上、兩者は相互に秤價される關係に立ち、貨幣は一般財貨の交換價値の尺度となると觀る者も存する。勿論この場合貨幣は、貨幣としての價値を有しさへすればよいのであつて、決して素材に依存する必要はないと言ふのである。

何れにしても價値の尺度たる職能を容認すれば、斯る職能は一般的交換用具としての職能と同時に存在したものと言はねばならぬ。卽ち貨幣が交換媒介を爲す場合には、其反面に於いて價値の標準となり、又價値の標準となる時には交換の媒介を爲して居るものである。

惟ふに貨幣が價値の尺度となるか否かに關して所論の岐れるのは、事實そのものゝ錯綜を指示するものである。蓋し現代に於いては猶ほ、金貨の如く完全な素材價値を有する貨幣が存在し、又假令それが實在しない場合でも紙幣と金一定量との交換卽ち兌換を容認する制度を以て原則として居ると同時に、實際上では斯る制度が屢々停止せられて、純然たる不換紙幣が使用せられてゐる。言ひ換へると、金屬貨幣から信用貨幣への過渡期であるからである。故に貨幣が漸次信用貨幣へ推移するに從つて、理論も推移を示すに至るであらう。

三　貨幣の本質

貨幣に關する重要な基本問題の一は貨幣の本質に關するものである。換言すれば貨幣とは何ぞやの問題である。今貨幣の本質に關する學說を其觀方を標準として觀れば、大體素材主義（Materialismus）と名目主義（Nominalismus）との二部類に分つことが出來る。前者は貨幣を其素材から觀察せんとするものであり、後者は之が名目性を强調せんとするのである。換言すれば一方は貨幣を物そのものに卽し、他方は之を事に關して觀察せんとするのである。今此等兩主義に屬する諸學說をば簡單に說明しようと思ふ。

A　素材主義

素材主義に屬する學說は貨幣商品說（Warengeldtheorie）である。この說は最も古くから存し、今日に於いても猶ほ其信奉者を失はぬものであるが、この學說に從へば、貨幣を以て一の商品そのものと觀、その素材に價値

あればこそ、或る商品が貨幣として使用せらるゝのであると主張するのである。惟ふに經濟未發達の社會に在つて、直接交換が間接交換に進展した當時に在つては、貨幣形態の發展の項に述べた様に、物それ自體に價値を有すればこそ交換媒介物即ち貨幣となつたのである。物それ自體に價値なき物品例へば一葉の紙片の如きが交換媒介物たる役割を勤むるが如きは固より不可能に屬したのである。何となれば斯るものを喜んで收受する者の存しないことは、言ふ迄もないからである。故に原始的な經濟社會に在つては、物品そのものが貨幣であつたことは事實であり、この事實をそのまゝ容認するものがこの貨幣商品說なのである。

然るに、既に略述した様に、經濟社會の發達に伴ひ、各種の物品貨幣に代つて一般に貨幣として使用せられたものは金屬殊に貴金屬である。故に貨幣商品說を擴大適用すれば、金屬の一定量を以て貨幣と觀、金屬それ自體が價値を有するから貨幣たり得ることゝなるのである。從つて貨幣商品說は一般的に言へば、金屬主義（Metallismus）の學說と一致することゝなるのである。事實今日素材に重きを置く學說は金屬を眼中に置いて居るのであるから、Knapp によつて金屬主義なる名稱の與へられて以來、一般にこの名を以て呼ばれて居る。而してこの貨幣商品說或は金屬主義が、今日に於いても其信奉者を失はないのは、貴金屬が現今に於いても猶ほ一般に貨幣の資材として用ひられ、各國の貨幣に關する法制も依然その精神を汲んで居るからである。

金屬主義の學說は、貨幣を以て一定量の貴金屬と觀、又貴金屬に價値あればこそそれが貨幣となると主張するのであるから、此の種の說を主張するものは、貨幣を以て一般價値の尺度たる職能をつくすものと認むるのである。勿論貨幣が價値の尺度となるは、その材料たる貴金屬が價値を有するが故であるが、從つて此種論者はこの

職能を以て貨幣の第一の職能となし、或は少くとも一般交換手段たる職能と同等に置かんとするのである。

此種の學說を奉する學者は古來枚擧に遑なき有様であるが、其若干をあぐれば、Karl Knies, Eugen Philippovitsch, Friedrich Lolz, Richard Hildebrand, J. Laurence Laughlin 等があり、Karl Diehl の如きも特殊の地位を占むる金屬主義論者である。

金屬主義の學說は、歷史的事實に立脚せるものであつて、今日に於いても必ずしも誤謬以て一蹴し去ることは出來ない。けれども此說は幾多の缺陷を包藏すると同時に、貨幣現象の進展は其缺陷を暴露せしむるに至つて居る。卑近の例を採つて言へば、此種の說を以てしては何等素材價値を有しない不換紙幣の如きは、如何にして說明することが出來るか？ 固より此種の論者を以て觀れば、紙幣の如きは貨幣ではない。貨幣が金と兌換さるゝ制度の維持される場合には、紙幣は貨幣ではなく、其背後に在る金貨又は金が貨幣であつて、紙幣は單に其代用を爲すに過ぎぬと解釋することも確かに出來よう。併し不換紙幣のみの場合には斯く言ふことは出來ない。若し强ひて斯く言へば、不換紙幣の時代には貨幣は存在しないと言はなければなるまい。けれども此場合にも不換紙幣は儼然として貨幣の役割を果たして居るのである。古き事例に依らなくとも、歐洲大戰中及び後並に現世界經濟不況期に於ける紙幣本位時代は、この事實を明かに立證してゐるのである。惟ふに、此種の說が斯る缺陷を有するのは、何故貨幣が貨幣としての職能を果たすかと云ふ點に關する、充分な觀察を缺如することから起るものであらう。

B 名目主義

一 貨幣の基本問題

名目主義なる名稱は、種々に用ひられ、其包括する範圍は必ずしも一定して居らぬが、こゝでは便宜上素材主義に據らぬ學說を包括するものと解し(廣義)、これに屬する各種の學說を略述するであらう。從つて等しく名目主義と言つても、其主張には大なる懸隔が存し、決して統一された學說を指すのではない。

而して此主義に包括される各種の學說を其特色に從つて大別すれば、先づ貨幣職能學說 (Funktionstheorie des Geldes) 貨幣國家學說 (Staatliche Theorie des Geldes) 貨幣票券說 (Anweisungstheorie) 貨幣抽象單位說 (Theorie des Geldes als abstrakte Einheit) とが存する。既に述べたやうに、貨幣に關する何れの學說も、之を解說するに當り、其職能に關する說明を以て或は試み或は補足してゐる。この事は金屬主義の學說に於いても、又名目主義の學說に於いても同樣であるが、こゝに特に職能學說と言ふは、貨幣の本質を其一般的交換手段及び價值尺度たるの職能に求めんとするの說である。"Money is that money does" なる一句は、この說の眞髓を指示するものとして、屢々利用されるものである (F. A. Walker, Money, 1891, p. 504.) が、近時この說の代表者と目せらるゝ者は Karl Helfferich である。(Geld und Banken, I. Teil, Das Geld.) Helfferich に依れば、貨幣とは與へられた經濟領域と與へられた經濟組織に於いて、個々の經濟當事者間の流通 (或は價值の移轉) を媒介すると云ふ正規の職分を有するものゝ總てであると定義されてゐる。(S. 263) 卽ち彼は各經濟當事者間に於ける流通の媒介を以て主要點と觀、之を其正規の職分とするものは如何なるものも貨幣となして居るのである。

貨幣を國家法制の方面から觀察するの事實は極めて古く、希臘哲學者に遡つて之を求め得ると稱せられる。併し近世貨幣理論に於いて貨幣國家學說として知らるゝものは Georg Friedrich Knapp ("Staatliche Theorie

des Geldes") に依つて唱導せらるゝ學說であり、この學說の出現は近世に於ける貨幣理論の轉向を劃するものである。今 Knapp に從へば、「貨幣は法律制度の創造物である。そは歷史の經過に於いて種々の形式を以て現はれ來たつてゐる。それ故に貨幣の理論は唯法制史的たり得るのみ」(S. 1.) 而して「總ゆる貨幣は金屬より成ると紙片より成ると、要するに支拂手段一般の特殊の場合に過ぎない。支拂手段の概念は法制史の範圍內に於いて形成せらるゝのであるが、單純な形式に始つて發達した種類に進んでゐる。支拂手段は上位概念で、貨幣概念は之に從屬するのである。蓋し未だ貨幣たらざる支拂手段が存すると同時に、貨幣たる支拂手段があり、更に最早貨幣たらざる支拂手段があるからである。茲で問題は支拂手段とは何かであるが、要するに法律制度に於いて價值單位の保持者として承認された可動財であるとなし、其價值單位の概念は歷史的のものであると爲してゐる。斯くして貨幣とは何ぞやの問題に答へて言ふ、「獨逸語に於いて貨幣は常に形體の與へられた支拂手段である。が併し形體ある支拂手段であつて而も猶ほ秤量的に取扱はるゝものがある。一般に秤量的に支拂を爲す限り、未だ低き段階に立つて居るのであつて、歷史的發達の道程の後に於いて克服さるべきものである。一層正確な觀察者にとつては、近時の意味に於ける貨幣は、形態ある支拂手段が法制的通用力を有する場合に初めて存在するのである。この場合に支拂手段は表券的制度を有するのであるから、吾人は與へられた問題に次の如き解答を得るのである。卽ち貨幣は常に表券的支拂手段 (Chartale Zahlungsmittel) を意味する、如何なる表券的支拂手段も吾人は貨幣と稱する。貨幣の定義は表券的支拂手段である。(a. a. O., I. Kapitel § 1.)

名目主義の學說の中最も重要なる地位を占むるものは貨幣票券 (指圖證) 說であらう。固より Knapp の所說

も之に屬するものであるが、併し前者は法制的觀察を主とするものである。故に玆では經濟的觀察を主眼とするものゝみを包含するであらう。而して票券說の眼目とする所は、貨幣を以て商品に對する一般的參加票券、一般的指圖證であると觀る點に存し、無條件に自ら價値を有じなければならぬものではないと主張する。卽ち商品に對する一般參加票券であるから、特定の財貨の特定數量に對するものではなく、一經濟社會に於いては人と時と處とに制限なく、如何なるものをも獲得することの出來る票券なのである。從つて社會生產物に對する一般的參加票券たる性質を有するものは如何なるものにても貨幣たることゝなるのである。貨幣商品說は眼に見ゆる、技術的に評價され得る素材から出發して、玆に貨幣の本質を求め、而して素材價値を有せざる現象を以て例外なりとする。是れに反して票券說は、眼に見えぬ職能から出發して貨幣の本質をそれに求め、技術的に評價し得る素材は本質的のものでないと觀るのである。

一體貨幣を單に記號（Zeichen）に過ぎないと觀る理論は、周知の如くに古いものであつて、アリストテレスの所言にも斯る見解が藏されてゐる。降つては Law, William Petty, Berkley, John Locke, David Hume, Montesquieu 等があるが、就中十九世紀に於いて貨幣を以て財貨に對する記號又は票券と認むる學說を明白に述べたものは、Grafen Buquoy 及び Samuel Oppenheim である。例へば Oppenheim は、貨幣の交附は、その代りに受領さるゝ消費財に對する現實的支拂ではなく、將來の支拂に對する指圖證に過ぎないのである。換言すれば、それは現實に相ひ等しいものではなく、將來或る價値ある給付を爲すべき記號に過ぎない、と述べて居る。併しながら此等の諸家の見解は多くは斷片的のものに過ぎなかつたのであるが、現代に於いて經濟社會

及び之に於ける貨幣の職能を分析して、此說に確固たる基礎を附與するに至つた人々は Bendixen, Karl Elster, Lansburgh 等である。

以上の諸學說は未だ何れも貨幣の具體的形態を眼中に於いて居るのであるが、更に近時之を以て單なる抽象概念と觀んとする論者がある。殊に此抽象說は現代に於いては Robert Liefmann の名と共に喧傳されて居る。姑らく Liefmann の說く所に據れば、從來の貨幣學說は全く例外なく素材を眼中に置いてゐた。換言すれば如何なる學說も、貨幣を以て現實の支拂手段、卽ちそれが國家の發行に係るものたるにせよ、或は國家の承認したるものなるにせよ、各種の形式の鑄貨及び紙幣と解してゐる。人々が此等學說の或るものを金屬主義と名付け、他のものを名目主義と指稱する場合、それは單に貨幣の價値に關する通常の問題に關聯して居る丈であつて、その兩學說とも現實の支拂手段を考察して居り、同時に貨幣の經濟內部に於ける職能を全然等閑に附して居ることには、少しも關說する所がない。試みに吾人の日常生活の用語をみよ。確かに人々は鑄貨や銀行券を又貨幣と言ふ。併し、人々が貨幣に就いて云々する場合に、常に斯くの如きものを考察してゐるであらうか？人々が「それは幾何の金がかゝつてゐる」と言ふ場合には、價格と所得との關係を考へてゐる。又人々が「此人は幾何の金を儲ける」と云ふ場合には、現實の支拂手段を考へてゐるのではなくて、寧ろ抽象的計算單位に於ける其所得卽ち其形式的・抽象的の購買力を考へてゐる。同樣の言ひ方は無數あるが、それは何れも現實の支拂手段ではなく、マルク、法、クローネと言ふが如き抽象的計算單位を意味してゐる。而して今日旣にあらゆる所得が依つて以て計算され且つ實際に於いてあらゆる價格の基礎となつてゐる抽象的計算單位は、益々廣い範圍に於いて、あらゆ

る價格の支拂の爲にも利用せられてゐる。斯くの如き發展は結局現實の貨幣を無用に歸せしむるものである。故に吾人にとつて貨幣は、國民經濟内に於いて商品を媒介する現實の支拂手段の總計でなくて、一つの觀念であり抽象である。換言すれば一般的計算單位であると、述べてゐる。Edwin Cannan も亦之と相ひ似た意義を述べてゐる。卽ち貨幣は他の種々の經濟上の言葉と同樣に、又殆んど總べての日常用語と同樣に、關係の異るに從つて異るものを意味してゐる。而して物價騰落の原因に關する研究を示唆するが如き關係に於いては、それは賣買其他の商業上の取引にも通常用ひらるゝ計算の單位を意味してゐるのである。

以上は貨幣の本質に關する學說の大要である。而して之を通觀するに、貨幣商品說は過去の事實を說明し得たとしても、最早進歩した貨幣形態に適用し得る說ではない。然らば名目主義に就いては如何？　貨幣國家學說は、貨幣流通上に於ける國家の法律制度の重要性を確認する點に於いて、現時の事實によく適合する說であるけれども、そは要するに貨幣の法律的觀察であつて、經濟的考察ではない。故に經濟的觀察に在つては、觀點を國家法制以外に求めなければならぬ。Knapp の流れを汲める Bendixen, Elster 等がクナップ說を擁護しつゝも、之を以て貨幣本質の一面を述べたものとなし、又之を以て貨幣に關する經濟理論の出發點となして居るのは、當然の次第と言はねばならぬ。更に貨幣を抽象的に計算單位と觀る說に就いては、現代の經濟生活に於いては現實の貨幣個片殊に鑄貨の使用が漸次其重要性を失ひ、紙幣の使用が增大すると同時に、具體的形態の貨幣を用ひざる取引が一層多きを加へつゝあるとは言へ、この事から直ちに貨幣は抽象的單位と言ふことは出來ない。單位は貨幣計算の單位であつて、貨幣そのものではなく、單位を代表して流通するもの自體が貨幣なのである。故に貨幣は敢て其形態の如何を問はないのである。してみれば殘る所は職能說と票券說とである。而して貨幣の職能的觀察は、之が本質を明かならしむる爲に缺く可からざるものであること既述の如くであるけれども、併し如何に之を以て補足しても素材主義は陳腐の說たるを免れぬとすれば、職能的觀察に基き、而も單なる職能說に一步を進めた票券說は、幾多の非難缺點があるとは言へ、先づ現代の貨幣の本質を明かならしむるに最も役立ち得る說と言はねばならぬであらう。

四　貨幣の種類及び流通制度

A　貨幣の種類

貨幣形態の發展の項に述べた樣に、如何なるものも一般的交換手段として經濟社會に流通する場合には貨幣たるものであるから、貨幣たり得るものと、たり得ざるものとを區別すべき絶對的標準は存在しない。例へば米が斯るものとして一般に流通するとすれば、それは疑ひもなく貨幣であるが、併し其の貨幣たる米がそれ本來の用途に供せられる時は最早貨幣ではない。故に古來用ひられた貨幣を見れば其の種類は多樣なるを免れないが、現今何れの國にも廣く用ひられる貨幣の種類は、その形態から見て大體金屬貨幣、紙幣及び預金貨幣の三種であると言ふ事が出來よう。

併しながら何が貨幣であるかに就いては、貨幣の本質に關して說の異なるに從つて、それが相違を示してゐるのは當然である。例へば金屬主義の立場から觀れば、本來の貨幣は金屬貨幣に限り、其の他のものは貨幣の代用

物たるに過ぎない。然るに名目主義の學說はその素材を區別の標準としないけれども、法律的見地に重點を置けば、國家法制上認められた貨幣は眞貨幣であるが、その他のものは然らざるものとなる。是れに反して票券說を以てすれば、一般的交換手段となり以て社會的生産物に對する參加票券たる性質を有するものは、法律上認められたるものたると否とを問はず貨幣としなければならぬ。斯くの如く貨幣と非貨幣との區別は說によつて異なるとは言へ、要するに、一般的交換手段となり以て社會生産物に對する參加票券たる性質を有するか否かを以て、之が標準となすべきであると考へられる。

今前記各種の貨幣に就いてみるに、金屬貨幣が貨幣たる點に就いては異論はない。然し紙幣が貨幣たるか否かに關しては今日概ね之を貨幣と認むるに至つてゐるが、猶ほ議論が存してゐたのである。更に預金貨幣に至つては、今日に於ても容認する說と否認する說とが相半ばして居る狀態であるが、此等の點に就ては、夫々の項に於いて言及するであらう。

B　金屬貨幣

今學說の如何はしばらく措き、各種形態の貨幣が併び流通して居ることは事實である。又社會に於ける各般の取引は其の金額を必ずしも等しくせず、大小各種の取引が雜然として行はれてゐる。故にその必要に應ずる爲に各種形態の大小種々の金額の貨幣が流通してゐるが、併し此等は相互に連絡なく、雜然として流通して居る譯ではない。其金額さへ同一ならば相互に代替して流通するを得、言はば統一ある一體をなして居る。而して代替性を有せず、統一された秩序を離れたものは、最早貨幣たる地位を占有し得ない狀態である。

斯くの如く各種貨幣によつて構成された統一ある一體、換言すれば貨幣に關する一定の秩序組織を貨幣制度と云ふ。元來貨幣制度なるものは必ずしも國家の制令たるを要しないのであつて、社會の承認はよく貨幣の流通をして圓滑なるを得せしむる道理である。併し乍ら各種各樣の貨幣の流通すること今日の如き複雜な狀態にあつては、其間一定の統一を保ち、其流通狀態の混亂を防がんとすれば、勢ひ國家の如き强大な權力を有するものが、確然たる貨幣制度を設くることは甚だ必要となるのである。故に今日文明國は何れも之が爲に貨幣の制度を定むる最上權、卽ち造幣高權（Münzhoheit）と貨幣を製造發行するの特權卽ち造幣特權（Münzregal）とを手に收めて貨幣制度を定めてゐる。各種貨幣の中一般に直接國家の支配を受けてゐるものは金屬貨幣と紙幣であるが、殊に金屬貨幣は古代から一地方又は一國の統治者によつて獨占製造發行されて居り、今日の文明國でもこの例に洩れるものはない。

國家がこの獨占した鑄造權によりて自ら鑄造發行する貨幣を流通に附する場合には、之に法律上の强制流通の效力を與ふるを常とする。强制流通の效力とは、當事者間に反對の意思表示の存せざる限り其交附を拒否し得ないことであつて、其の效力を有する貨幣を法貨と言ふ。而して法貨には金額に制限なきものと之あるものとがある。前者は無制限法貨であり、後者は制限法貨である。元來法貨たるべき貨幣の撰定に關しては三つの制度、卽ち單法貨幣制度、複法貨幣制度及び混合法貨幣制度とがあるが、今日は一般に混合法貨制度に據り、一種の貨幣を撰定して主たる法貨とし、大額の取引は總て之によらしめ、それと同時に之と異つた金屬等を以て數種の貨幣を造り、一定の金額を限つて法貨たる資格を與へ、主たる法貨と同價を以て流通せしめる。（法貨たる資格は金

屬貨幣に限つて與へられるものではない）

次に金屬貨幣は今日に於ては一定の形態に鑄造されるから、鑄造貨幣と言ふことが出來るが、通例本位貨幣と、補助貨幣の二つに分たれる。而して本位貨幣の特徴として一般に擧げられるものは、(1)無制限法貨たること、(2)名目價値と素材價値とが一致することである。けれども(1)の條件は法律上の問題であるから、經濟上から觀れば(2)を以て本位貨幣の本質的特徴と言はなければならない。今日多數の國に於ける本位貨幣は金貨である。（但し流通しないし又存在しない場合もある）

本位貨幣の表面價値と之を構成する地金としての金の價値とが一致するのは、決して自然に合致して居るのではなく、人爲的手段によつて兩者をして等價關係を保持せしめて居るのである。而して其の手段とは自由鑄造と自由處分である。

元來貨幣の鑄造には自由鑄造と制限鑄造の二制度があるが、本位貨幣には自由鑄造の制度が行はれてゐる。即ち本位貨幣の鑄造に必要な量目の地金を造幣局に輸納して鑄造を請求する時は、國家は必ず之に應ずるの制度である。而して此の制度があれば、金地金は本位貨幣を鑄造する割合、例へば金一匁を以て五圓金貨を鑄造するが如き割合以下に、長く其の價値の下落することはない。蓋し地金の價値が其の割合以下に下落すれば、地金所有者は地金を造幣局に輸納して金貨として利用した方が利益となるからである。而して此の造幣局が地金輸納者の爲に本位貨幣を鑄造する一定の割合を、地金の造幣價格と稱する。但し自由鑄造と言つても、鑄造請求者に對して若干の鑄造手數料を賦課する場合がある。此の場合には其の手數料丈は本位貨幣の表面價値と素材價値とが開きを示すが、實際に於いて手數料をとるとしても、甚だ少額なるを常とするから問題外に置くことが出來る。

自由處分と言ふのは、一定の量目の地金を以つて鑄造された貨幣を鎔解し又は輸出することを自由ならしむる制度である。自由處分を許す場合には、地金の價値は長く造幣價格以上に上るを得ない。例へば金の造幣價格が一匁五圓なる場合に、その市價が五圓以上にあるとすれば地金を購入するよりも、金貨を鎔解した方が其の差額丈利益となるから、何人も金貨を鎔解して地金として處分する結果、地金の價値は結局造幣價格迄下落せざるを得ない。斯くの如く自由鑄造及び自由處分と言ふ人爲的手段によつて、本位貨幣の名目價値と素材價値とは合致するのである。

次に補助貨幣の特徴は(1)制限法貨たること、(2)其實質價値が表面價値より低きに在ること、(3)額面金額が比較的小なることである。

元來大額の取引には本位貨幣又は之に代るものが用ひられるが、日常少額の取引の用には供し得ないから、之を補ふ爲に用ひられる貨幣が卽ち補助貨幣なのである。故に其の額面は小額に止められるゝのであるが、通例は額面を異にする數種の貨幣が發行せられ、それぞれの用途に供せられる。

補助貨幣は小額貨幣なるが故に、通例銀、銅、白銅の如き本位金屬より價値の低い卑金屬を以て製造せられる。然らば何故その表面價値よりも低き實質價値を有せしむるかと云ふに、元來此等の金屬も其市場價格は一般の商品と同樣に、市場に於ける需要供給によつて支配されてゐる。故に今若し表面價値と實質價値と相等しい補助貨幣を製造發行する時には、市場價格に多少の騰貴を來すに於いては、補助貨幣は鎔解されて流通界からその姿を

沒するであらうことは、前に本位貨幣に就いて述べた所と同一である。然るに一經濟社會に於いては、その日常取引の爲に常に或る程度の補助貨幣を必要とするが故に、その流通界に於ける數量が甚だしく減少すれば、日常取引に不便を來す處れなしとしない。斯る事情あるが故に補助貨幣の實質價値をして表面價値との間に或る程度の開きを設け、該金屬の市場價格の通常の變動を以てしては補助貨幣の鎔解を來すことなきを期したのである。

補助貨幣は斯くの如くに實質價値以上の表面價値を有するから、之が自由鑄造を許すことはない。蓋し補助貨幣の鑄造に際しては多額の造幣收益を生ずるから、若し之に自由鑄造を許す時は何人も爭つて之を請求するに至るべく、補助貨幣の供給增加し、其過剩に過ぎる時は、その流通價値をして實質價値に迄低落せしむるに至るであらう。故に此種の貨幣にあつては自由鑄造を認めず、國家に於いて任意に鑄造を制限するを以て原則とする。

然らば何故にこの種貨幣の法律上の强制通用力に一定の制限を附するかと言ふに、此點に就いて從來主張せられたところは、此種の貨幣に無制限法貨の資格を與へるならば、金額の大なる時には其重量重く取扱ひに不便であると云ふこと、斯る制限を設くることにより、貨幣を受領するものに對して完全な實質價値を有する貨幣を以て支拂の爲さるゝことを保證する事等である。[1] 各國の貨幣法に於いて斯樣な制限を設くるは、恐らく斯る主意に基いたのであらうが、今日に於いては本位貨幣は通例流通しないのであるから、舊來の傳統によるに過ぎない。

(1) 補助貨幣を制限法貨とする理由としては、從來次の如きものが擧げられた。

1 無制限なる時には債權者は實質の尠い貨幣のみを以て支拂ひを受け、萬一價格が低落すると多大の損失を蒙る虞れあること

2 價格の低落なしとするも、運搬授受に困難を感ずること

3 外國に正貨を輸送するの必要ある者は、補助貨幣を受領するも、之を一旦內國市場にて使用するを要し、取引の敏活を缺くこと

4 補助貨幣を發行する趣意は本位貨幣のみにては、完全に決濟されぬ取引の用に供するに在るから、其の資格に制限を加へても流通上故障なく、却つて本位貨幣と相並んで適當な使途に就かしむるを得ること

要するに定位貨幣（表面價値より低き實質價値を有する貨幣）としての地位を與へられた補助貨幣が、本位貨幣と等價を以て流通するのは、その供給に適當の制限を加へて需要を超過せしめず、法律上本位貨幣と同價を以て流通するの保證を與へ、且つ國家が租稅其他の收納に無制限に收受するからである。

最後に金屬貨幣の鑄造流通に關しては、先づ第一に金屬貨幣の含有すべき金屬の分量が一定されなければならない。此の點に就いて本位貨幣の有す可き分量は、政府に於いて任意に定むることは出來ない。蓋し本位貨幣は表面價値と實質價値とが一致するものであることは既述の如くであるからである。故に其分量は該素材の市場價格に從つて決定されなければならない。我國が明治三十年に金本位制度を實施するに當つて五圓の金貨の有すべき金の分量を一匁と定めたのは、當時の金銀比價に應じたのである。（金單本位制度）而して若し二種の金屬例へば金及び銀から本位貨幣を鑄造する場合（複本位制度）には、金と銀との比價を法律上確定し（法定比價）、之に從つて金貨及び銀貨の定量を定むることゝなる。但し此の制度は今日は一般に行はれない。

補助貨幣の定量に就いては、前者と異り、政府が隨意に決定することが出來る。併し此場合にも、その素材價値

に多少の變動があつても容易に鎔解及び輸出の行はれない程度に置かれなければならぬことは、之を前に述べた。

以上は金屬貨幣の純分に就いての決定であるが、更に其の量目及び品位が一定されなければならない。蓋し金、銀の如き金屬はそれのみにては柔軟にすぎるから、適當な卑金屬を混和して適度の硬度を保たしむるを要する。この混和する卑金屬を雜分（Alloy）と言ひ、純分と雜分との和を量目又は全量目（Weight）と稱し、純分の量目に對する割合を品位（Finess）と名づくる。例へば我國に於ける金貨の品位は、千を基準とした量目に對して純金九百分、參和銅百分であるから、五圓金貨の量目は四・一六六六グラムとなり、〇・四一六六グラムの銅を混和してゐる。（十圓金貨は其の二倍、二十圓金貨は四倍の量目となる）補助貨幣に至つては單に性質を鞏固ならしむる必要からのみではなく、貨幣の實質を低下する目的を有するから、その品位は一般に低い。我國の銀貨は純銀七百廿分、參和銅二百八十分である。（ニツケル貨幣は純ニツケル、青銅貨幣は銅九百五十分、錫四十分、亞鉛十分）[2]

(2) 我國近年に於ける鑄造貨幣に關する規定の變遷は、大體次の如くである。

明治三十年貨幣法　金本位制度の實施

貨幣の種類		量目	品位
金貨	二十圓、十圓、五圓	一匁一分一厘一毛	純銀八百分、參和銅二百分
銀貨	五十錢、二十錢、十錢	十圓 其二倍 二十圓 其四倍	
白銅貨	五錢		
銅貨	一錢、五厘		

貨幣の量目			
五圓金貨	一匁一分一厘一毛	十圓 其二倍	二十圓 其四倍
五十錢銀貨	三匁五分九厘四毛二		
二十錢銀貨	一匁四分三厘七毛七		
十錢銀貨	〇匁七分一厘八毛八		
五錢白銅貨	一匁二分四厘四毛一		
一錢青銅貨	一匁九分〇厘〇毛八		
五厘青銅貨	〇匁九分五厘〇毛四		

通用力		
明治卅九年四月	金貨無制限	銀貨 十圓 白銅及青銅貨 一圓
同 四十年三月	五十錢、二十錢銀貨量目遞減	
大正 五年二月	十錢銀貨の品位量目改定	
同 六年九月	一錢及び五厘青銅貨の量目削減	
大正 七年四月	金貨、金地金並びに銀貨、銀地金の輸出制限	
同 九年七月	二十錢、十錢銀貨の品位改定、純銀七百二十分、參和銅二百八十分	
同 十一年四月	五十錢（一匁八分）二十錢（八分）十 錢（四分）の量目改定	
	十錢銀貨の廢止、十錢白銅貨（一匁）の新造	
	五錢白銅貨の量目輕減（七分）白銅貨の法定通用力を五圓に引上ぐ	
	五十錢銀貨の品位改定（純銀七百二十分、銅二百八十分）	
	五十錢（一匁三分二厘）二十錢（五分二厘八毛）の量目改定	

貨幣の若干問題

昭和五年一月　金銀輸出制限の撤廢
同　六年十二月　金銀輸出制限及び金兌換の停止
同　八年二月　白銅貨幣をニッケル貨幣に改正し、分量の單位をすべてメートル制とす

金屬貨幣の品位・量目は法定されること以上の如くであるが、而も猶ほ鑄造技術の關係から、法定の品位・量目と實際のそれとが若干の相違を示すのは免れ得ざる所である。然るに、此の相違を理由として一々改鑄を行つては費用と煩雜に堪へないから、之を避くる爲めに法律上或る程度迄の相違を公認して發行流通せしむる。法律上認められた斯る相違を公差と云ふ。(Tolerance)公差には純量に對する公差と全量に對する公差とある。例へば我國では純量公差は金貨千分の一、銀貨千分の三と定め、量目公差は貨幣の種類によつて多少相違してゐる。諸外國の純量公差は千分の二以内とするものが多い。

公差は全く貨幣鑄造上の便宜手段であるから、其の範圍を大ならしめることは出來ない。若し之を大ならしむる時には、量目を削減するものゝ現はれると同時に、完全な量目の貨幣と不完全なものとの間に流通上の混亂を招く虞れがある。故に之を可及的小ならしむると同時に、貨幣が實際公差以内の差違を有するに止るか否かを檢査するのが常である。

公差は故意に劣惡な貨幣を鑄造發行することなき爲めの保證となるが、更に金屬貨幣が流通上磨滅毀損して其の量目を減ずる事は屢々あることである。而して磨損の程度の著しい貨幣を長くそのまゝ流通せしむる時は、初めから量目不足の貨幣を鑄造發行した場合と同一の結果を來たす虞れがある。故に此の弊害を豫防する爲に、各國は金屬貨幣が流通上有すべき最低の量目卽ち通用最輕量目を一定してゐる。我國の貨幣法にては

金貨の通用最輕量目は二十圓金貨幣一六・五七五グラム（四匁四分二厘）、十圓金貨幣八・二八七五グラム（二匁二分一厘）、五圓金貨四・一四三七五グラム（一匁一分〇厘五毛）とす。（第十一條）

とある。而して通用最輕量目以下に達した貨幣に對しては法貨たる資格を剝奪し、國家に回收改鑄した後に再び社會に供給するものであるが、斯く法貨の資格を剝奪すれば此の種の貨幣は爾後實價を以つて流通すべきが故に、通用最輕量目以内の貨幣との間に競爭關係を生ずることなく、貨幣流通の圓滑を期し得るのである。

C　紙　幣

紙幣は云ふまでもなく紙片より成る貨幣である。何故かゝる紙幣が發行さるかと云ふに、元來金屬貨幣のみを流通に附するときは、對内的並に對外的移動に從つて其の數量を調節するの一大長所を有するけれども、其反面には其素材及び鑄造費用を要し、流通上失費を招き、素材購入に對する利子を失ふ等諸失費を必要とするのみならず、多量の貨幣が外國に流出すれば容易に之を補充し得ず、且つ金額が大なれば取引に不便を生ずる等、幾多の損失不便がある。紙幣の流通は全く斯る不便と損失を免れんがためより生じたのである。

紙幣には種々の紙幣がある。例へば Karl Diehl は次の如き種別をなしてゐる。

紙幣
- a　本來の紙幣（狹義の紙幣）
  - 無準備、非兌換、强制通用
- b　本來紙幣ならざる紙幣（廣義の紙幣）

1　強制通用力なく、無準備、兌換
2　強制通用力なく、有準備、兌換
3　強制通用力あり、有準備、兌換

斯様に紙幣は種々の點から區別することが出來るが、先づ其の額面から見れば、貨幣の計算單位及び其單位以上の大額を表示するものと、單位以下の額面を有するものとがある。

前者は大額紙幣であり、所謂紙幣本位制度に於いては本位貨幣とも稱すべきものである。後者は小額貨幣であり、從つて補助貨幣である。併し紙幣を以て補助貨幣となすことの比較的尠いことは、金屬貨幣の項に述べた如くである。

次に發行者を標準とすれば政府紙幣と、非政府紙幣とがある。前者は國家が發行するもの、後者は政府以外のものゝ發行する紙幣であるが、政府以外のものに發行を委託する場合には、法律を以て一箇又は數箇の銀行をして發行せしむるが常であるから、後者は銀行紙幣と稱してよい。但し銀行紙幣は通例銀行券と稱せらるゝから、之に對して一口に紙幣と云へば政府紙幣を指すことが甚だ多いのである。更に紙幣は之を他の貨幣又は其の素材との關係から見れば、之と兌換さるべき紙幣即ち兌換紙幣と然らざる紙幣即ち不換紙幣とに分たれる。前者は金屬本位制度のもとに於ける紙幣であり、後者は紙幣本位制度のもとに於けるそれである。勿論以上の區別は、此種の紙幣が斯く別々に存することを示すものではないから、政府紙幣にして兌換紙幣の場合と、不換紙幣の場合があるべく、兌換銀行券も不換銀行券も存すべきである。

紙幣に關する根本の問題はもとよりそれが貨幣であるか否かといふことである。此問題は曾て盛んに論ぜられた問題であるが、從來の貨幣論は主として金屬貨幣を論じ、紙幣の貨幣たる性質を輕視する論者が甚だ多かつたのである。併しその論據は、紙幣は一片の紙であつて、何等の素材價値を有して居らぬ、從つて國內に於いてこそ通用力を有するけれども外國に於いては之を有しない。而して國內に於いて之を有するのは、それが金屬貨幣の素材價値を代表するからであると云ふ諸點に存して居る。

此の說は素材價値の有無を以て貨幣と非貨幣との區別の標準となすものであつて、既述の如く金屬主義の學說である。

以上は紙幣の貨幣性を絕對に否定する說であるが、その稍々緩和されたものに於いては、正貨と兌換される紙幣は眞の貨幣ではなく、其代用物にすぎないが、不換紙幣だけは貨幣であると見る說と、强制通用力ある紙幣は貨幣であるが、これなきものは貨幣でないと主張する說がある。此等の說は金屬主義の學說が實際の貨幣現象を說明し得ない點をば擴充補足したものにすぎない。例へば近時の理論的金屬主義者たる Karl Diehl は不換紙幣の貨幣性を認むるも、兌換銀行券は貨幣でない。從つて紙幣でもなく、一種の信用々具にすぎぬと見、それが强制通用力を有するか否かは敢へて問ふ所ではないとなして、二つの場合を擧げてゐる。卽ち

1　銀行券が法律上の强制通用力を缺く場合には、最も重要の貨幣性を缺くから貨幣ではなく、その代用物たるにすぎない。
2　法律上の强制通用力を有する場合には貨幣たる性質を有して居るけれども、而も猶ほ本位貨幣の代用物

るの役割を有するにすぎない。蓋し銀行券は何時にても本位貨幣と兌換され得るから、その貨幣性の總ては、兌換の爲に準備されてゐる本位貨幣に依存するに過ぎぬからである。

斯様な絶對的又は相對的の否定說に對立するものは、その如何なるものをも貨幣と觀る說である。此說は貨幣概念を決定する根本條件として、貨幣たる機能をつくすか否かを以つてせんとするものである。

惟ふに紙幣が貨幣たるか否かを決定するには、そが如何なる機能をつくしてゐるかを以てしなければならないことは、前から度々述べた所によつて明かである。然るに紙幣は一方から見れば一般的交換の手段となり、他方から見れば社會的生産物に對する參加票券となつてゐる。このことは金屬貨幣の爲すところと毫も異らない。而も今日の貨幣現象を考察するに當つて紙幣を貨幣中より除外すれば、後に殘るものは僅少の金貨と若干の補助貨幣あるのみとなり、從つてかゝる貨幣理論は實際の現象を說明し得ないものとなる。故に紙幣は如何なる點から見ても貨幣であると云はなければならない。

そは兎に角、紙幣は法律的性質並びに形式上から見れば、無記名式一覽拂の約束手形と同一であるから一種の信用證券である。然るに此信用證券は他のそれと比較して

1　一定の形式に準據し、一定の額面の下に發行せられ、從つて同額面のものが多數存在すること

2　利附けならざること

3　滿期日なく、他人に讓渡するに當つて何等の形式を要せず、又既往の所有者に對して何等の關係を有せざること

等の特徵を有してゐる。而して此等の特徵は紙幣をして一層完全に貨幣たるの用をつくさしむるものである。

併し乍ら貨幣がかゝる性質の信用證券である以上、いやしくも世間に信用を有するものならば何人も之を發行し得るの道理であるが、貨幣の流通を圓滑ならしむるが爲に、國家が金屬貨幣の鑄造及び發行の權利を獨占すると同一の理由に基き、紙幣の發行につきても之に制限を加ふるを原則とする。蓋し信用條件の相ひ異る幾多の人をして之を發行せしむるときには、紙幣の流通價値に異同を生じ、貨幣流通をして混亂せしむる危險があるからである。故にその發行者に就いて制限を加ふる必要を生ずると同時に、一覽拂の約束手形に就いても制限を加へなければならない。而して之が爲めには、此の種手形の發行を絕對に禁止するか、或はその最低金額を制定し、それ以下の額面を以てするを禁止するか何れかによる他はないが、我國に於いては絕對に禁止せず、參拾圓を以つて最低金額となしてゐる。（銀行券に就いては中央銀行の部分、不換紙幣に就いては貨幣價値及び本位制度の項目で述べる）

D　預金貨幣

「鑄貨及び紙幣の他に貨幣の一種として數へられるものに、預金貨幣がある。こゝに預金貨幣と云ふのは、小切手（或は振替傳票等の如き小切手類似の支拂指圖證）を以て隨時引出し得る預金を指してゐる。故に等しく此の種の預金でありさへすれば、それが銀行當座預金であらうと、郵便預金であらうと、又組合預金であらうと、皆玆に所謂預金貨幣である」。併しながら定期預金、通知預金の如きは右の如き預金ではないから之に包含せられない。「從つて預金貨幣はそれぞれの場合に應じて、銀行貨幣、振替貨幣、帳簿貨幣、記帳貨幣等と稱せらるゝが、

學理上に於いては全く同一のものである。斯様に預金貨幣には種々の貨幣があり得るが、今日各國に於いて斯る預金の中心を形成するものは銀行當座預金であるから、以下專ら此點に關して述べる。

今日文明國に於いて、小切手其の他の信用證券によつて取引決濟されることの如何に大であるかは周知の事實である。固より取引總額の幾許が鑄貨及び紙幣により、幾許が小切手其他によるかは計算することは出來ないけれども、各國の手形交換高が紙幣の流通高に比して巨額に達してゐる事實に由つて、ほゞ推察し得られるであらう。又我國銀行の現金收納と手形類收納との割合が、昭和三年に於いては前者一八%、後者八二%であつたことによつて見ても、小切手類の流通高の巨額且つ頻繁なることを知る事が出來ようと思ふ。

然らば斯の如き預金卽ち玆に專ら問題とする當座預金は、如何にして貨幣となるかと云ふ問題が起る。此問題に對する解答は簡單であつて、此種の預金は一般的購買力として前に述べた様な貨幣の職能を營むから、換言すれば一般的交換手段として他の種類の貨幣と同じ職分をつくすから貨幣なのである。例へば鑄貨が貨幣たるは、それが金屬を素材としてゐるからではなく、貨幣の爲す可き經濟的職能をはたすからである。故に此種の預金も此點から言つて、貨幣として觀察しなければならないのである。

併しながら預金貨幣が貨幣としての作用を營むには、小切手又は之に類似の支拂指圖證を必要とする。換言すれば小切手を待つて當座預金は貨幣としての職能をつくすのであるから、玆に當然小切手其ものを貨幣と觀る見解が、預金其のものを貨幣となす立場に對して對立するのである。蓋し兩者の何れかを以て貨幣と見るべく、二重に貨幣と見ることは許されないからである。而して小切手のみを貨幣と觀る說（Check currency）は、預金貨幣が小切手の形態をとつた時に初めて轉々流通し得べきを置き、而して小切手の性質を吟味して、小切手には期限あり、金額は種々且つ端數あり、且つ國民が其の使用に慣熟しない時には一般に流通しない（但し此點は紙幣其他に就いても言ひ得る）等の點に於いて銀行券と若干相違するが、併し一覽拂の約束手形で割引なく、且つ銀行を支拂義務者となす點に於いて銀行券と少しも變りがない。故に銀行券が貨幣ならば、預金貨幣についても小切手其ものを貨幣と云はなければならぬと主張するのである。

此說は人をして容易に首肯せしめ得るものであるが、併し此の說に從へば、預金の內、既に小切手で振出されてゐる預金は貨幣であるが、未だ振出されぬ預金は貨幣でないことゝなる。ところが鑄貨及び紙幣にも現に流通してゐるものと、金庫其他に死藏せられて活動を休止してゐるものとがある。此說を以てすれば前者だけが貨幣で、後者は非貨幣となるのである。其處で此種の論者も結局は、現に振り出されない預金も貨幣と認め、若しくは事實上貨幣となさゞるを得ざるに至つてゐる。要するに、一般的購買力は小切手に依つて振り出される預金其ものに存するのであるから、死藏せられた潛在的貨幣が貨幣であると同樣に未だ振出されぬ預金も貨幣と觀るべく、小切手はたゞ預金貨幣を移轉せしむる手段であると解すべきであらう。

預金にせよ、小切手にせよ、兎に角預金貨幣を認める說に對しては反對論が尠くない。其の論據を擧ぐるに

1　貨幣が具體的形態のものであるべきは貨幣の本質から生ずる當然の歸結であるから、抽象的形態たる預金貨幣は貨幣ではないこと。この論據に對する贊否は、貨幣本質觀の如何によつて相違する。

2　預金貨幣は一般的受授性を缺くこと。確かに小切手は、小商人其他その使用に慣熟しない人々の間には之が受領を拒絶されることが少くない。併し此點も、種々の貨幣には其用途に分業があつて、紙幣や本位貨幣の類が大額取引に、補助貨幣が小額取引に用ひられる様に、預金貨幣從つて小切手も、分業に從つて大額取引に利用せられると云へば、解決し得る問題である。蓋し小切手は製造業者、卸商等、銀行に關係を有し且つ平生大額の取引をなすもの、間には、喜んで授受されるからである。

3　預金貨幣は貨幣請求權であり又貨幣の代用物に過ぎないこと。預金貨幣を貨幣請求權と觀るは主として法律的見解である。又小切手を以て銀行から現金を引出す人にとつては、貨幣代用物たるにすぎない。固より小切手の受取人が之を以て鑄貨又は紙幣を受取るだけの場合には、それだけ貨幣の引渡が延期されるにすぎないが、それが商品の對價として或は債務支拂として取引決濟の用に供せられる場合は、貨幣としての職能を營むのである。

4　更に又預金貨幣の移轉には何等鑄貨又は紙幣を必要としないから、貨幣の節約をなすにすぎぬこと。此說は、現金特に鑄貨のみを以て貨幣となす見解から出たものであるが、併し斯る說に對しては、斯様に他の貨幣に代つて經濟的職能を營むこと自體が、預金貨幣の特徴であると主張し得るのである。

預金貨幣が充分に其職能を營むためには次の如き制度が設けられてゐる。

1　振替制度

取引者が總て同一の銀行に當座預金を有する場合には、債務者は小切手を以て支拂をなし、債權者は其の受領額を債務者の勘定から自己の勘定に移轉せしめ、帳簿上の記入を以て相殺する。

2　交換制度

取引者が相異なる銀行に當座預金を有する場合には、小切手受領者は之を自己の取引銀行に引渡して自己の預金に加へる。然るに此銀行は、債務者の取引銀行から其支拂を受けるために便宜の手段を講ずる。卽ち數多の銀行と組合を作り、各組合銀行は日々代表者を一定の場所（交換所）に派遣して、他の銀行宛の斯くの如き小切手其の他銀行を支拂場所とする滿期日到來の手形類をば相手銀行に引渡し、反對に自己銀行宛のものを受取り、差引決濟を行ふ。而して其殘額のみを授受するのであるが、猶ほ此交換尻の決濟を容易ならしむるために、中央銀行（又は中心銀行）に對して有する當座預金の振替を以て之を行ふのである。

然らば斯る預金貨幣は何うして造出されるか、その詳細は銀行論にゆづるが、此の種の貨幣は純然たる經濟上の意味に於ける抽象的貨幣であるから、他の貨幣の様に具體的形態を以て一定の法律制度のもとに造出されるものではない。全く經濟的制度のもとに造出せられるのである。元來此種の預金は現金の拂込によつて造出される場合と、帳簿上の振替によつて造出される場合とがある。前者は普通の意味に於ける預金であるが、後者は銀行が自己の信用により帳簿上成立せしむる貨幣である。蓋しこれは銀行が一方顧客に對して貸付割引を行ふと同時に、他方その金額をば顧客の預金に振替へるものであるからである。從つて此種の預金は其れに相應する現金なくして成立するものである。而して當座預金制度の發達せる英・米にありては其の大部分（八、九割まで）此過程によつて成立するものであると云はれてゐる。

以上の如く預金貨幣は現金なくして造出されるものであるけれども、それは決して、銀行が之が爲に何等の現金を有する必要がないと云ふ意味ではない。蓋し此種の預金は何時何人によつても引き出され得るものであるから、之に應ずる爲に若干の支拂準備金を保有するの必要がある。只幾許の割合を以て保有すべきかは時と所により、又取引慣習・金融界の狀況等によりて左右されるから、理論上之を確定することは出來ない。併し乍ら銀行自身の判定に委するは危險の虞れありと認めらるゝ場合には、法律上最低限度を定むることがある。北米合衆國、南亞聯邦の如き是れであり、又中央銀行に對してのみ之を法定する若干諸國がある。

當座預金が貨幣であるか否かについては議論のあること前述の通りであるが、兎に角それが小切手の利用によつて貨幣と認め得られるとすれば、小切手類似の信用證券たる約束手形、爲替手形も、一般的交換手段として用ひられ、支拂の爲に流通する場合には、貨幣に數へなければならぬであらう。又公債證書、社債證書、通常の借用證書、利札、商品券、倉庫證券、郵便切手、電車回數券等に就いても同樣の事が云ひ得られる。更に經濟發達の幼稚な地方に於いて米麥を以て一般に交換を行ふ場合には、これ又貨幣の種類の內に數ふべきことは、商品貨幣に就いて述べた如くである。斯く言へば何が貨幣であつて何が貨幣でないか、其の限界が全く不明確となる。蓋しそれは當然の次第で、吾々が貨幣と非貨幣とを區別する標準は、それが經濟社會に於いて貨幣としての職能をつくすか否かの一點であるからである。故に貨幣たる職能をつくすものは貨幣となるのであつて、それが斯る職能をつくすを得るか否かは當時の經濟社會に依存するものである。併し貨幣と非貨幣との限界は明確でないとは云へ、もともと貨幣たらしむるために造出せられ、貨幣としてのみ存在し得るものは、然らざるものとの間に明らかな限界を有する。今日の貨幣中鑄貨、紙幣、及び預金貨幣は之に屬するものである。從つて此等以外のものは本來他の目的のために利用せらるゝものであるが、其利用の過程に於いて偶發的に貨幣となるにすぎないのである。貨幣と非貨幣との區別の明確でないのは、唯この後者に就いてのみ存する所なのである。

E　グレシャムの法則

今日經濟社會に流通する貨幣は各種各樣であることは上述の通りであるが、此等の貨幣の流通に關して一般に認めらるゝ原則がある。Greshamの法則即ち是れである。此法則の要點は、惡貨は良貨を驅逐すと云ふ章句を以て通例表はされて居る。即ち此法則は良惡二種の貨幣の流通する狀態を前提とし、而して惡貨は良貨を驅逐す（或る人は良貨は自ら消失すると云つてゐる）と云ふのである。然らば如何なる貨幣が惡貨なるか或は良貨なるかと云ふに、貨幣としての資格が同一なる場合に素材價値の劣れるものが惡貨であり、優れるものが良貨なのである。素材價値から云へば、例へば本位貨幣は補助貨幣より、補助貨幣は紙幣よりも良貨である譯である。次に惡貨は如何にして良貨を驅逐するか、或は良惡二種の貨幣併び流通する場合、良貨は如何なる過程を經て消失するかと云ふに、對內的には退藏及鎔解であり、對外的には輸出である。蓋し此等の場合には、何れも良貨を以て する方が有利であるからである。而して此等の方法は貨幣制度の紊亂、金銀市價の變動等の際に起ることである。

併しながら良惡二種の貨幣が併び流通しても、その事丈から直ちに Greshamの法則は出現するものではない。此事は、今日の貨幣の流通狀態が之を示してゐる。蓋し良貨惡貨が同時に流通して前者が消失するには、良貨は前記三方法の何れかに依らなければならない。然るに斯る方法をとるためには、それが良貨を貨幣として流

通せしむるよりも一層有利でなければならぬ、換言すれば、貨幣として用ひるよりも貨幣以外の用途に向けた方が有利な事情の起つた場合に初めて、Gresham の法則の出現を見るのである。此點から見れば、Gresham の法則の出現する爲には必ずしも良惡二種の貨幣の同時流通を要せず、一種の貨幣のみの流通する場合といへども、其素材の價格變動の爲めに流通界から消失することが有り得る。唯此場合には流通貨幣の總てが流通場裡から去ることはないけれども、二種以上の場合には惡貨の供給數量に制限がなければ、良貨は全然姿をかくすことが有り得るのである。兎に角各國が

1　金銀複本位制を廢して金單本位制に移つたこと
2　本位貨幣に法規の定むる品位量目を保持せしむること
3　補助貨幣の素材價値を表面價値よりも遙かに低位に置き其の供給を制限すること
4　公差、通用最輕量目の規定を設け之を嚴守すること

等を行ふは、何れも貨幣の流通狀態の紊亂を來たし Gresham の法則の發現するを防止せんとするに在るのである。

五　貨幣の價値

貨幣の價値なる語は種々なる意味に用ひられて居る。其二三を擧ぐれば、

1　貨幣資本の貸與に對する利子
2　貨幣をもつて評價された或る財の交換價値。
3　貨幣の使用價値
4　貨幣の交換價値
　a　特種交換價値
　b　一般交換價値

玆に貨幣の價値とは、勿論其交換價値を指すのであるが、それには特種交換價値と一般交換價値とがある。前者は貨幣の個々商品に對する交換の割合を指すのであるが、併し普通に貨幣價値又は貨幣の價値と云へば一般的交換價値を意味する。貨幣が流通財貨に對する一般的交換手段であつてみれば、蓋し當然の事である。

併しながら斯る貨幣の價値が實現されるには、先づ貨幣が個々の財と交換されなければならぬ。卽ち先づ貨幣の特種的個別的價値が具體的に表現されなければならぬのであるが、この個別價値の綜合されたものが一般的價値であるから、貨幣の一般的價値は結局一種の抽象的觀念である。一方財の側から見れば、個々の財と貨幣との交換割合は其の財の價格であり、多數財貨の價格を綜合したものが所謂物價である。して見れば、貨幣の一般的價値と物價とは同一現象を二方面より觀察したものであつて、貨幣價値は卽ち物價であり、物價は卽ち貨幣價値を示すに外ならぬ。貨幣の一般的價値は又其一般購買力とも稱せられる。

所で斯る意味の貨幣價値は如何にして決定せらるるか、從つて如何にして變動するか？　この問題は貨幣の本質如何が貨幣の靜的問題と稱せらるゝに對して、動的數量的問題として、貨幣理論上最重要な二問題の一つに數

へられて居る。此點に關して、貨幣を商品の一種とすれば、商品の交換價値決定の理論が適用される筈である。隨つて先づ第一に貨幣價値を限界效用に依つて說明せんとする說がある。卽ち貨幣價値は限界效用に依つて決定せられると云ふのであるが、併し貨幣にあつては、その一般的價値卽ち購買力を前提として效用を認め得るのであつて、購買力を離れては何等の效用を有し得ない。從つて購買力が效用に依つて決定されると云ふは、原因と結果を轉倒するものである。

次に一般商品に關する生產費說を貨幣價値に適用せんとするものがある。此の說は貨幣の價値は其素材の價値に依つて定まり、素材の價値はその生產費に依つて決定されると主張するのである。此の種の見解は金屬說に依つて採られるところであつて見れば、補助貨幣特に不換紙幣の價値を說明し難きことは旣に繰返し述べた通りである。特に今日の如く所謂信用貨幣の流通盛んなる場合には、もとより一般の貨幣價値を說明するものとして不適當なるを免れぬ。

更に需要供給說なるものがある。貨幣に對する需要と供給とが其の價値を決定すると云ふのであるが、此の說は個々の商品又はそれと貨幣との交換割合に關する法則であつて、多數財貨の價格卽ち物價に關する法則ではないであらう。

商品の價格理論に依つて貨幣價値を說明せんとする種々の說が、斯樣に何れも疑問の餘地を殘して居るとすれば、更に之を別の方面から觀察しなければならない。之に對しては貨幣價値をば其の數量の方面から究明せんとする說が重きを成して居る。貨幣數量說（Quantity theory of money）卽ち是れである。

貨幣價値が其の數量と密接な關係にあることは舊くから認められて居るところであるが、貨幣數量說なる名稱は屢々、貨幣が增加すれば物價が騰貴し、前者の減少は後者の下落を招くと云ふが如くに、兩者の間に密接な關係の存すると云ふ說を、總て包含するが如くに解釋されることかある。これはその廣義であるが、斯く解すれば殆んど總ての貨幣價値理論又は物價理論を包含することになり、數量說の本質を捕捉し得ない虞れがある。

然らば數量說の本質は何處に存するかと云ふに、貨幣價値とその數量との間に正確な反比例的關係を認容する點に存する。換言すれば、貨幣數量が二倍になればその價値は二分の一に低下し、前者が半減すれば後者は二倍になると云ふが如き關係を認むる學說である。卽ち狹義の貨幣數量說である。卽ちこの狹義の說に依れば、貨幣の價値は他の條件にして變化なき限り全く其の數量に依つて決定し、其の增減に正確に反比例するものであると云ふ。言ふまでもなく一國民經濟に於いて財貨と貨幣とが相ひ對立し、相互に交換されるのであるから、貨幣全體と財貨全體とは其の價値に於いて同一である筈である。故に財貨の數量が同一に存するのに貨幣の數量が增減すれば、その價値に變化を生ずるは當然である。併し此處に貨幣數量と云ふは、單に一定時に於ける貨幣の存在量ではなく、一定期間に於ける個々の貨幣の流通速度を其の金額に乘じたものであり、財貨數量も同一財貨の賣買回數を計量するものである。從つて斯る數量の關係から生ずる貨幣價値の變動が一般に普及するに至るには、若干の期間を必要とするが、結局貨幣價値は貨幣數量に反比例して騰落せざるを得ぬと云ふのである。

此の說について第一に注意しなければならぬことは、『他の條件にして等しければ』（other things being equal）と云ふことである。この說の妥當なる爲めには少くとも斯る前提を置かなければならぬ。然るに右の『他

の條件』の内には、物價に影響のあるべき總ての原因を—商品數量の如きものをも—包含して居るのであるが、貨幣の數量増減は、果して此等の他の條件を不變の儘に置くことが出來るであらうか？　例へば貨幣の數量が減少し、企業家の用ひ得べき資金が少くなるとすれば、事業の縮少が行はれ、失業者を生じたり、從業員の收入減を生じたりする。その爲に或る種の商品に對する需要が減少すれば、其の價格は下落する。その商品の價格下落は順次に他に波及する。斯くして各種商品生産は縮少され、貨幣數量減少の影響が一般に波及する間に、商品數量そのものにも變動を生ずるであらう。してみれば、右の前提は其儘適用することが不可能である。

又其前提は之を別としても、貨幣數量說の妥當する爲めには、貨幣數量の增減に從ひ、あらゆる商品の賣買に利用される貨幣數量が其同じ割合を以て增減し、結局社會全體の消費狀態に何等の變化を惹起しないことを要するであらう。併しながら各人が貨幣數量增減から受ける影響は同一ではなく、卽ち各人の貨幣所得額が一律に增減するは異例であるから、各種商品に對する需要狀態が依然同一なることは極めて稀である。要するに數量說の主張の結果の表はれる爲には若干の期間を必要とするが、此說は其の期間內に於ける變化を無視しなければならぬのである。數量說には斯くの如き缺陷が含まれてゐるが、然らばこの說は全然誤謬であるかと云ふに必ずしもさうではない。唯極端に走つて居るものと思はれる。茲に緩和された貨幣數量說（廣義）を生ずるのであつて、今日に於いては貨幣價値の現象を說明するに此の說の援助をからざるを得ない狀態である。

既に述べた樣に、貨幣價値と物價とは同一現象の二方面的觀察であるから、前者の測定は後者卽ち物價水準を通じて間接に行はれる。而して物價水準を定むるには、各種財貨の一定年度に於けるそれぞれの財貨の價格指數を求め、此等を平均して得た數字をば一般物價指數と稱する。この物價指數は其年度に於ける一般物價の、基本年度に於けるそれに對する比較を示して居る。貨幣價値は一般物價に逆比例するから、物價指數によつて貨幣價値の相對的高さを知ることが出來るのである。而して物價指數を計算するには、其基礎として一定種類の多數財貨が選擇せられ、又時にはそれぞれの財貨の重要程度（Weight）の加味されることがある。

以上の如く貨幣價値は、一方から見れば物價に外ならぬとすれば、貨幣價値の變動が國民の經濟生活に及ぼす影響の甚大なるは相像に難くない。而もその影響は各個人に依つて全く相違するが故に、頗る不公平な結果を惹起せざるを得ない。此處に於いて一國の通貨政策は極めて重大なる關係と意義とを有することゝなるのである。

二　インフレーションの基本問題

一　インフレーションの本質

貨幣の價値現象として、舊來注目を惹き來つたものは、インフレーション及びデフレーションである。殊に世界經濟が一九二九年末以來深刻な不況に沈淪するや、インフレーションを以て之を克服するの必要が力說せられると同時に、意識的にか、或は他の事態から必然的にか、其方向に進まんとする國が、續々出現するに至つた。アメリカ及び日本は其代表的事例であるが、兎に角この事は、國民の各層に不等の經濟的影響を與へるのみなら

ず、又其進展は有機的一體としての世界經濟に影響を及ぼさゞるを得ないのであるから、インフレーシ■ンその
ものに關して若干の基本問題を考察して置かうと思ふ。

先づインフレーシ■ンとは如何なることであるか、其本質を大略ながら明かにしなければならない。蓋し之を
惡性の病患と觀るか否かの見解の相違は、專ら其本質の解釋如何から出づるものであるからである。如何なる解
釋に從つても、インフレーシ■ンが貨幣數量の增大又はそれに關聯する經濟現象を指して居ることには、變りは
ない。卽ちデフレーシ■ンが通貨收縮に關して居るに對して、インフレーシ■ンは通貨膨脹に關してゐる。併し
ながらインフレーションは決して一義的の概念ではなく、通貨政策上の通り言葉となつて居り、且つ種々の場合
に濫用さへもされて居るのである。今その一二の解釋を拾つてみると、インフレーシ■ンは單に通貨―勿論預金
貨幣を含む―の增大に外ならぬと云ふ者がある。或る論者は通貨の增大が物價の騰貴を隨伴した場合を指して居
るし、或る場合には物價騰貴が通貨增大に據らずして起つたものもインフレーシ■ンと言ふことがある。併しな
がら物價が一方に動くと同時に通貨數量が反對の方向に動いた時には、これがインフレーシ■ンの過程であるか
若しくはデフレーシ■ンの過程であるか、其判定は決して容易なものではない。或は又、爲替相場の低落は、そ
れが物價並に通貨數量の同時的增大に伴はれようが伴はれまいが、之を以つてインフレーシ■ンと同じものと觀
ようとする者がある。[1]

(1) James Harvey Rogers, The Process of Inflation in France, 1914-1927, p. 6.
元來インフレーシ■ンなる言葉は、南米に於いて家畜商人が用ひた西班語から來て居ると云ふことである。卽

ち家畜商人が牛を市場へ連れて行く前に鹽漬の枯草を食べさせる、すると牛は渴を訴へるから、道々水を與へて
滿腹させる。斯樣にして牛の目方を殊更に重くし、之を高價に賣りつけることを意味した。而してこの言葉が初
めて通貨政策上に用ひられたのは、米國の南北戰爭時代であると、一般に解されてゐる。當時政府は戰費調達の
ために不換紙幣を濫發したが、戰後この著增した紙幣を如何に處分すべきかに就いて意見が二派に別れた。一方
の論者は其紙幣を減少せしむべきことを主張し、他方の論者はこれをそのまゝ存續すべきを强調した。そこで前
者がコントラクシ■ニスト（通貨收縮論者）と呼ばれたに對して、反對論者はインフレーシ■ニストと稱せられ
た。

右のやうな種々の解釋並に最初の用法から推知され得る樣に、インフレーションの表面的特徵は次の三現象に
求められる。卽ち一は通貨數量の增大である。二は物價の騰貴であり、三は爲替相場の低落であるが、後の二者
は貨幣價值の縮小を示す現象である。現に南北戰爭當時のインフレーシ■ニストの主張も、通貨數量の膨脹によ
つて國內物價を騰貴せしめ、企業家の利潤獲得の機會を造り出すと同時に、爲替相場の低落を通じて輸出の機會
を多からしめんとするに在つたと、解されてゐる。

所でこの場合、物價騰貴及び爲替相場低落と云ふ貨幣價值縮小の現象は何うして起るかと云ふに、それは通貨
數量の增大から出でゝゐる。だからインフレーションなるものは、通貨の過剩造出であるとか、或はもう少し正
確に、通貨が正常の狀態に於いて必要とされる數量以上に造出されることであるとか、定義されてゐる。この解
釋は最も廣く普及してゐるものであつて、例へばエルシ■タアは、インフレーシンは過度なる貨幣造出であると

言ひ[2]、シュティリッヒは、正常の狀態の下に必要とすべき數量以上に國家が貨幣を造出する方法によつて、インフレーションが發生すると述べ[3]、又ニコルソンは貨幣の異常な增加を意味すると云ふのが、其語義に關する恐らく最良の解決であり、且つこの意味の用法は現在之を無視し得ないほど一般的のことであると言つてゐる[4]。

(2) Karl Elster, Die See'e des Geldes, S. 251. 入澤民政譯三七〇頁

(3) Oskar Stillich, 高後虎雄譯『新貨幣學入門』四三六頁

(4) J. Shie'd Nicholson, Inflation, 1919, p. 43

斯樣な最も普遍的な解釋は、歷史上に屢々現はれた著名な事例に基いて下されたものであるから、その限りに於いては決して誤謬を以て目すべきではない。けれども其解釋は甚だ漠然としたものである。何となれば、その場合何が正常の數量であるか、何が過度の膨脹であるか、之を示す標準は決して明確なものではない。なるほど今日の資本主義の經濟社會に於いては、一定期間內に一定量の諸財が生產せられ、それが最後の消費者の手に入るまでに幾度かの賣買過程を經なければならぬものであるから、この賣買取引のために普通の場合に必要とされる通貨は或る一定の數量であると言ひ得よう。だがこの必要な通貨數量は、商品の賣買數量及び回數——卽ち一定期內に於ける商品取引總量——が同一であるとすれば、商品の價格によつて異るのである。卽ち價格の高い場合には必要通貨數量は多い譯であり、前者が低い場合には尠くて濟むのである。

一體この種の論者は、物價が安定して變動の比較的尠い場合をば、正常の狀態と恐らく解するのであらう。所で物價なるものは、商品側からも、貨幣の側からも、又其兩者の側からも、其變動を變り得るのである。だから商品の需要供給に變化が起れば價格は變動し得る。例へば商品に對する需要が增大して供給が之に伴はなければ、價格が騰貴し始むる。若しこの場合價格が安定を維持し得るためには、通貨が增大しなければならぬ。而して實際其際通貨の側にも增大があつて價格の騰貴を阻したとすれば、論者はこの增大した通貨數量を以て正常の必要量と言はねばならぬであらう。又貨幣側から觀ても、若し通貨の增大が生產の擴大を伴つて結局價格の上騰を惹き起さなければ、その增大した通貨は正常の必要量と觀なければならぬであらう。之を別の言葉を以て說けば、『貨幣需要』(商品取引總量が之を示す)、『貨幣供給』(卽ち貨幣數量)並に『貨幣價値』(卽ち物價)の三現象は各々相關的の關係に在つて、三者の中の各々二つのものが殘りの一つを變動せしめ得るものと言ふことが出來る。故に貨幣需要が貨幣供給と同一の割合を以て變化すれば貨幣價値卽ち物價は依然同一の狀態に存することが出來る。

してみれば正常の通貨必要量なるものは、多くもなれば尠くもなり、決して一定不動のものではない。それにも拘らず從來の論者は、それが宛も一定不動なるかに見える樣に說いてゐる。卽ちこの正常狀態に於ける必要通貨數量を出發點とし、それより通貨數量が增大して物價騰貴の生じた場合をばインフレーション と言ひ、それより通貨數量の縮少して物價下落の生じた場合をばデフレーション と呼んでゐる。併しそれは人を誤解に導き易いものである。

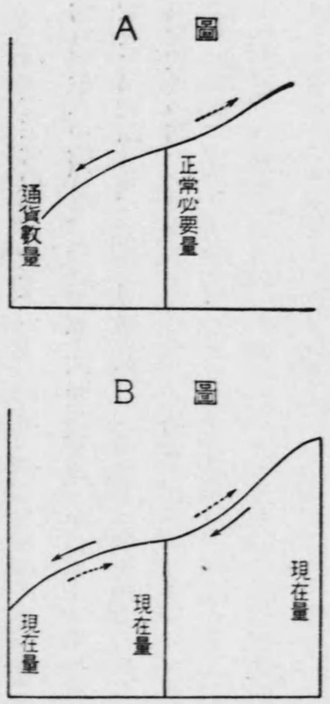

た。今若し當時の又は一九二八・九年の通貨數量が社會の正常必要量であるならば、今日通貨膨脹・物價騰貴が招來されても、それはインフレーシ■ンではないことゝなる。然るに過度の膨脹或は正常必要量を云々する場合には、屢々さう云ふ意味を含ませ、若くはさう誤解される虞れがある。が併し今までの過程がデフレーシ■ンであつたとすれば―又實際さうであつたが、―今後起るべき通貨の增大がインフレーシ■ンたり得ることは、當然のことである。

勿論周到の論者は、必ずしも正常の必要量を不動のものとは解さぬであらう。けれども、これまでもインフレーシ■ンと云ふと、通貨の正常必要量以上の增大又は過度の造出と云ふ點に捉はれ、それに重點を置いたから、直ちに歷史に現はれた顯著な事例の如き極端な場合のみを指して居たのである。例へば佛蘭西革命時代のアッシニヤ Assignats 紙幣、アメリカ南北戰爭當時のグリーンバックス Greenbacks 紙幣、乃至は大戰後の獨逸マルクの場合の如く、所謂超インフレーシ■ンのみを念頭に置くのが常である。この過度のものゝみを指稱すると云ふことは、インフレーシ■ンに對して一種の倫理觀を當然產み出してゐる。卽ちインフレーシ■ンは惡性の疾患であると言ひ、或はインフレーシ■ンと言へば直ぐ之を憂慮すべきものであると言ふ觀念は、その極端な場合のみを意味する所から起きて居るのである。勿論これは不當の倫理觀と言ふべきであらう。而してこの場合、インフレーシ■ンが極端なものに進み易いと云ふこと、並に極端な場合をとつてインフレーシ■ンの經過及び影響を研究すると云ふことは、別の問題である。インフレーシ■ンが極端に奔り易いことのために、それに對する方策を豫め用意することは、實際政策上必要な事である。又極端な事例をとつて研究の對象とすることは、インフレーシ■ンの經過を明にし、その影響を審にする上に於いて甚だ肝要のことである。去りながら、それがためにインフレーシ■ンに對して抱懷される不當の倫理觀は、之を是正するの必要がある。

以上の如く、假令通貨數量は增大しても、必ず物價が騰貴するものとは限らない。又物價は騰貴しても、爲替相場が必ず下落するとも限らない。してみれば、インフレーシ■ンは通貨の增大ではあるけれども、あらゆる通貨の增大がインフレーシ■ンと云ふ譯ではない。では如何なる通貨の增大がインフレーシ■ンであるか？ この問題に就いては、何が正常必要量以上の通貨の增大であるか、何が過度の通貨造出であるか、或は又何故通貨の增大が物價騰貴を招來するか、此等の問題を考察しさへすればよい。卽ちこれ等は何れも取引される商品量、又は社會的生產の量に比較されて居るのである。商品取引量に比較してより多くの通貨が造出された場合にこそ、正常必要量以上の增大と言ふべく、又それ故に物價の騰貴が招來されるのである。だから

インフレーシ■ンは、商品取引量の同時的増大を伴はぬ通貨數量の増加であると、解することが出來る。例へばノイマルクは、インフレーシ■ンとは貨幣造出ではあるけれども、それに相應した社會的生産物の同時的增加を伴はぬものであつて、一定關係者の購買力を增大せしむるを目的とするものであると言ひ[5]、ベンディクセンは、インフレーシ■ンは商品生産と貨幣造出との間の均衡の破壞に求めらるべきものであると述べてゐる[6]。又エルシュタアは既揭の如くインフレーシ■ンを以て過剩な貨幣造出であるとなし、何が過剩であるかに就いては、國民經濟の要求に一致しない貨幣造出であると觀たが、別の個處に於いては、貨幣造出の過度とは相對的の大きさである、卽ち購買力と賣買さるべき社會的生産物との間の現存の關係をば此社會的生産物にとつて不利なるやうに變化せしむる所の、あらゆる貨幣造出が過度であり、又その故に此造出はインフレーシ■ン的影響を及ぼすのであると述べてゐる[7]。此等の見解は、その詳細な點に於いては相違があるとしても、大體に於いて同巧異曲のものであつて、何れも前述の解釋に符節を合するものと觀ることが出來る。

(5) Fritz Neumark, Begriff und Wesen der Inflation, 1922, S. 24.
(6) Friedrich Bendixen, Das Inflationsproblem, 1917, S. 12.
(7) Karl Elster, Die deutsche Not im Lichte der Währungstheorie, 1921, S. 71.

併しこの點に關して更に一つの問題が殘されてゐる。右の解釋に於いては、インフレーシ■ンが通貨の增大とされて居るに對して、それは物價騰貴又は所得增大の狀態であると觀る說がある。この場合通貨の增大は原因であり、物價の騰貴は結果であるから、一體インフレーシ■ンは原因の方であるか、結果の方であるか、と云ふことが問題となる。結果の方を主張する見解に近くはローヂャースがある。卽ち、「問題を簡單にするために、インフレーシ■ンの過程は物價を以て定義しよう、而して貨幣數量及び爲替相場は物價との關係に於いて論議しよう。從つてインフレーシ■ンは、賣買に利用し得る財の數量が相應の增加を示さぬのに、消費額 expenditures に起る增大から生ずる所の、一般物價水準の增大と、定義しよう」[8]。エルシュタアの論ずる所に依ると[9]、斯樣にインフレーシ■ンをば物價の騰貴狀態と云ふが如く結果と觀察し、以て全く明瞭な概念に混亂を來たさしめたのは、リーフマンの責任であると謂ふ。卽ちリーフマンに依れば、インフレーシ■ンを以て、總ゆる貨幣の增大と解するとか、支拂手段を以て流通界を飽滿させることであるとか、或は支拂手段の過度の發行と定義するとかの如きは、近來屢々行はれる所であるが、固より意義のないことである。それでは何ものも說明され得ない。寧ろインフレーシ■ンは貨幣增大の物價に及ぼす影響以外のものではない。而して一般に物價變動の原因として觀察され得る所のものは、又所得をも變動せしむるであらう。物價と所得との變動は今日の交換經濟組織に於いて常に密接な關係に立つものである。從つて物價と所得間の斯る密接な關係を認識しさへすれば、所謂インフレーシ■ンに就いて一般に問題となるものは從來の貨幣理論が專ら觀察した樣な、實體貨幣並に其增大ではなく、寧ろ所得が問題となることは、自ら明白なことだ[10]、と言ふのである。卽ちリーフマンの主張する所を以てすれば、インフレーシ■ンは貨幣の過度の造出ではなく、寧ろそれに基く物價の騰貴であり、更により以上所得の變動である。だから既に發生したインフレーシ■ンを如何にして抑制すべきかに就いては、リーフマンは貨幣數量の縮少よりも、

先づ所得の制限を主張する。固よりインフレーションに際して、物價の騰貴並に所得の變化が重大な要點であることは、明かなことである。故に吾々も亦、單に過度の通價膨脹と云ふ觀釋は不十分であると既に觀察した。而してインフレーションを以て、商品取引量の同時的增大を伴はぬ貨幣の造出と解したのである。既にこの事の中には、結果からみれば物價を騰貴せしむるやうな通貨の增大―必ずしも所謂過度でなくとも―と云ふ意味を包含してゐる。併しながら物價騰貴並に所得變化が經濟上・社會上重要な問題であると云ふことは、インフレーションそのものと混同されてはならない。此等のものは寧ろインフレーションはその原因である。インフレーションは、エルシュタアの言ふやうに、何處までも貨幣の增大であり、貨幣の增大以外のものではない。唯その增大が一定の前提の下に於いて起るものなのである。而して如何なる其增大が商品取引量の同時的增大に伴はぬか、如何なるものがそれに伴ふかは、貨幣造出の問題である。貨幣が今日の交換經濟に於いて有する役割並に貨造出に關する理論の究明を待つて、決せらるべき事柄である。

(8) J. H. Rogers, op. cit, pp. 6-7.

(9) Karl Elster, Die Seele des Geldes, S. 252 ff.

(10) Robert Liefmann, Die Geldvermehrung im Weltkriege und die Beseitigung ihrer Folgen, 1918, S. 89. 20.

更にインフレーションの本質に就いては、個條書的に、紙幣が金の價値を離れ、自國本位單位が外國のそれに對する一定の割合を失ひ、而して發券銀行がその獨立性を喪失して政府の指令に服從する所の、本位制度の事態（或は危機狀態）であると、述ぶる論者がある。これはインフレーションに際して出現する諸現象を包括せしめたに過ぎないが、その危機狀態と解することが極端な事例から生じた倫理觀に基くことは、前に指摘した所である。而もこの場合には、政府が中央銀行を支配下に置いてその所謂危機狀態を惹き起すことになつてゐる。斯う云ふ見解は、既揭のシュティリッヒにも現はれて居り、正常狀態の下に必要とする數量以上に國家が貨幣を造出する方法に依ると、言つてゐる。政府がインフレーションに於ける最も主要な當事者であり得ることは明かである。又史上顯著な事例に於いて、政府がその中心となつたことも明白な事實である。併しながらインフレーションは、後にその現象形態の所で述べられるであらう樣に、政府が、若しくは獨立性を失ひ政府の命に服從する中央銀行が、紙幣を增發する方法によつてのみ出現するものではない。故にこれは、インフレーションが容易且つ大々的に招來され得る場合のみを、抽出したに過ぎぬと看做べきである。

(11) Wl. Woytinsky, Internationale Hebung der Preise als Ausweg aus der Krise, 1931, S. 118.

以上述べ來たつに所に依れば、インフレーションは通貨の膨脹ではあるけれども、あらゆる通貨の增大がインフレーションではない。それ故に通貨の膨脹は大體二部類に分けてみなければならぬ。

通貨膨脹 ｛商品取引量の增大に伴はぬ場合
　　｛商品取引量の增大に伴ふ場合

前者即ち商品取引量の增大、社會的生産の擴大に伴はぬ場合がインフレーションであり、それに伴ふ後者は單純通貨膨脹である。

二　インフレーションの若干類別

インフレーシ■ンも種々の標準から之を分類することが出來る。又その經過及び影響を研究する上からは、之を類別してみる必要がある。

先づ、同じくインフレーシ■ンであつても、商品取引又は社會的生産物の增加以上の通貨增大が、それ自體を出發點とする場合と、先づ商品取引の增大があつて然る後斯る增大以上の通貨膨脹の出現する場合とは區別して觀なければならない。蓋し其經過影響が非常に相違するからである。卽ち兩者何れの場合にも物價の騰貴が現はれるけれども、爲替相場は前者の場合には低落するに反して後者の場合には必ずしも低落しない。尤も前者の場合でも、多數の國が同樣のインフレーシ■ンを惹起してゐる際ならば、此等諸國中の一國の他の諸國に對する爲替相場は必ず下落するとは限らない。併し大體に於いて此等諸國の爲替相場は、各々の國に於けるインフレーシ■ンの程度を標準として多かれ尠かれ低落し、且つ動搖するを常とする。換言すれば、後者卽ちインフレーシ■ンがそれ自體を出發點としない場合は、景氣變動の上昇期卽ち好景氣の際に見る所のものであつて、物價騰貴、爲替相場低落と云ふインフレーションの特徵の總ては出現しない場合である。尤も好景氣なるものも總て通貨數量の增大から招來されると觀る說があるが、これは物價變動の原因を全然貨幣側に求むるものである。

世界大戰は貨幣問題に關する幾多の實驗を吾々に供したが、この實驗の結果に從ふと、歐羅巴交戰國と歐羅巴非交戰國及び爾餘諸國とに大別して觀ることが出來る。歐羅巴交戰國は、戰費調達のためと云ふ商品取引量の增大に伴はぬ通貨膨脹を出發點として、物價の騰貴及び爲替相場の低落動搖を招來した。然るに歐羅巴の非交戰國及びその他の大陸諸國では、交戰國からの物資需要の激增と云ふ、物價騰貴を齎らす所の商品側に於ける事情の變化があつた。而して對外債權の增大に基く金の流入により、交戰國への資本の貸付により、インフレーションを醸成した。だから此等の國に於いては物價は騰貴したが、爲替相場は必ずしも低落しなかつたのみならず、交戰諸國に對して騰貴すらしたのである。故に此等諸國に於けるインフレーションを出現した交戰國の場合から區別されなければならぬ。又インフレーションの經過・影響の究明は主として交戰國の事例を對象としなければならないのである。尤も斯う云ふことは謂はれ得る。交戰國の場合に於いては、財政上の必要から通貨を增發し、それが物價を上騰せしめ、物價の騰貴は更に通貨の增發を必要ならしめたが、爾餘諸國の場合にも、商品賣行の激增は物價を騰貴せしめ、物價騰貴は通貨の增發を必要ならしめ、更に通貨の膨脹は物價騰貴を押し進めた、と云ふことである。之を一般的に言ふと、通貨の增大と物價の騰貴との相關的過程が類似してゐるのである。其他、貨幣の造出に關しては、インフレーションの過程に於いて生産の擴大に伴つて通貨の增發されることがあると同時に、商品需要の增大から生産の擴大される過程に於いて、例へば之を助長するために資金を低利に供給し、以て生産擴大に伴はぬ通貨の增發されることがある。又通貨の增發にも、鑄貨、紙幣、預金貨幣と種々の形態がある。總て此等の事情は、純粹のインフレーションとの區別を不明瞭ならしむる。インフレーションを、貨幣上の吾々の史的經驗に適用するに當つて、見解の相違の生ずるのは斯くの如き不明瞭に基くものである。

インフレーシ■ンは其程度からみて過度と低度とに大別することが出來よう。過度のものは又超インフレーシ■ン a hyper-inflation と呼ばれることがある。貨幣史上著名な事例は總て之に屬する。低度と云つても、そのインフレーシ■ンの程度が國民經濟の發展にとつて合理的であると云ふことを必ずしも意味するものではない。既に過度、低度は程度の差であるから、兩者の間に區別の絶對的標準を立てることは出來ない。唯何が過度のインフレーシ■ンであるかを一般的に言ふならば、それは通貨數量の激增、物價の大暴騰が起り、結局國民の商品に對する購買力が全體としてみると貨幣價値低落の進行の劇しいために却つて縮少し、財政の破綻、國民經濟の破滅を導くに至るが如き場合と言ふことが出來よう。從來インフレーシ■ンを通例過度の通貨膨脹と解し、之を以て過度の場合を專ら意味したことは、既に指摘する所である。而してインフレーシ■ンは低度を以て抑止することが困難であつて、過度に進展し易いことも、屢々從來の論者の指摘する所である。然るに當今經濟不況對策として要望され、招來されようとしてゐるものは、勿論斯る過度のものではなく低度のものなのである。たゞインフレーシ■ンと云ふ語を使用する時は、直ちに過度のものにとられる虞れがあるので、ケーンズ J. M. Keynes の用ひて以來リフレーシ■ン reflation と呼んで、それと區別しようとする風がある。けれどもインフレーシ■ンの本質を正當に解して舊來の倫理觀を是正すれば、決してその必要はないのである。

吾々はこれまでインフレーシ■ンをば、商品取引、社會的生産の增大以上の通貨增發と言つて來たが、また次のやうな場合もある。卽ち商品生産及び取引の減退が起つたにも拘らず通貨が收縮せしめられない場合である。この場合には、社會的生産に伴はぬ通貨が增發又は殘留してゐる譯で、物價に對しては全く同樣の影響を及ぼすのである。カッセルは、前者を狹義のインフレーシ■ンとなすに對して、後者をば一般的意味に於けるそれと言つてゐる。[1] 吾々は玆では前者を積極的インフレーシ■ンと呼び、後者の場合を消極的インフレーシ■ンと名付けて置かう。

(1) グスタフ・カッセル『世界の貨幣問題』田村敏雄、毛里英於菟譯、三二頁

更にインフレーシ■ンは種々の名稱を以て呼ばれることがある。爲替インフレーシ■ン、戰爭インフレーシ■ン、財政インフレーシ■ン、救濟インフレーシ■ン、物價インフレーシ■ン、所得インフレーシ■ン等々の如くのである。此等は何れもインフレーシ■ンを釀成する動機、結果等を表はすものである。インフレーシ■ンの特徵の一つは既に擧げたやうに爲替相場の低落であるから、爲替相場の低落が起ると、國內物價が既に騰貴してゐようと未だ騰貴して居らぬとに關係なく、之を爲替インフレーシ■ンと呼ぶ場合がある。又爲替相場の低落は輸入品價格の騰貴を通じて一般物價の騰貴を惹起し得るが故に、之を爲替インフレーシ■ンと呼ばうとする場合もある。更に爲替相場の低落は通貨價値の低下を通じて通貨を膨脹せしむる素因となる。さうした場合に本來の爲替インフレーシ■ンが出現するのである。

戰爭インフレーシ■ンは戰爭を遂行するために並に其過程に於いて生ずる通貨膨脹の意味であるが、財政インフレーシ■ンは財政上の歲入不足を補塡する爲に通貨の增發をなす場合を指してゐる。戰費の調達は財政上の問題であるから、戰爭インフレーシ■ンを中心として發展する。而も戰費の調達は增稅等の手段もあるが、主として公債の發行により、それによつて通貨が增發されるから公債インフレーシ■ンでもある。

救濟インフレーシ■ンは、救濟事業を行ふことによつてインフレーシ■ンが釀成される場合を言ふのである。

例へば破綻に瀕した銀行救濟、極度の不振又は破産に陷つた産業の救濟、失業救濟のための土木その他政府事業の振興等は、何れもその爲に多くは通貨の增發を必要とするものである。又數年來我國に於いて盛んに唱導される所の、農村匡救の爲の融資、中小商工業に對する融資、凍結資金流動化のための不動産金融肩替り等も亦同樣の役割をつくし得るものである。唯斯る手段によつて增發された通貨が市場に止まり、よく財界に購買力として流通するか何うか、換言すればインフレーションを惹起するか何うかは、その當時の經濟狀態と採られる手段の如何によつて大いに異るものである。例へば現在の如く不況の深刻なる場合に、銀行や中小商工業救濟のため又は凍結不動産金融肩替りのために、市中銀行を通じその責任に於いて低利融資をなさうとしても、容易に資金は出て行かない。蓋し市中銀行は極度の警戒を要すべき時機であつて、安心して貸出をなし得ないからである。故に斯る場合には政府の損失補償即ち政府の責任に於いて實行する外はない。又斯る資金は貸出されても、大部分舊債の辨濟その他に充てられて結局銀行に還流して了ふであらうから、餘程多額の貸出が續行されぬ限り、容易にインフレーションを釀成するに至らぬであらう。是れに反して都鄙に亘つて政府事業を大規模に斷行すれば、その資金の一部分は關係勞働者の手を通じ、一部分は機械・材料等を供給する關係事業を通じ、實際購買力として作用するから、インフレーションを起す近道となる。最近谷口吉彥氏は『購買力補給案』なるものを提案し、一ケ月一億圓、一年十二億圓の資金を全國世帶に適當の割合を以て無償給與すべきを主張して居られるが、若しこれが實行されるとしたら、勿論その或る部分は直ちに購買力として市場に現はれるであらう。氏は之をネオ・インフレシオンと命名してゐるが、結局救濟インフレーションの一種である。[2]

(2) 谷口吉彥『購買力補給案』昭和七年八月。

物價並に所得インフレーションは、インフレーションに依り、物價の騰貴し、所得額の人工的に增加した狀態を指すものである。

如上の如き用法は之を强ひて求むればその種類は頗る多いであらう。而してインフレーションが何に基いて齎らされたかを示すためには、役立つ所があらう。が併し或る場合には言葉の濫用に過ぎぬと言つて差支なからう。

三　インフレーションの發現形態

進んでインフレーションの發現形態を考察しよう。既に述べた樣にインフレーシンは、商品取引・社會的生產の增加以上の通貨の造出である。然るに、通貨には種々あるが、今日本來貨幣として認められ得るものに鑄造貨幣、紙幣及び預金貨幣の三形態の存することは一般に承認される所である。故にインフレーションは此等三種の形態をとつて出現することが出來る。

先づ鑄造貨幣に就いて、其方法の一二を擧げると、第一に鑄貨の純分量の削減がある。其鑄貨が金貨ならば、金貨の含む純分量を幾割か削減して新らたな金貨に換へれば、その削減された割合だけ通貨數量が增大する譯である。古來著名な貨幣改鑄殊に惡鑄は何れもこの場合である。次に假令純分量の低減された新金貨を鑄造しなくも、現在の金貨の額面價額を變更しても同一の效果を收め得る。例へば五圓金貨を十圓、十圓金貨を二十圓と云ふ樣に呼稱を變更すれば、純分量が半減されたことゝなる。從つて通貨數量は倍加したことゝなる。貨幣の改鑄

は封建時代に權力者が私利のために屢々行つた所であるが、右の如き手段は所謂平價の切下である。改鑄を行つても呼稱を增大させても、何れも例へば一圓に相當する金純分量が縮減されるからである。所が平價の切下は、近世貨幣制度の確立後に於いても行はれた所であつて、例へば露西亞が一八九七年に在來の十ルーブル金貨の價額を十五ルーブルに改定した如く、又世界大戰後の獨逸、佛蘭西、伊太利、白耳義等幾多の國に於けるが如く、許多の事例がある。併しながら、行はれる平價の切下が現に到達してゐる實際の貨幣價値を標準として居れば、それが爲に特にインフレーションになる譯ではない。寧ろ反對にインフレーションの後始末として平價切下が行はれたのである。我國に於いても戰後の金解禁問題を中心として屢々平價切下が主張せられ、近くは政友會が五分の一切下案を提唱した。金本位停止下に於ける法律的切下は必ずしも合理的ではないけれども、若し其效果を直接的ならしめようとすれば現在の流通貨幣の呼稱を總て五倍に引上げればよい。例へば十圓紙幣を五十圓紙幣とするが如くに。さうすれば前に述べた樣にインフレーションは直ちに起るのである。その際社會上の惡影響の甚大であることは言ふ迄もない。

更に鑄貨の素材の增加によつてインフレーションの招來されることがある。例へば金貨の自由鑄造が認められて居る場合に、突然の金鑛發見とか外國からの金流入とかゞ起ると、造幣局に對する金貨鑄造の要求が增加して、金貨によるインフレーションが惹起され得るのである。併しながら鑄貨の流通貨幣上に占むる地位は漸次減退し、殊に世界大戰後に於いては本位貨幣としての金貨は殆んど流通しないのが原則となつて居る。又補助貨幣は銀、銅等の鑄貨であるのが通常であるけれども、この種の定位貨幣の發行は政府に於いて嚴重に制限を加へて居るからして鑄貨そのものゝ形態をとるインフレーションは最早起らぬと言つても差支ない。けれども金貨が流通しなくなつたと言つても、貨幣が金屬から全然絕緣したと云ふ譯ではない。金本位制度が存續する限り、金は依然貨幣價値の基礎に置かれる。而して金に兌換され得る紙幣が發行されるのである（又金本位制度が停止されても、金が紙幣發行の準備となつてゐることには變りないのが現狀である。）故に發行準備たる金が、新金鑛の發見とか外國からの流入とかで激增する時には、インフレーションが釀成されるのである。例へば世界大戰中のスカンヂナヴィア諸國其他の中立諸國に於いては、巨額の金の流入によつてインフレーションを招いたのであつて、特に之を金インフレーションと呼んでゐる。

紙幣によるインフレーションに就いては、貨幣制度が重要な關係を有してゐる。卽ち金本位制度に於ける兌換紙幣であるか、若しくは金本位停止下又は紙幣本位制度に於ける不換紙幣であるか、と云ふことである。金本位制度に於ける紙幣の發行制度に就いては、全額準備の場合と一部準備の場合とがある。全額準備の場合には紙幣の發行に對して同額の金準備を必要とするから、金の供給がなければ紙幣によるインフレーションは起きない。然るに金本位制度の確立以來一般に行はれるものは一部準備の制度であつて、比例準備制度と言ひ屈伸制限制度と云ひ、何れも金準備に對して幾倍かの紙幣を發行し得ることになつてゐる。故に例へば三分の一準備制度で、金準備に對して三倍の紙幣が發行し得る場合には、金の增加量の三倍の紙幣の增發が可能であり、それ丈インフレーションの餘地がある。尤も金準備に依らぬ部分の發行紙幣は有價證券を保證とするものである。故にその際商業手形を保證とし、其割引によつて發行される紙幣は、商品取引の增加に伴つて發行されるものであるから、

必ずしもインフレーションではない。而して取引の終了に從つて紙幣は發券銀行に還流する。だからこの種の貨幣を古典的貨幣と稱し、—例へばベンディクセンの如し、—斯る方法によつて貨幣價値の安定を圖らんと主張する者がある。斯る方法の當否は玆での問題ではないが、商業手形の中に融通手形を含まぬとの保證はないし、公債・大藏省證券等を保證として發券し得る以上、インフレーションの餘地ありと言はねばならぬ。エルシュタアも、大戰當時獨逸のインフレーションは紙幣の發行が經濟界の必要に一致せざるに至つて始つたと、言つてゐる。

去りながら諸國が金本位制度を採用してゐる場合には、一國のみに劇しいインフレーションが起り、其物價暴騰の狀態が長く繼續することは、通例あり得ない。寧ろ金本位制度は其作用が完全に營まれゝば之を阻止し、物價を國際的に安定せしむる仕組なのである。蓋しこの制度に於いてインフレーションを起し、貨幣價値の低落が其度を進むれば、金を地金として用ひ或は外國に輸出する爲に金兌換が起り、それ丈流通紙幣を縮少することになつて居るからである。從つて金本位制度の下にインフレーションが起つても一定の限界があるものと言ふことが出來る。

故に紙幣によるインフレーションが最も容易に且つ大規模に起り得るのは不換紙幣の場合である。尤も今日普通に存する不換紙幣は金本位制度の停止された場合であるが、金本位時代の規定に準據して發行せられ、金準備も存してゐる。それにも拘らずこの場合には金との兌換が停止されて居るから、規定の範圍内に於いて紙幣が如何に增發されても差支ない。又從來の規定の改廢も極めて容易である。加ふるに不換紙幣の發行には殆んど何等の費用を要しないし、公債を保證とする場合ならば之を無利息公債として中央銀行に引受けしめればよいのである。だから不換紙幣の場合には、インフレーションは招來され易く、一定の限度がないと言ひ得る。だから戰爭、革命の如き非常事變に際しては、金本位時代の發券規定を緩和撤廢し、不換紙幣の增發に依つて費用が調達せられる。古來著明なインフレーションは、既揭の佛蘭西革命時代のアッシニャ紙幣、米國南北戰爭當時のグリーンバック紙幣、世界大戰後の獨逸のマルク紙幣、墺太利のクローネ紙幣の如き、何れも不換紙幣によるものであつて、インフレーションの中心形態をなすものである。

鑄貨、紙幣は政府及び中央銀行の造出する貨幣であるが、市中銀行の造出するものに預金貨幣がある。預金貨幣は小切手又は之に類似の支拂差圖證によつて隨時引出し得る預金であつて、銀行が取引先に對し貸付割引の方法によつて貸出した金額をば、鑄貨、紙幣の如き現金を以て支拂はず、之を預金勘定に振替へることによつて主として造出されるものである。卽ち全く信用に基いて造り出される貨幣であるが、それが鑄貨、紙幣と同樣に貨幣としての役割を盡くす以上、その增大はまたインフレーションを惹き起し得るものである。去りながら預金貨幣は隨時引出し得る預金であるから、それに對する支拂準備金が常置されなければならぬ。從つて物價騰貴によつて現金の需要の增加する際に、貸出を擴張して預金貨幣を增加させ、而して現金準備率を甚しく低下させることは銀行營業の基礎を危うからしむる。それが爲に略ぼ一定の準備率を維持しようとすれば、預金貨幣の造出を制限する必要がある。この意味に於いて預金貨幣によるインフレーションには一定の限界があると稱せられる。又以上の如く銀行自らが預金貨幣を造出する場合でなくとも、既存の貯蓄的預金が引出され若しくは現金を以て貸出される場合にも、その現金が商品購入、有價證券投資等に利用せられる以上、活動を休止せる貨幣を購買力として流通

せしむるのであるから、消極的ながらインフレーション的效果を齎らすものである。唯信用擴張によるインフレーションは總て、數字を以て見積ることが困難であるから、比較的に世人の注意を惹かぬものである。併しながら預金貨幣の造出又は信用の膨脹は、政府・中央銀行に關係なく、銀行當事者の意志を以て行ひ得るのであるから、政府・中央銀行の期待に反して膨脹收縮せしめ得られる。故に例へば金本位制度の下に於いて金流出入の影響が、銀行信用の膨脹收縮によつて相殺されて了ふことがある。これがために、中央銀行は割引政策、公開市場政策の如き手段を採らなければならぬのである。平時好景氣の際に於ける物價の騰貴は預金貨幣によるインフレーションに負ふ所が多いのであるが、不況期に在つては、銀行の貸出警戒により此形態の膨脹からインフレーションを導き出すことは甚だ困難なるを免れない。産業組織と信用制度の擴大發展に伴ひ銀行の地位が益々重きを占むるに至つた今日、銀行の信用膨脹如何はインフレーションに重大の關係を有するものである。嘗て米國の聯邦準備局はインフレーションを定義して、財貨の生産量の對應的增加に基礎を置かない信用膨脹の過程であると謂つてゐる。(1)

(1) グスタフ・カッセル、既揭書、三二頁に據る。

以上はインフレーション發現の諸形態であるが、問題とするインフレーションが如何なる形態のものであるかを明にするために、屢々紙幣インフレーション、信用インフレーションの如き名稱を以て呼ばれる。勿論此等の諸形態が必ず個別的に出現するものとは極つてゐない。多くはそれ等が前後交錯して現はれるものである。ヴァーゲマンは獨逸の戰爭インフレーションをば貨幣數量の上から次の三期に分つてゐる。(2)

初期インフレーションは國家の財政的缺陷を償ふための紙幣の發行であり、これが貨幣價値低落の主たる原因であつた。

併し斯る形態のインフレーション丈では、短期間に起つた物價の大暴騰は說明出來ない。之を說明するものは國民經濟的實收益とは全く關係のない信用の授與であつて、物價が騰貴すればするほど信用の授與もそれに應じて著しく增大されたのである。

第三期のインフレーションは最も危險な形態で、貨幣の流通速度の促進による貨幣數量の激增である。斯樣にしてインフレーションの基本形態として赤字經濟、信用膨脹、並に現金膨脹の三者を擧げてゐる。

(2) Ernst Wagemann, Struktur und Rhythmus der Weltwirtschaft, 1931, S. 257-90. 小島昌太郎監修譯『國民經濟組織の缺陷と世界恐慌』一三七—一四五頁。

四　戰爭インフレーションの影響

既に言及した如く今日不況對策としてのインフレーションが絶叫せられ、吾々は正にそれへの轉換期に立つてゐる。故に、果してインフレーションは財界に對して如何なる影響を與ふるかを認識しなければならぬ。併し其影響竝に經過の詳細は別稿に於いて考察する豫定であるから、玆では若干部面の概要を窺ふに止める。

世界大戰に隨伴したインフレーションの影響は、歐羅巴交戰國と爾餘諸國との間に著しい相違がある。玆では勿論前者を對象としなければならない。戰爭インフレーションは、國家が戰費調達の爲に不換紙幣の增發を行つたのに始つてゐることは、言ふ迄もない。國家は如何なる手段を盡しても軍需品を購入しなければならない。そ

の費用は増税或は外資借入によることも出來るが、併し大部分は公債に依つて支辨せられる。而も巨額の公債發行の繼續は、中央銀行が應募者に對し信用を供與するか、或は中央銀行が直接引受くるかの外はない。斯くして紙幣は增發され、通貨の增大は物價を騰貴せしめた。併し戰爭が終了してもインフレーションは休止しなかつた。蓋し戰爭中は國家が主たる通貨の需要者であつたが、物價の騰貴に連れて民間に於ける需要が加つて來たからである。ヴァーゲマンの所說の通り、物價の續騰は生産の繼續、擴張、賃銀俸給の支拂等の總てに益々多額の資金を必要とし、信用は嫌が上にも膨脹されたのである。而して貨幣價値の低落が繼續して居る間は、何人も貨幣收入をば出來る丈迅速に商品又は外國貨幣に換へて了はなければならぬ。從つて貨幣の流通速度の昂進は貨幣數量を名目以上に甚しく膨脹せしめ、貨幣價値低落、物價騰貴に拍車を加へた。斯くて、加速度に且つ天文學數字的に價値低下を示す自國貨幣の受領が、却つて危險と感ぜられ、一般に其受領が拒絶されるに至つて、インフレーションは極點に到達し、遂には新貨幣制度の制定を見るに至つたのである。

然らば斯るインフレーションの過程は財界に如なる影響を及ぼしたか。インフレーションは新らたな貨幣の造出であり、造出される貨幣は之が取得者―戰爭の場合には先づ國家の―所得を形成し、新らたな購買力として出動する。而して物價の上騰を促す。既に貨幣價値の低落・物價騰貴が始まり、それが繼續の見込まれる場合には、當然金(貨幣)から物への運動を促進する。この運動はインフレーションの繼續する間、又その進行すればする程、繼續・反覆・强化される。卽ち商品の需要は增加し、取引は頻繁となるから、物價騰貴と相ひ俟つて手持品の所有者は利益を收め、生産者も利潤の增加を來たす。併し此等の利潤收得者は、之を貨幣形態にて貯藏すれば却つて

その購買力の減少を蒙らざるを得ない。この不利を免れるためと諸商品の先高見越とにより、現實の財の供給者は迅速に其對價の支拂を要求し、貨幣收入は出來る丈迅速に轉賣の利く商品の買入に充てられるか、或は生産の擴大に向けられる。又一般の人々も、貨幣價値低落程度の進行に從つて、その貨幣收入の中卽時に支出する部分を―結局其全部に至るまで―增加させる。或る者は享樂の用に充てるが、或る者は不安な貨幣を捨てゝ確實な財を取得しようとする。貴金屬、道具、土地、建物等總てに對して需要が增大する。而して結局價値確實な財ることが出來なければ、有價證券に投資して了ふ。故に株式インフレーションも生ずる。

インフレーションはまた貨幣の對外價値卽ち爲替相場の低落を招來する。而して一方では國內物價も騰貴するから、インフレーションが始りかけると見越輸入が增加する。反對に輸出は、外國輸入商が爲替相場の低落を待つから見送られる傾向がある。其上資本は貨幣價値不安の國を去つて安定國を求めるから、餘程嚴重な爲替管理の行はれぬ限り資本の逃避を生ずる。此等の事情は投機と相ひ俟つて爲替相場を猶ほ動搖低落の淵に導く。中歐諸國の先例に依ると、戰端開始より一九二〇年頃までは爲替の低落は國內物價の騰貴より程度が低くかつたが、それより一九二二年の中頃(伊太利、ポーランド)並に一九二三年中頃(獨逸)までは爲替相場の方が遙かに顯著な低落を示した。その後は兩者略ぼ同一の程度に進行した。勿論戰爭による封鎖狀態に陷つてゐた場合は、對外經濟關係が大部分遮斷されるから問題とすることが出來ないが、その他の場合には物價騰貴が爲替相場の低落よりも先きに進むこともあるけれども、一般的に言ふと後者の方が前者よりも先行低落する。[1] 且つ物價が爲替相場に先行する場合には、後者は迅速に前者に追ひ付く。而して數多の國がインフレーションの過程に在る場合には、爲

替相場低落の程度は大體インフレーションの程度に從つて相違するが、兎に角この下落はインフレーション國にとつて輸出奬勵の結果を生ずる。輸出業者は利潤を增加し、又之を外國に置くことも出來るのであるから、內地向生産を犧牲にしても外國向生産に當ることゝなる。卽ち自國を犧牲にして外國の爲に生産する結果を生ずる。

(1) 我國の場合には、インフレーションに先立ち、その悲觀的人氣の下に、既に金再禁止後半ケ年にして對米相場は法定平價の半ば以下に低落した。

凡そ斯くの如き事態が起れば、一見好景氣の樣相を呈する。獨逸に於いても戰爭當初、非常な不景氣の襲來が豫想されたが、事實は却つて反對にインフレーション景氣が醸成された。企業熱は勃興し、工業の發展は著しいものがあつた。又伊太利、ポーランドの如き農業國に於いても工業は目覺しき程の飛躍をとげた。併しながらインフレーション景氣は、購買力の人爲的造出の結果である。總てが投機又は投機的氣配に蔽はれ、生産の擴大にしても、最も大且つ迅速の利潤を擧げ得る方面に主として起る。商品の需要が先づ起り、それが爲に生産が盛んになり、從つて通貨が增大するのではなくて、反對に商品取引の增加に伴はぬ通貨增發が行はれ、購買力の人爲的造出によつて商品需要を喚起するのである。してみれば所詮その場合の景氣は空景氣である。空景氣であつてみれば、全く繼續性のないものと言つてよい、尤も現在の經濟制度では所謂萬年景氣の到來は不可能であるとしても、この場合は他に特殊の事態の隨伴せぬ限り、インフレーション成商品需要の基礎の上に立つものではない。

斯樣にしてインフレーションは物價騰貴の上に架空の繁榮を建設する。而して諸商品と同樣に土地も、建物も、工場も、鑛山も、あらゆるものゝ價格が騰貴するのであるから、物を有する者は利益收得の機會が與へられる。殊に大なる企業及び資本家はさうであつて、此等のものは殆んど常に既得財産の留保に成功してゐる。獨逸のスティンネス・コンツェルンの如き、マルク暴落時代に却つて規模の擴大を來たしたと言ふ。又インフレーション成金も隨時隨處に輩出する。けれども一般消費者は物價高によつて非常に害せられる。殊に中產階級、智的勞働者は既得の經濟的地位から驅逐されて了つた。併しながらインフレーションの過程に於いては割合に失業問題を發生せしめなかつた。蓋し企業熱の勃興は之を吸收したからである。而して勞働者は政治的運動によつて賃銀の增額を齎らし得た。けれども物價の騰貴は賃銀俸給の增加よりも先行するのであるから、定額所得を增加し得ない者（年金・利子生活者の如し）や、之を貨幣價値低落に比較して增加し得ない者の實質所得は却つて減退し、一般に生活程度の低下を來たした。

それと同時に債權債務の關係も一變した。債務者が利得し、債權者が侵害されたことは言ふまでもない。農業者、工業者、その他の企業者はインフレーションの進行中に、價値の稀薄となつた紙幣を以て債務を辨濟した。工業の社債の大部分も償還された。併しながら貨幣價値低落の進展は、後に却つて生産の增進速度の減退を、又その減少をもたらした。蓋し生産から生ずる貨幣收入は、物價騰貴の進行の爲に前と同一量の生産を行ふに足るほどの、購買力を有するものでなかつた。又企業家は紙幣不安のためにその貨幣收入の大部分を直ちに企業に投じ、固定資本となしたから、流動資本の缺乏を招いた。此等の事情は資金の需要を信用の膨脹に仰がしめた。從つて貨幣數量の增大は、それに對する需要を增加すると同時に、資金の缺乏及び信用の騰貴を惹起した。而して

貨幣價値の低下が極度に達するや、利益の殘額は最早企業を繼續するに足らぬものとなつて了つたのである。一方、紙幣に對する極度の不安危惧は、農業者をしてその必要な貨幣を得るに足る丈しか農産物を賣却せしめず、一般小賣商をしてその受領を拒ましめ、外國貨幣を以て賣買又は計算を行はしむるに至つた。玆に於いて商品の生産及び流通は、之を阻止する障碍に衝突して了つたのである。インフレーションの進行中は、企業を勃興せしめ、又生産の過剩を產み出さなかつたにも拘らず、終末に於いては農業・工業に於ける生産能率の低下した施設、卽ち固定資本の過剩が見出された。

以上の如くして戰爭インフレーションは、架空の繁榮を通じて生産の困難、流通の停滯、信用恐慌に到達し、財政の破綻、國民經濟の破滅、而して貨幣制度の紊亂に終つて了つたのである。

五　現不況期に於けるインフレーションの意義

以上は世界大戰に隨伴した中歐諸國に於けるインフレーションの影響であるが、史上著名な事例は凡そ斯くの如き事態を呈したのであつた。それ故にインフレーションに對して不當の倫理觀を產み出したものであることは、既に論じた所である。また從つて、斯る影響をそのまゝ今日のインフレーションに當嵌めようとすることも、不當なるを免れない。一體インフレーションの影響はそれの程度、過程の當初と終局、並に之を誘致する動因及び當時の經濟狀態等によつて、非常な相違を示すものである。今日インフレーションの財界に及ぼす效果に就いては、何等かの程度に於いて之を是認するものと、その惡影響のみを主張する說と、大別二說が對立してゐるが、

斯る對立は主として右の點に基くものである。固より今日期待せられるインフレーションは斯くの如く極端なものではないが、インフレーションに就いては、それが一旦開始されると極端まで繼續せざるを得ないと觀る說がある。この說は、通貨增大によつて招來される物價騰貴は更に通貨の增大を必要ならしめ、その交互作用によつて極度まで進行せざるを得ぬとの考へに基く。此說は全然否定は出來ない。何ぜならばインフレーションが、假令空景氣であつても多かれ尠かれ生產を刺戟するとすれば、之を繼續追求せんとする要望が財界に起ることはあり得る、又政黨が人氣を博する爲に之を企圖することがないとも保證は出來ないからである。けれども斯る事態は一般にインフレーションに目標の存しない場合である。例へば戰爭の如き事變に隨伴する場合には、その外部的動因の除去されるまで繼續されざるを得ないからであさる。然るに今日のインフレーションには大體了解された目標があるから、必ず斯る事態に到達すると云ふのは誤りである。唯それに到らぬ爲周到な通貨政策が採られる必要は勿論存する。

然らば今日のインフレーションの目標は何處に在るか。之を英吉利の金融及び產業に關するマクミラン委員會の報告（一九三一年七月）に採つてみると、一九二八年への物價の回復が要望されてゐる。卽ち斯う言つてゐる。「現在に於いて國際的物價引上の目的は、假令全部でないとしても大多數の承認をば、恐らく得るであらう。併し再び物價の騰貴が始ると、何處まで其引上が行はるべきかに關して、非常な意見の相違が現はれるであらう。この點に就いては、一九二八年の物價水準への大巾な騰貴が非常に望ましいといふ以上には、現在の所吾人にとつては正確を期することは困難である。蓋し正確な解答は、その間に於ける種々の出來事の成行如何に懸つて存

するであらうからである。」[2]卽ちこゝでは條件が附せられてはゐるが、一九二八年の水準まで物價を引上げることが非常に望ましいものとされてゐる。我國に於いて主張される所も同樣に大體一九二八、九年への物價回復である樣であるが、此等は先づ代表的意見と觀ることが出來る。蓋し大戰後の不況はより早くに始つて居るが、一九二九年秋の合衆國に於ける株式市場破綻を轉期として、世界經濟は急速に深刻な恐慌部面に入り込んだのであるから、それ以前の比較的安定してゐた物價水準の回復が要望されるのは當然なのである。而してそれは、今日の物價水準からいへば大體五割の騰貴に相當する。[3]

(2) Report of the Comittee on Finance & Industry, 1931, P. 116.

(3) アメリカに於けるインフレーション政策の進展に於いて述べたやうに、ルーズヴェルト大統領の企圖する物價の回復は一九二六年のそれである。アメリカの卸賣物價指數は、一九二六年を一〇〇とすれば、一九三三年一一月は七一・二であるから、約四割の騰貴に當る。

然らば、斯る程度の目標を有するインフレーションによつて如何なる效果が期待されてゐるか。再びマクミラン報告をして語らしよう。「近年經驗した樣な劇烈な物價の下落から生ずる結果は複雜であり、所得の形式が異るに從つて不同の影響を及ぼすものである。今之を要約すると、

(一) 國債、社債、その他の確定利附證券に對する利子の如き、固定貨幣額所得は不變のまゝである。

(二) 國債利子の如くには契約されぬ所得にも、慣習や法規によつて確定されたものが、他に幾多ある。各種の年金、失業手當の如きはそれであつて、これまた不變のまゝである。

(三) 此等の收入によつて購入され得る國民生産物の割合が增加し、社會の殘りの部分に分配さるべき分前が減少するので、その結果俸給・賃銀が不變である限り、利潤に充てられ得る殘餘が不十分となる。

(四) 調節を行はんとする企ては、不景氣と失業とを激成すると云ふ一聯の結果を生ずる。

(五) 國際貸借の部面に於いても、物價の暴落は債務國に對して債務の實質的負擔を加重する。

右の要約から解るやうに、物價の暴落は各種の貨幣的決濟の均衡を失はしむる。其所得が契約其他の方法によつて保證されてゐる者には利益になるが、國民所得の殘餘の分配に與るものには、減收・失業の形式に於いて、不利益となる。それと同時に費用節減の問題がある、何となれば企業家は、其商品價格の低落とそれから受くる貨幣收入の減少に當面して、その生産費をば賃銀又は何等かの形式に於いて縮少せざるを得ざるに至るからである」。[4]

卽ち物價の暴落は各種貨幣所得の間に不公平を齎らし、價格と費用との均衡を失はしめたのであるから、之を物價引上によつて回復しようと云ふのである。實際大戰中及び後の長い貨幣價値低落時代を通じて價格も所得も債權債務も或る均衡を維持したのであるが、その均衡が、金本位制度復歸並にデフレーション政策に基く物價の著落によつて破壞されて了つた。多くの價格は暴落したが、或るものは低落しない。價格は低落したが、生産費は必ずしも低下しない、强ひて之を引下げようとすれば失業減給等を生ずる。貨幣價値の引上により債務は負擔を加重してゐる。擔保品の値下りにより信用の途は杜絶してゐる。斯る價格體系の均衡破壞により、少くとも金融業以外何れの産業も不振の淵に陷つてゐる。而も金融資本すらも産業の不振により危機に立たせられてゐる。故

に、今若しインフレーションによつて物價の回復が遂行されたとしたら、斯くの如き價格上の不權衡が是正せられ、その程度に於いて企業經營の基礎が改善せられるであらうことは、明白である。この不均衡是正は今日のインフレーションの效果であり、その點に於いて或る程度の合理性が認められる。勿論インフレーションの過程に於いては、購買力の人爲的造出により失業又は半失業が或る程度吸收されるであらう。又賃銀俸給の增額も行はれるであらう。併し直ぐ氣がつくであらう樣に、物價の低落に從つて既に定額所得の減少を蒙つてゐる者にとつては、それが直ちに實質所得の減退を齎らすのである。假令若干の增額が行はれたとしても、物價が騰貴し、企業が利潤を收得した後でなければ行はれないのが常であるから、實質所得の低下には變りない。インフレーションが產業資本の救濟に過ぎぬと稱せられる所以は、玆に存するのである。

(4) Report of the Macmillan Committee, pp. 87-7.

以上の如く今日のインフレーションは、或る程度を目標とするものであつて、極端に奔らなければならぬ理由は—他に政治上・軍事上・社會上等の問題の突發せぬ限り—必ずしもない。故に既述の如き惡影響も低い程度に於いて現はれるに過ぎぬであらう。併しながら假令所謂適度のものであつても、インフレーションはインフレーションであつてそれ以上のものではない。だから眞の商品需要が隨伴して來ぬ限り、一時的景氣と考へるを至當とするが、唯價格と費用の不權衡是正から企業の受くる刺戟は、物價が引上げられた程度に維持されれば引續き存する。蓋し資本主義的企業は利潤の獲得を目的として活動するものであるからである。

最後に、現在の如き所謂合理的インフレーションが何故要求されるに至つたかを、概略ながら考察しなければならぬ。卽ち世界經濟は大戰により其生產關係に、戰爭インフレーションにより其貨幣制度に、極度の混亂を招致した。それが爲に、貨幣價値の安定とデフレーションの方策に依り、自働的作用に俟つて恢復を圖らうとしたが併し、その結果生じた物價の暴落は經濟不況を助長したに過ぎなかつた。從つて一時は產業合理化や信用機構の改善によつて不況の克服を試みたが、それは唯失業と不景氣に拍車を加へたのみで、景氣の曙光すらも見えなかつた。斯くてデフレーション政策は產業恐慌に導くに過ぎぬことが發見せられた。元來資本主義が未だ高度に進まぬ間は、景氣上昇期に於ける膨脹は不況期に淸算されることが出來る。蓋し世界經濟に伸縮力が存してゐるからである。然るに今日の如く獨占資本主義の高度に達すると、其伸縮力を失つて來るから、自働的に淸算されることは困難である。假りに自働的に回復され得ると觀る場合でも、極めて長期間を必要とする。併し不況は愈々深刻であり、財界はこれ以上の惡化に堪ゆることが出來ない。「世界の殆んど總ゆる國に於いて、平均的能率を有する殆んどあらゆる種類の生產者が現に損失を蒙りつゝあるが、この損失は、近年達成された生產能率の增進によつて幾多重要商品の場合に當然起る理由のある樣な、多額の下落以上遙かに、商品價格の低落して了つたことを壓倒的に說明するものである。それ故に現物價水準の維持すらも—これ以上の下落を別としても—事業損失とこの損失回避策に必然隨伴する失業とを延引かし、結局貨幣費用の多額の引下調整が何とかして齎らされざるを得ざるに至る。この事は、能率を高め得る程度以外は、貨幣所得の減額を意味するであらう。が併し、貨幣所得の減額が必ず反對に遭ふことは明かである。」それだから「假令卸賣物價のこれ以上の低落が避けられるとしても、それが略ぼ現在の水準に安定されることは、世界の總ての國にとつて等しく非常な不幸であるだらう」[5]。玆に

於いて、物價を吊上げて財界の甦生を圖るの外は方法がないのであるが、併しインフレーションの極致が生産過剩、信用恐慌、國民經濟の破産であることは、戰爭インフレーションから學び得たばかりである。從つて一方に於いては、金本位制度を確守しながら國際的協調の下に世界的統制インフレーションを行はんとする提案がなされると同時に、他方に於いては、斯る迂遠な協調を待たずに、國民主義的な通貨統制により合理性の見出され得るやうなインフレーションが主張せられ又既に實現されんとして居るのである。以上の限りに於いて、インフレーションは現下不況からの逃避であり、又從つて必然の途でもある。

(5) Report of the Macmillan Committee, pp. 114-5.

三　管理通貨と商品ドル

一　管理通貨とそれに於ける二重の意味

經濟政策上に於ける國民主義と國際主義との對立は、世界的經濟不況と共に、愈々前者の壓倒的勝利を齎らしてゐる。貨幣部面も亦その例に洩れるものでなく、各國の本位及び通貨政策の動向は、全く軌を一にしてゐると言つてよい。若干の事例を擧げると、紙幣通貨の管理制度、爲替管理、其他各種金融統制の强化の如きがある。玆では本位制度としての管理通貨に就いて、概說を試みよう。先づ管理通貨とは如何なるものであるか、又何を主張するものであるかを考察しなければならない。

凡そ管理通貨の思想は決して新しいものではない。嘗て提案された種々の理想的——時には空想的——な貨幣制度改革案は皆之に屬する。がそれは今取扱ふ必要はない。實際に則した管理通貨說は總て金本位反對論として出現し來たつてゐる、と言つてよい。言ひ換へると金本位制度の缺點の上に立つてゐるのである。だから謂ふ所の管理通貨は、單に貨幣が表面價値より低い素材價値を有してゐるとか、紙片から成り立つてゐるとか、或は預金貨幣の樣にたゞ名目だけのものであるとか、と云ふが如き意味ではない、それ等が直接にしろ間接にしろ金との關係を有しない場合を言ふのである。從つて斯る通貨の數量の調節乃至統制が全く金とは關係なく人爲的に『管理』されるものなのである。故に假令紙幣の發行や預金貨幣の造出に人爲的な要素が含まれてゐても、紙幣が金に兌換される場合には所謂管理通貨ではないのである。

所で管理通貨なるものは金との關聯の遮斷された通貨であるとして、斯る通貨は如何なる方法を以て所謂管理が行はれるか？ 此點に關し、例へば大戰後の貨幣論客として世界的に著名な英吉利の學者ケーンズ J. N. Keynes(6)は、一九二五年四月の金本位復歸前の英吉利に就いて、理想的な制度が最も容易に樹立されるのは自然に發達して來た現實の制度をその儘採用するに在る、と言つてゐる。而して通貨の統制は貨幣當局者の自由裁量に一任し、其割引政策、公債政策の適當な運用によつて物價、信用及び就業の安定を齎らさうとしてゐる。又英蘭銀行をして金の價格を變更する權限を保有せしめ、物價、就業、貿易其他の指數に從つて金の價格を變更し、之を通じて通貨を統制しようとしてゐる。卽ち之に依つて國內物價水準と爲替相場の兩者の安定を齎らさうと云ふのである。

併しながら何れの制度に於いても、其運用は一に人間の意思裁量に在るとしても、客觀的には其裁量の標準が明かにされなければならぬ。所で從來の管理通貨案に於いて斯る標準として擧げられたものは、多く物價指數、金利、生産及び取引指數等である。卽ち此等の指數に準據して通貨の調節を行ひ、以て經濟の安定を圖らうと云ふのである。一二の例を擧げると、アーヴィング・フィッシャアは嘗て物價安定策として、各國をして其造幣局を閉鎖して金貨の自由鑄造を停止し、一方國際統計局に於いて物價指數を調査作成し、金の市價を指數にて除したものを以て金の公定價格とし、此價格に從つて政府は金の賣買を行ひ、以て貨幣價値を調節せんと提案したことがある。又クリシュテン Dr. Christen は、獨逸に就いて、貨幣當局者をして貨幣の一般的購買力を算出せしむる。卽ち一般的購買力は一切の商品總量を其總價値を以て除した商に等しいから、取引從事者が一定期間毎に提出すべき取引高報告に基いて一國に於ける商品取引量と其取引價格とを算出する、而して物價の平均相場が騰貴の傾向を示す時には中央銀行券を回收し、低落の傾向を示す場合には銀行券を發行する、と云ふやうな提案をなしてゐる。[7]

(6) J. M. Keynes, A Tract on Monetary Reform, 1924.

(7) Dr. Christen, Die absolute Währung des Geldes. 及び Die Kaufkraft des Geldes und ihre Bedeutung für die Volkswirtschaft, Annale des Deutschen Reiches, 1915, H. 7. 高後虎雄譯。シュティリヒ著、新貨幣學入門、五〇六頁以下に據る。

此等は物價指數を利用せんとするの例に過ぎないし、又其案は實行不可能のものであるが、併し之を離れてみても物價指數を標準とすることには幾多の異論が起らざるを得ない。第一、現在の物價指は國により作成者に依り其基礎と計算方法とを異にして居り、決して完全なものではない。又物價指數は結局實際物價變動の遙か後に至つて作成されるのであるから、標準として間に合はぬ處れがある。金利にしても同樣で、何處の國でも金利の種類は多く且一つの金利が其國に於いて占むる地位は國に依つて甚だ相違してゐる。從つて標準として選ばるべき金利は何れであるかを決定することは頗る難事たらざるを得ない。現にケーンズすらも斯う述べてゐる。管理通貨を實行するに當つて最初の問題は、標準が正確な數學的公式のものたるべきか、或はあらゆる利用し得る資料に基いた事態概觀に求めらるべきかと云ふことである。フィッシャアの物價指數案は其前者に屬するものであるが、若し吾々が物價の運動の實際先行するのを待つてゐるとすれば、必要な救濟策が遲延する處れがある。相殺作用を要するものは過去の物價ではなくて、寧ろ將來の物價變動なのである。それは兎に角として、既に標準的な多數商品の價格登錄と云ふが如き性質を持つた公定物價指數が集計されて居るのであるから、貨幣當局者は之を利用するとすれば客觀的標準が得られぬ事はないであらう。それ以外の標準に就いては、問題を一層精確に考究すれば、信用を統制すべき適當の時機と方法とが了解し得られるであらう。且つ又吾々は當局者が判斷の基礎となし得る樣な一般的經驗を多く有してゐるのであつて、卽ち實際の物價變動が最重要の資料たるの外、就業の狀態、生産數量、諸銀行の實際通貨需要量、各種投資に對する金利、新規起債額、現金の流通增加量、外國貿易及び爲替相場の統計等は何れも考慮に容れらるべき指標である。何れにしても當局者がその採り得る手段を以て追求する目的は、物價の安定に存すべきである。

一體管理通貨論者は如何なる根據を以て斯る通貨制度を主張してゐるかと云ふに、それは論者によつて必ずしも同一ではないが、大體、貨幣購買力卽ち物價を安定せしむるには最早金本位制度は不適當であるから、金を離れて通貨數量を人爲的に管理するに如くはない、と云ふ點に歸着するようである。例へばケーンズは物價、信用及び就業の安定を以て最も重要なものと考へる。然るに金本位制度は爲替相場（貨幣の對外價値）の安定を主とし、物價（貨幣の對內價値）の安定を從とするものであるから、金本位復興は本末を轉倒した策である。加ふるに大戰前に於いて金の價値が比較的安定なるを得たのは、十九世紀の經濟的發達が地表の開發を中心とし、金の供給は金鑛の發見によつて世界の經濟的發展と步調を共にしたからである。併し今後もさうあり得るとの保證は最早ないのである。又當時金の價値が安定し金本位制度が順調に作用したのには、各國が金の流出入に從ひ自由に之を賣買したことが與つて力あつたのであるが、戰後はそれが非常に制限せられ、金の價値は自然に成立するものではなくなり、多額の金を保有する米國貨幣當局の意向に一に懸つて存するのである。故に斯る人爲的な價値を有する金に貨幣を結付けることは甚だ危險な事だと言ふのである。

大戰後貨幣制度改革が問題となつた時、ケーンズの主張した金本位反對論の根據は大體以上の如きものであつた。然るに最近に於ける問題は、斯る反對論に反對して再興された金本位制度が復た維持し得られなくなつて起つて來たのである。例へば金分配の不平均、金生產の相對的減退の見込、經濟不況期に於ける金吸收の困難等の事情の存する上に、短期資金の增大移動の如き、金移動を頻發せしむる原因の發展によつて却つて金本位制度自體が破壞されるに至つたのであるから、再び擡頭した管理通貨說は單に金本位制度の弱點のみを基礎とするのではなくなり、金本位制度は最早順調に作用することが出來ぬ、最早絕對に復興し得ぬ、と云ふが如き論據をも加ふるに至つたのである。言ひ換へると、金本位は物價安定の爲に不適當な制度であると云ふことの外に、最早之を再現し得ないと云ふ考へも生じたのである。金再禁止後我國に行はれた『金論爭』にもこの傾向を認め得るのである。それと同時に、現に世界が當面してゐる慢性的經濟不況の原因を貨幣側にも求め、卽ち金本位施行によるデフレーションに在るとなし、從つて之が打開策を金からの離脫に追求し、管理通貨制度によつて或る程度のインフレーションを行はんとする主張も盛行するに至つたのである。

以上は管理通貨の極く大要であるが、金再禁止後間もなき昭和七年三、四月の交には、我政府當局が管理通貨案を考慮中であると、新聞によつて報導された。而してそれは結局は、日本銀行券保證準備發行額の一億二千萬圓から十億圓への擴張、保證準備發行稅一分二厘五毛の廢止及び之に伴ふ日銀利益の政府への納付、制限外發行稅最低五分から最低三分への引下げとして現はれたが、其處で我國現行制度が管理通貨制度であるか何うかを一寸考察して置きたい。言ふまでもなく我國は金の兌換及び輸出制限によつて、再び不換紙幣國に變つた。故に其貨幣は金との連鎖を斷たれ、現に對內的にも對外的にも其價値の低落を來たしてゐる。金と絕緣した不換紙幣國と云ふ點に於いて管理通貨の性質を有してゐる。而して管理通貨に在つては其數量を物價、金利等何等かの指標に隨つて統制しようと云ふのであるが、勿論我國に於いても中央銀行が金融政策によつて多かれ少かれ通貨の調節に與つてゐることは、金本位時代と變りはない。併しながら兩者の間には相ひ異る重要な點がある。それは、我國の現制度に於いては、假令金本位は停止されても銀行券の發行規則はその儘であつて、依然正貨準備を有す

る外に保證準備及び制限外の發行が行はれてゐることである。日本銀行券は金に兌換はされないけれども唯それが一時停止された丈で、形式的には依然金は最後の保證手段としての地位に存してゐる。故にこの點から觀れば我國の現制度は決して眞の管理通貨制度ではないと言はなければならぬであらう。固よりケーンズ案にもあるやうに、管理通貨制度にも中央銀行による金の賣買と云ふことはある。けれども此場合の金の賣買は割引政策、公開市場政策と同じく、通貨統制の一手段たるに過ぎないのである。故に若し貨幣當局者が金を保藏してゐても、紙幣がそれと全然關係なく發行せられ、金保有高とは別の指標に據つて統制されるに至れば、その時には眞の管理通貨と言ふことが出來よう。

それにも拘らず我國現在の貨幣の如きを以て管理通貨と呼ばうとする傾向が見えるやうである。蓋し右に述べたやうに、兌換停止によつて金との直接連鎖を失ひ、不換紙幣に變つて了つたからであるが、勿論この意味に於て管理通貨と言へば言へないことはない。言はゞ過渡期的管理通貨なのである。元來管理通貨說の主張する所は紙幣本位制度である。紙幣本位制度は種々に分類することが出來るけれども、大まかに言へば純粹の紙幣本位制度と金準備を擁した紙幣本位制度との二つに類別することが出來る。前者は所謂科學的な制度であり、後者は金本位の停止された場合又は金本位樹立の準備時代の制度である。眞の管理通貨は前者に屬し、過渡期的管理通貨は後者の場合に存する。而して現實的な管理通貨論者の主張する所は、多くはこの過渡期的制度を金本位への準備としないで、之を其まゝ容認し、更に之を一步前進せしめて了ふと言ふのである。

勿論玆では眞の管理通貨制度を問題とするが、其實現性に就いては從來屢々論議され來つた所である。固より此制度の主張者から觀れば、金準備を擁した紙幣本位制度をそのまゝ推し進めればよいのであるから、實現の能否は敢て問題とはならぬであらう。が併し反對者から言へば、此制度は物價の安定と言ふ點に於いて見込の尠い制度であると觀る。卽ち理論的には完全であるけれども實現性は乏しい。是れに反して金本位制度は、理論的には物價の安定を必ず招來するとは限らないが、其實現の見込が多いと云ふのが普通主張せられる結論である。而して其理由とする所は、前に述べた樣な管理實行の標準の選定困難と云ふことの外に、通貨發行の過度を阻止する保證がないと云ふ點が擧げられる。卽ち不換紙幣は濫發の虞れありと云ふのである。又管理通貨制度は多く國內的に考案せられ、對外的關係が無視されてゐると云ふことである。國內に於ける物價は安定を維持し得ても爲替相場の安定が期し得られないと云ふのである。これは金本位に對する非難に逆であつて、これが爲に或は金準備は設置して置いて、對外決濟の爲に必要止むを得ない場合に利用しようとする考へもある。併しこの場合は結局進步した形式の金本位制度と同じものに歸着して了ふのであらう。又ヘルツフェルダアの樣に、諸國が協約を結び各國が特に貨幣用に發行した公債を相互に交換して置き、金輸送を必要とするが如き場合に該公債を輸送して決濟せんとする案もある。併し此案も亦金本位の有すると同樣の缺點を包含すると同時に、斯る國際的協定が可能であるとすれば、金本位に關する國際的協調も亦實行されるであらう。

元來貨幣本位制度も其時代の經濟的發達の段階を離れて存立し得るものではないと考へられる。從つて金本位の當否、管理通貨の能否もこの點から觀察されなければならない。此點に就いては『金の諸問題』第十四章に述べた所である。要するに私有財產と分業とを基調とする現在の經濟制度では、金本位と云ふが如き拘束本位制度

は無統制經濟の安定と資產の確保との爲に必然的に存續性を有するものと考へられる。これは勿論、金本位が管理的要素を强めることを否定することではない。否な寧ろさうなるべき事態に在ると思はれる。從つて假令管理通貨制度の實現性の少いことをば主張したからと言つて、通貨統制策の無意義を意味する譯ではない。今日の經濟に統制的要素が加はれば加はるほど、通貨統制の必要は益々高まるものと言はねばならぬ。而して管理通貨制度は計劃經濟が樹立されるとしたら、實現され得るであらう。故に近來屢々唱へられるやうに、我國一個では孤立的經濟を營み得るほどの地域を有しないから、滿洲國と共同して一經濟地域を形成し、總ゆる產業を最高機關によつて計劃的に統制すべしと云ふが如き所論が實現されたとしたら、斯る場合には管理通貨の實行も亦不可能ではなからう。併しながら其過渡期に於いて假令金本位が今後續行されなかつたとしても、今日に於いては斯樣に考察さるべきであらう。若し以上の如き見解が正當であるとすれば、今日現實性を有する管理通貨は、前述の過渡期的管理通貨制度を指すか、或は高々管理的金本位制度に於ける管理通貨を意味するかに過ぎぬことゝなるであらう。

二　商品ドル又は補整ドル

管理通貨に類似した制度であつて、商品ドル（Commodity Dollar）又は補整ドル（Compensated Dollar）制度と名付けられる制度がアメリカに於いて提唱されてゐる。

元來此種の制度も計表本位制度（Tabular Standard; Multiple Standard）に屬するものであつて、其着想は決して新らしいものではない。併し近年補整ドルの提唱をなしたものはアーヴィング・フィッシャアで、世界大戰直前のことであつた。フィッシャア自身は自說の完成に力めて來たけれども、一般からは理想案として其實現性を疑問視されて來たのである。然るに一九三三年に至り、アメリカの通貨政策が金融恐慌以來確たる目標を失つたかに見られてゐた際、ルーズヴェルト大統領が十月廿二日のラヂオ演說に於いて、一九二六年への物價引上の後、それと同一の購買力及び債務支拂能力を有するが如きドルを求めたことゝ、同大統領のブレーン・トラストの一人たるウォーレン敎授（George F. Warren）が商品ドル說を主張して居ることゝの爲に、アメリカ弗の前途に對して、平價切下後に來るべき對策として遽かに現實性を得、世界に喧傳されるに至つたのである。

では商品ドル又は補整ドルとは如何なる制度であるか？　之を最近の信奉者ウォーレン敎授に據つてみよう。卽ち此提案は價値の科學的尺度を設定しようとするものであるが、併し金本位制度を離脫して了ふと云ふのではない。けれども舊來の金本位のやうに、貨幣單位ドルに相應する金純分量を一定せしむるものではない。之を一定したことが、却つて物價水準を動搖せしめたのであるから、商品ドルに於いては此金純分量を變更する。例へば一週間に物價が一パーセント騰貴したとすれば、一ドルと交換さるべき金量をば一パーセント增加し、之を物價騰貴が矯制されるまで續行する。反對に物價が一パーセント低落すれば、一ドルに對して兌換さるべき金量をば一パーセント減少する。而して金の賣却價格と買入價格との間に若干の開きを置く。故に此案は一商品ドルと云ふよりは寧ろ全商品ドルであつて、斯くしてドルをして常に同一價格を保有せしむると同時に、景氣の變動には無關係であり得るのである。又物價に應じてドルの金純分量を伸縮するからゴム・ドル（Rubber Dollar）とも呼

ばれる。[8]

(8) George F. Warren & Frank A. Pearson, Prices, 1933, pp. 163—4.

即ち要點は、物價水準の上昇又は下降に應じてドルに相應する金純分量をば增加又は縮少し、ドルの購買力をば常に同一ならしめようと云ふのである。若し斯樣にすれば、確かにドルの購買力は大體同一であり得るが、之によつて物價の安定は、如何にして齎らされるか？　換言すれば物價の變動をドルの金純分量に轉嫁すればドルの購買力は不變たり得るが、その物價變動そのものは何うして阻止されるかと云ふのである。この點に就いてはフィッシャアの貨幣數量說が根柢に存してゐるものと認められる。即ち物價騰貴に應じてドルに對して兌換される金量を增加すれば、金兌換の要求が增加すべく、この增加は通貨數量の收縮を招くであらう。又金の市場價格は低落して工藝用の需要を喚起し、金需要の貨幣用から工藝用への轉化は貨幣用金の減少、通貨收縮を齎らす結果となるであらう。かくして通貨收縮は物價の騰貴を抑止し、之を下降に向はしむるであらう。反對に物價低落に應じてドル金純分量を削減すれば、金の買上の請求が增加すべく、此の事は貨幣用金の增大、通貨膨脹を招來して、物價の低落を矯正するに至るであらう。

然らば商品ドルは管理通貨と如何なる相違を有するか？　その物價安定と云ふ目標と、之を齎らす根本理論とは同一であるが、併し兩者の間に次の如き重要な相違が存してゐる。

(イ)管理通貨は金と直接の連絡はない、金の賣買は唯その一の統制手段たることがある丈である。然るに商品ドルは金と直接連繫する金本位制度なのである。この點に於いて、商品ドルは管理通貨に類似する物價安定策であるけれども、眞の管理通貨制度ではない。

(ロ)管理通貨に在つては、單に通貨統制によつて貨幣價値を增減する丈であり、計表本位制度では支拂金額そのものを增減せしむる。然るに商品ドルに在つては、一ドルは依然一ドルであるが、其相應金純分量が加減される。

(ハ)管理通貨は通貨の人爲的統制であるが、商品ドルは金を通じて行はれる通貨の自働的調節である。從つて前者は貨幣當局者の管理上に於ける最善の意思と知識を必要し、政治的勢力の影響を免れなければならぬが、後者には其必要が存しない。

次に商品ドル制度の實現性如何の問題を觀よう。この問題に就いては、管理通貨に對すると同樣の批判が屢々繰返へされる。卽ち、

(イ)第一は技術的の批判であつて、物價指數の作成に關してゐる。完全な物價指數作成の困難、物價指數に包含される商品種類の長期間に於ける變動、物價指數作成の現實の物價變動からの遲滯等である。

(ロ)根本理論に對しては、金と通貨との正確な關聯が實際上期待し得ないことが擧げられる。殊に發展した信用制度の通貨上に於ける地位と、其金との關聯性の稀薄とは、所期の效果を減殺することが多かるべく、從つて其效果を擧ぐる爲には他に通貨統制手段が必要となる。けれども信用をして金の移動と一致せしむることは相當の困難が隨伴するであらう。

(ハ)債權債務の公正に關しては、ドルの購買力の不變は之を齎らす所以であるけれども、それは對內的支拂にのみ保證される。故に例へば金そのものを必要とする人、又は之を對外的支拂の用に供せんとする人にとつては、

必ずしも公正なるを得ない。

(ニ)金の生産は如何にして保證されるかに就いても疑問がある。産金業者は金買上値段の變更によつて、常に採算を變更しなければなるまい。

(ホ)金準備額がドル相應金純分量の變更に從つて常に人爲的に變動する。

(ヘ)管理通貨は、ケーンズ說に在るやうに對外爲替の安定を企圖しないではないけれども、元來が國民主義的安定策である。商品ドルも國民主義的思潮に基くものではあるけれども、依然金本位制度であるから、その對外關係が考慮されなければならない。卽ち爲替相場が安定するか何うかと云ふことである。而してドルの金純分量が增減される度毎に、ドルと他の金本位國との間の法定平價が變更される結果、金輸入點及び輸出點が常に動搖する。從つて金本位國と銀本位國との間に於いて、實際平價の基準たる銀塊相場が變動する場合と同樣に、爲替相場變動の範圍が全體として擴大される。この擴大された範圍內に於ける爲替相場の變動を如何にして最少ならしむるかゞ、必ずしも明かにされてゐない。而して例へば物價騰貴の場合には對ドル金純分量が急に增大されるから、金輸出點が以前よりも引き上げられ(外貨建に於いて)、金は迅速に流出し得る。金の流出は通貨數量を收縮して、上昇した物價をば下降せしむる譯で、商品ドル說の主張の效果が出現する次第であるが、金流出入の頻繁容易によつて却つて國內物價に急激な變動を招來する結果を生じないとは言へないであらう。爲替相場の動搖は、金純分量の變更が超世界的機關によつて國際的に行はれない限り、免れ得ないであらう。

以上の如く種々の疑問があるにも拘らず、ウォーレンは此說を擁護するが爲に斯う主張してゐる。卽ち全商品ドルは國際貸借逆調の惡夢を排除するし、何等かの國際的協力なくしても採擇し得る。金の流入は金を廉價ならしむるからインフレーションを招來せず、其流出はデフレーションともならず、物價崩落、失業、破產を釀成しない。斯る提案に對する反對の一つは、それが景氣變動を全然排除するものでないと云ふことであるが、物價が舊水準に復歸する迄の期間に於ける景氣變動は左まで重大なるものではなく、又突發景氣や不況を抑止するに大いに役立つのである。外國爲替相場が影響を受けるとの非難もあるが、その點は金本位國と銀本位國との間、又は金本位國と其停止國との間に於ける爲替不安定よりも一層小なるものがあらう。又此種の貨幣制度は他の制度と同樣に、戰爭に際して政府の借金によつて重壓されるだらうとの反對說があるが、此制度はよく斯る借入に堪へ得るであらうし、金に對する投機が刺戟されるとの反對論に至つては、それは小麥、銀、外國爲替等に於ける投機ほど甚しいものではなからうと言へるのである。[9]

(9) G. F. Warren & F. A. Pearson, op cit, pp. 164—165.

全くウォーレン自身の主張するやうに、何等か新な提案がなされると、之をば完全な理想と比較する傾向が常にある。而して些細な困難を擴大して觀がちなものであるが、如何なる制度と雖も人間の計案は缺點を免れるものではない。[10] 併しそれにも拘らず、商品ドル制度には猶ほ未だ頗る疑問の諸點が排除されるに至つてゐない。のみならず商品ドル說は、從來ドル貨の購買力を金に固定したことが物價變動の原因であるから、其購買力をば變動する金分量に連繫すれば物價は安定する、との根本思想に基くものである。所が物價の變動なるものは、貨幣購買力の金への固定からのみ起るものではない。貨幣側に在つては信用數量の變動、商品側に在つては商品數量

（商品の流通速度即ち取引回數を含む）、生産能力、生産費、商品需要の變遷、貿易の方向等幾多の條件から惹起されるものであるから、假令ドルの金分量を變更したからとて、決して物價水準の變動が全然除却されるものではない。又ドルの金分量變更に基く通貨數量の變動は、個々の商品種類に一樣に同一影響を與ふるものではない。故に若し商品ドル制度を十分に施行せんとすれば、勢ひ金分量の變更を頻繁に行はなければならぬ。その變更の頻繁は必ずしも經濟の安定を齎らす所以でないのみならず、若しこれが可能ならば、管理通貨制度も實行可能なるべき筈だと言ひ得よう。商品ドルは金本位制度だと云ふ點に於いて、資本主義的經濟に對して適應性を有するものであるとは言へ、其現實性には未だ充分疑問の餘地を殘してゐる。[11]

(10) G. F. Warren, op. cit., p. 166.

(11) Irving Fisher, The Purchasing Power of Money, 1912; ditto A Compensated Dollar, Quarterly Journal of Economics, Feb. 1913; ditto, Stabilizing Dollar, 1920; ditto, Money Illusion, 1928; ditto, After Reflation What ? A Short Exposition of the Commodity Dollar, 1933; George F. Warren & Frank A, Pearson, Prices, 1933; Alva Lee, Controlling the Uncontrollable: The Commodity Dollar Simplified, The Annalist Nov. 3, 1933; J. S. Lawrence, Stabilization of Prices, 1928; Harold L. Reed, The Commodity Dollar, 1934; Edwin W. Kemmerer, Kemmerer On Money, 1934.（横濱經濟研究所譯・アメリカ貨幣政策批判）堀江歸一・貨幣論、大正七年。松崎壽『米國補正ドルの復活』エコノミスト、昭和八年十月十五日號。等參照

四　バイメタイズムとシムメタリズム

一　金本位制度の崩壞と銀問題

經濟不況期に於ける金本位制度の再崩壞と共に、世界貨幣制度の動向は世界經濟の中樞問題に上ぼせられるに至つたが、此問題は、一方では國際主義と國民主義の對立、換言すれば國際本位、經濟ブロック本位乃至は國民的本位の對立として現はれ、他方では金本位、銀の貨幣復位及び獨立紙幣本位の對立として現はれてゐる。

惟ふに、貨幣制度も經濟發展の段階に照應しなければならぬものである以上、此問題に對する解決の鍵は、結局世界經濟の動向に依つて與へられなければならぬであらう。所で今日の資本主義經濟が、そのものとして其存續を維持し、而して此經濟組織にはカール・ヘルフェリッヒの所謂拘束本位制度（Gebundene Währung）が必然的關聯を有するものであるとすれば、近き將來に於いて問題となり得るものは、如何に其形態と運用に變化が加へられようとも、金又は銀若しくはその兩者に依る拘束本位制度を措いては他に存しないであらう。以下取扱はうとする所は、銀に關聯する本位制度の若干である。

銀が金と相並んで古來貨幣として使用されたものであることは、今更繰返すまでもない所であるが、十九世紀中金本位制度の世界的普及と共に漸次貨幣より排除せられ、世界大戰後の第一次金本位復興時代に於いて、決定的に貨幣としての地位を喪失するに至つた。然るに金本位の再崩壞に當面して、銀の貨幣復位運動は再び熾烈を極むるに至つたが、この運動には凡そ二つの意義がある。即ち一つは金不足の補充であり、他は銀價の回復である。所が此兩者は相互關聯して居るのであつて、即ち前者は、金本位國の擴大と金分配の偏在とが金の相對的不

足を招來し、經濟不況を激成したとの主張に基くのであるが、近き將來に於ける金生産の減退が見込まれるとすれば、銀を以て其不足を補充するの他はない。後者は、一九三〇年以來の銀貨の暴落が右と同樣の結果を齎らした有力な一原因であると觀る說に出でてゐる。何れにしても世界經濟不況の原因又は激成要因と云ふ點に於いて、歸を一にしてゐる。

所で不況對策として、又銀價回復として發表された具體的提案なるものは、實に枚擧に遑のないほどであるが、之を大體次の如くに還元することが出來るであらう。

貨幣側
- (一) 補助銀貨の使用及び形體の擴大
- (二) 金準備の意義の擴張により、之に銀を包容せしむること
- (三) 金本位の下に於ける銀を準備とする銀證券の發行
- (四) 銀本位制度の採用
- (五) 金銀複本位制度の再興
- (六) 金銀合成本位制度の樹立

商品側
- (七) 支那に對する銀に依る投資
- (八) 支那保有銀の買上
- (九) 關係國政府の銀買上並にその保有銀の賣止め

銀を商品のまゝに於いて其價格の回復を圖らんとする方策は、現にアメリカ政府の企圖してゐる所であるが、例へば支那の保有銀を買上げ、之を以て同國の金本位の準備資金たらしむる場合（八）の如き、又世界經濟會議に於ける銀協定に從つてアメリカ其他の關係八ケ國が銀の買上及び其賣止めを實行するとした場合（九）の如きに於いて、幾年かの後には其保有銀の處分が問題となるであらうが、其際銀價を崩すことなく處分し得んが爲には、銀の貨幣への利用が當然問題となるであらう。又商品側に於ける銀價の回復策は比較的短期なるを免れぬであらうから、長期に互つて之を維持しようとすれば、銀の貨幣復位を講ずるの他はないであらう。故に銀對策は、結局に於いて貨幣側に於ける對策に關聯を有してゐると言つても、甚しく失當ではなからう。

貨幣側に於ける對策中銀本位制度の複活は、本位制度の動向と銀價の現狀とから言つても、先づ問題とはならぬものである。補助貨幣の使用及び形體の擴大は銀價の回復に或る程度の貢獻をなすであらうが、其程度は恐らく大ではなからうし、貨幣形態の進展に逆行するものであり、且つ本位制度には無關係であるから、これ亦實際的意義を左まで有しないものである。而して金本位下又は其停止下に於ける金準備中への銀の包容と銀に據る銀證券の發行とは、前者は金銀合成本位制度の類型問題として、後者は金銀複本位制度の類型問題として、一應觀ることが出來る。故に貨幣本位制度として最も重要なるものは、金銀複本位並に合成本位制度であるが、次に先づ復本位制度を概觀しよう。

二　バイメタリズム

バイメクリズム（Bimetallism）が、十九世紀の後半獨逸幣制改革を發端とした金本位制度の世界的普及の招

來されるまで、佛蘭西其他ラテン貨幣同盟諸國並にアメリカに於いて實施されたものであることは、今玆に更めて斷るまでもない所である。當時此等の諸國に於いては、此制度の存續に關して劇しき贊否の兩論が鬪はされ、又之に關する幾多の研究も試みられた。が併し玆でそれに觸れようとはしないが、當今世界經濟不況に際し銀對策が問題となるや、再び複本位制度論が擡頭した。併しながら現代の複本位制度論は半世紀前のそれ其儘であつてはならぬ。何となれば、若しさうであるとすれば、この半世紀間に於ける劇烈な世界經濟の推移が全く無視されなければならぬからである。然らば現代の複本位制度論は如何なる論據を以て、其主張を試みてゐるか？　其主要なるものをば摘記してみよう。

固より複本位復興論の胚胎する所は、銀價の暴落を以て經濟不況の一要因と認め、之が對策は不況克服の不可缺の要件であると觀るに在るのであるから、其第一の論據は、金銀兩金屬の生產數量と其價值比率との不均衡に存してゐる。換言すれば金を以て測定した銀價の低落は、銀の相對的生產數量の增加よりも、遙かに迅速であつたのであるから、若し一層合理的な貨幣制度が施行されたとしたら、銀價はより高かるべき筈だと言ふのである。第二の論據は銀の需要側に存するものであつて、十九世紀後半に於ける金本位制度の一般的採用は、銀の世界貨幣制度からの排除を意味したと云ふことである。卽ちそれが爲に銀の需要減退を齎らし、其價格の暴落を釀成したのであるから、複本位制度は銀價同複の根本要件を成すと云ふのである。[1]

(1) T. E. Gregory, The Silver Situation, 1932, p. 23.

第三の論據は前にも述べた所の金供給不足說であつて、若し金の生產と分配が十分であつて、金本位制度の世界的普及に相應したものであつたとしたならば、經濟不況は現今の如く深刻にはならなかつたであらう。その斯くの如く深化したのは金不足に基いたものであるし、今後に於いても金の急增は望み得ないとすれば、其不足は銀を以て補充するの他はない。

今假りに、金本位制度が三度樹立されるとしても、前述の如き事態に於いては金の爭奪は再び惹起せざるを得ないであらう。若し金の爭奪が再發し、其分配の不均衡を通じて結局金不足を來たせば、世界經濟不況の再び到來するを免れぬであらう。複本位制度は斯る禍害を免れる最良の途である、と云ふのは第四の論據である。

第五の論據は複本位制度そのものに關してゐる。大戰後の金本位制度が再び世界的崩壞に瀕してゐるのは、此の制度自體が經濟不況を强化し、其作用を順調に營み得なくなつたからである。然るに十九世紀の後半に複本位制度が廢止せられたのは、決して斯る理由に基くものではなかつた。唯金は銀よりも一層價值が安定し、且つ金本位制度は文明國に適した本位制度であると云ふ想定に基いたに過ぎぬ。複本位制度優勢の時代には、現今の如くに、平和時に於ける物價及び取引の世界的崩落といふ現象は、惹起したことはなかつたと言ふのである。

以上は複本位制度の理論的ではなく、實證的論據の若干であるが、兎に角斯る根據に基いて、(a)世界の金領域と銀領域との間に於ける交易の不權衡及び(b)貨幣と商品との間に於ける不權衡と云ふ二個の難問を解決する爲は、科學的複本位制度を樹立するの他はないと主張せられるのである。[2]

(2) W. J. L. Von Es, Gold, Silver, Commodities and Crisis, 1933, p. 46.

玆で右の論據に對する批判は姑らく措くが、複本位制度が實現すれば、確かに(一)複本位國と金本位國、複

本位國と銀本位國相互間の爲替相場は安定を得、(二)通貨及び信用の數量が二種金屬に基礎を置くことゝなるから、物價水準上昇の可能性はあり得ると言へよう。併しながら問題はそれよりも、此制度の運用が順調であり得るか何うかと言ふことであるが、此問題は竟畢(一)複本位制度の採用の領域の廣狹、(二)金銀法定比價の程度、並に(三)兩種金屬の保有量及び供給の多少に懸つて存するものである。

元來複本位制度に於ける貨幣價値の安定は、其矯制作用の發現に俟つものである。換言すれば、金銀の法定比價に比較して市價の低き金屬の貨幣は惡貨となり、市價の高き金屬の貨幣卽ち良貨を流通外に驅逐すると云ふ、グレシャムの法則に依るのである。故に今若し複本位制度の採用領域が狹隘であるならば、而して法定比價が銀をば市價より引上ぐるならば、惡貨たる銀貨は金貨を流通場裡から驅逐して了ひ、銀本位に交代するに至れは、爲替相場安定の結果は失はれて了ふであらう。勿論此場合金の保有及び生産が豐富であつて、金貨の流出に充分堪え得るならば、再び金流入、銀排除と云ふ逆の矯制作用も起り得ないことではないが、何れの國も、それ程豐富の金準備を擁してゐるとは言へない。故に複本位の採用領域は可及的に世界的に、主要諸國を網羅しなければならない。今國民主義的本位政策が國際主義に變つたとしても、今後に於ける兩金屬殊に銀の供給如何によつて、矯制作用の順調な交互發現が得られるか何うかは、頗る疑問たらざるを得ないであらう。

銀に依る金排除作用は、複本位領域の廣狹のみならず、擇ばれる金銀法定比價と、其比價によつて影響される將來の銀供給高の如何とに依存してゐる。假りに少數國が、アメリカの銀價引上政策の直前に於ける金銀市價たる約一對六〇を遙かに離れた、一對一五・五又は一對一六の如き歷史的法定比價によつて複本位制定を實施したとすれば、忽ちに銀に依る金排除が極度に迄到達せざるを得ないであらう。若しこれが多數國に亙つて協力採用されたとしても、銀生産に對する刺戟の强化によつて金の流通外驅逐を免れ得ないであらう。

併しながら、法定比價が現在の市價比率に大體接近した程度に止められ、且つ複本位領域が世界の主要國に擴大されるならば、此制度の順調な運用が期待し得られないことはない。けれども此場合には、複本位制度採用の意義が充分には與へられないことになる。何ぜならば、法定比價が現在市價比率と大體同一ならば、現在の銀生産が全部貨幣用に供せられたとしても、貨幣用金屬素材は金のみの場合に比して左まで增大しないであらうから、複本位制度再興の主要目的たる物價の回復は此方面から大して期待し得ないであらうからである。勿論法定比價が市價比率よりも幾分高位に在れば、それ丈銀生産を刺戟はするであらうが、その程度の貨幣數量の增大は他の方策によつてより容易に達し得られないことではない。[3]

(3) T. E. Gregory, op. cit, pp. 25—26.

故に屢々アメリカに於いて提案された所の、一對一六の法定比價を以てする複本位再興說の如きは、假令造幣局に輸納される銀の半量をば鑄造手數料として徵收するの結果、實際法定比價は一對三二に低下せしめられたとしても、銀價がそれよりも遙かに暴落してゐる場合に在つては、積極的な實際的意義をば有し得ないであらう。

併しながら吾々は、玆では複本位制度の型式と云ふことを再考しなければならない。蓋し本位制度の型式は時代と共に推移し來たつてゐるからである。一體半世紀前まで實施されてゐた複本位制度は、(一)表面價値と素材價値との相ひ等しい金貨及び銀貨を鑄造し、(二)兩者に對して無制限法貨たる資格及び自由鑄造を許容し、且つ

(三) 金銀の輸出入を自由とするの諸條件を、其要點としたものであつた。然るに大戰後に於いては、金本位制度に現はれたやうに、金屬的意味の本位貨幣は流通場裡から引上げられるに至つた。言ひ換へると、金は對內的には主として保證手段であり、對外的にのみ流通手段として認められてゐる。斯る情勢に在つては、複本位制度に就いても型式の變化が考慮されなければならないのであつて、これには凡そ次の二つの場合が考へられる。

第一は、金銀は何れも發券準備として中央機關に集中保有せられ、金に對しては金券が、銀に對しては銀券が發行せられる。金銀は、法定比價に準據した一定價格を以て、中央機關によつて賣買せられる。而して金券は金に、銀券は銀に兌換せられると云ふが如きものである。此場合には、金貨及び銀貨に代つて金券・銀券が使用せられるのであるから、前世紀の複本位制度と非常に相違するものではない。唯流通するものは紙幣であるから、金銀相互間に於ける驅逐が紙幣の金又は銀への交換を待つだけ、矯制作用の出現を遲くらすと云ふこと、並に鑄貨流通上の失費を省略すると云ふことが、異るのみであらう。

第二は、金銀が中央機關に集中保有せられ、一定價格を以て賣買せられることには變りはないが、金準備及び銀準備に對して發行せられる紙幣は金券又は銀券の區別を明示せず、金を以て兌換するか銀を以てするかに就いては、中央機關が撰擇權を保留する場合の如きである。この場合、中央當局者が金銀市價の變動を常に考慮に容れ、若しくは請求者の希望に應じて、矯制作用の發現するやうに兌換を行へば、又さう行ふ間、複本位制度として存續するであらう。然るに例へば銀市價の低落に際し、若し當局者が金兌換に應ぜず、其撰擇權に從つて銀のみを以てするが如きことがあれば、其時から、金が全部排除された場合と同樣に、銀本位制度に化して了ふであらう。故に此制度はより統制的要素を包含してゐるけれども、其統制の如何は直ちに複本位制度の特徴を失はしめるものであつて、その國際的協力運用は決して容易に期し得られぬであらう。

それは兎に角、複本位制度に於いて矯制作用の急激な出現を避けようとすれば、法定比價を現在市價に近接せしめなければならず、斯くすれば物價及び銀價の引上と云ふ目的を充分に達することは出來ない。たゞ銀の貨幣用需要の增加の爲め銀生產に安定及び刺戟を與へるであらうが、それは不況回避に非常に役立つものとは考へられない。例へば金價の暴騰に依り金鑛業が刺戟を受けてゐるけれども、不況に對して顯著な恢復力を與へるまでに至つて居らぬが如くである。是れに反して、銀貨の騰貴を圖る爲に法定比價を市價よりも遙かに高位に決定すれば、既述の如く矯制作用の急激な出現により複本位制度そのものゝ破綻を招來する虞れがある。全く舊來の自働式複本位制度には、如上のディレムマが隨伴することは、グレゴリイと共に肯定しなければならぬであらう。

三　シムメタリズム

併しながら、不況對策として又銀價回復策として主張された複本制度は、必ずしも十九世紀のそれではない。否な寧ろ屢々新複本位制度又は科學的複本位制度と呼ばれて居り、それはシムメタリズム (Symmetallism) である。此制度に就いてグレゴリイは、此提案は如何なる科學的長所を有しようとも、採用の機會を持たぬ。何ぜならば、從來何等かの實業家又は政治家の團體によつて主張されたことなく、從つて實踐的見地から考究されたことがないからであると述べてゐる。[1] が併し斯る點は必ずしも、或る本位制度の實現性を示す標準にはならな

い。寧ろ其制度自體の有する實踐性と時代に對する適應性との如何に依存するものと言ふべきである。故に或る論者に依れば、現在の如き世界商工業の一般的混沌情勢に對する通貨的救濟策に關する如何なる研究も、それが既往の觀念から出發する限り、且つ其結論が經驗に基かざる限り、決して役には立ち得ない。然るに經驗の示す處に依れば、金そのものが有效な價値尺度でなく、又それが晴天日の本位制度だと云ふことである。一旦恐慌が襲來すれば廢止されなければならぬ。戰爭が廢絶されず、經濟的恐慌が不可避である以上、晴天日の本位制度に依賴する譯には行かぬ。所が前世紀の八十年代の後半には金不足の爲に物價の顯著な低落が招來された。一八八六年に於ける銀價低落は約一五パーセントであつたが、それでも既に災厄的結果であつた。一九二九年の二五片から三一年の一二・五片への低下は五〇パーセントである。要するにそれは程度問題で、舊時の情勢は現時の恐慌に頗る酷似するものである。當時既にシムメタリズムが問題とされたのであるから、今日再び議題に上ぼせられることは不思議の事ではない、と言ふのである。[2]

(1) T. E. Gregory, op. cit., p. 23.

(2) H. Dunlop, Facts and Figures about the Crisis, 1933, pp. 124—125.

抑々シムメタリズムがアルフレッド・マアシャルの主張に懸るものであることは、周知のことであらう。姑らく彼の所論に從ふと、金銀二種の金屬を獨立併用して貨幣となす時は、總ゆる債務支拂は金銀何れかの貨幣を以て行はれることゝなる。而して矯制作用の結果何れか一方の金屬による他方金屬の驅逐が行はれる以上、本位は常に交代せざるを得ない。從つて、斯る制度に對して複本位制度なる名稱が與へられてゐるけれども、其實は定率鑄造制度（Fixed-rationintage）と稱すべきものである。然るに彼の考案する制度に於いては斯る結果は生じない。蓋し彼の制度は金銀兩者をそれぞれ獨立した貨幣として使用する代りに、常に金及び銀の兩者の一定量を代表した紙幣を發行し、金銀兩金屬を混和して貨幣を鑄造した場合と、同一の效果を擧げるものだからである。換言すれば、一磅紙幣は一一三グレインの金を代表する代りに、五六・五グレインの金と、それの幾倍か例へば二十倍の銀（一、一三〇グレイン）とを代表せしむることゝし、常に此割合の兩種金屬の輸納者に對して紙幣を交付し、紙幣に對しては此割合の兩種金屬を以て兌換を行ふのである。故に此制度に於いては、すべての債務は一種の金屬ではなく、常に一定割合を以て組合はされた二種金屬を以て支拂がなされるのであるから、交代本位制度に變形することがない。而して此制度に對してマアシャルは次の五項の特徴を擧げてゐる。

（一）　此制は經濟的且つ確實なること

（二）　併し其準備の大なることは、金融市場に屢々惹起する急劇な衝擊を除去すること

（三）　金及び銀の平均價値に從つて貨幣價値が變動すること

（四）　此制度は金及び銀の相對的價値を抑制しようとせず、又金一オンスが銀五十オンスと同價になつたとしても影響を受けないのであるから、一國單獨にて卽時危險なく樹立し得ること

（五）　若し數國によつて採用されれば、直ちに通貨及び物價の完全な國際的基礎を形成し得ること

而して彼は猶ほ斯う附加してゐる。眞の複本位制度（卽ちシムメタリズム）すらも、單本位制度よりも僅かに優れた價値標準を與へるに過ぎないであらう。是れに反して計表本位制度（Tabular standard）は眞の複本位制

度より十倍も優れたものであらう。併しながら理論的に完全な價値標準は達成不可能である。寧ろ單純化の爲に、比較的粗朴な本位を採るを以て最善とするであらう。[3]

(3) Alfred Marshall, Official Papers, pp. 13 ff., 27 ff., 101 ff.

シムメタリズムの作用に關し、嘗て堀江歸一博士は次の如き批判を試みられた。即ち複本位制度に於いては、法定比價と市價との間に差異の存する間、一方の貨幣は他方を悉く流通外に驅逐するまで、盛んに其矯制作用を發揮するのであるが、シムメタリズムに在つては、發券機關は常に金銀双方の提供がなければ紙幣を發行せず、又兌換に際しては金銀兩者を以てするから、中央機關は一方の金屬を準備から取り去られる危險がなく、之を準備中に保留することが出來る。此點はマアシャルに依つて、此制度が一國單獨にても實施し得る理由に擧げられたのであるが、併し此事は一方からみれば、矯制作用の效果がそれ丈薄弱なるものに外ならぬ。その作用の薄弱なる以上、市價の變動を抑制する效力も亦容易に出現し難きを以て、重量比率と市價の一致せぬ間は、金を以て測定された紙幣價値は常に動搖を免れない。又從つて此種の國の金本位國に對する爲替相場も動搖を免れないのである。[4] 斯る非難は確かに此制度の甘受しなければならぬ所であらう。

(4) 堀江歸一『貨幣論』七版、三一二—三頁

所で吾々は、シムメタリズムの現代に於ける意義を考察しなければならない。此點に就いて先づ注意されなければならぬことは、此制度が一貨幣單位に相應する金銀の割合をば重量を以て一定すると云ふことである。換言すれば重量比率を通じて、金銀比率が法定されるのである。隨つてシムメリスムに對しては、複本位制度に與へられたと大體同一の批判が加へられざるを得ないのである。

更に吾々はシムメタリズムの他の型式の存在することを看過してはならない。即ちマアシャル案は重量比率に於ける金銀合成であるに對して、價値比率に於けるそれがあり得ると云ふことである。例へば價値に於いて、金四分の三、銀四分の一と云ふやうに合成比率を決定する場合である。即ち前者に在つては重量を通じて法定比價が定められるのであるが、後者は之を一定しない。唯價値に於いて兩金屬の占むべき割合を一定し、金銀市價の變動に應じて金に對して合成さるべき銀の重量を增減し、以て所定の價値比率を保有せしめようと言ふのである。

このシムメタリズムの一型式に對しては、其國際的協調の必要だと云ふ點は別としても、銀を其市價を以て貨幣用に供するのであるから、直ちに銀價及び物價の十分な回復は期待し得ないだらうと言へよう。勿論國際的協力によつて銀の貨幣復位を圖るとなれば、何等かの程度の銀價騰貴は必然起るであらうが、それが爲に銀の生産及び退藏からの供給增加を招來すれば、銀價回復が一時は顯著であるとしても、それが永續するか何うかは疑ひなきを得ないであらう。其上銀の生産に統制困難な事情が內在するとすれば、銀市價の變動に應じて一貨幣單位に合成される銀の分量を增減しても、銀供給の調節及び其價格の安定は必ずしも期待し得られないであらう。若し屢々銀價が變動して其分量の增減を行はなければならぬとすれば、發券機關は其銀準備に起る價値變動のために、多大の損失を蒙る虞れなしとしないのである。

以上銀價回復策としてのバイメタリズム、シムメタリズムを通觀した。而してそれには、恐らく金本位制度以

上に實現困難な條件の隨伴することをば、極く概略ながら述べた。隨つて以上の限りに於いて、假令資本主義經濟には金屬本位制度が必然的關聯を有するとしても、前記制度の出現は先づ覺束なきものと考へられる。併しながら以上は、此等の制度をば自働的作用の點から觀察した。所が世界經濟は現に高度資本主義に發展し、統制的要素を强化してゐるが故に、斯る情勢の變化せぬ限り、それに適應した本位制度は統制的でなければならぬし、又金本位制度が再興されるとしても管理的金本位制度でなければならぬであらう、と考へられるのであるから、金銀併用本位制度が、猶ほ何等かの統制手段の下に全然出現することはないとは言へなからう。併しながら假りに斯る結果が到來するとしても、管理的金本位制度以前ではなからうといふことが、推察せられるのである。

五　銀行券發行制度の趨向

一　世界大戰後の中央銀行運動の發展

A　發券機能の集中

諸國に於ける中央銀行の動向が近年に於ける程人々の注意を蒐めてゐることはない。これは言ふまでもなく、今日諸國が擧げて通貨問題の難局に當面せるに際し、中央銀行が一國通貨の中樞たる銀行券の獨占的發行機關であり、且つ通貨政策の擔當者たるの位置に在るこに由る。併しながら中央銀行が、右の如き高い役割を演ずる機關として確立したのは比較的近時のことに屬する。元來何れの國に於いても發券銀行業務は、今日の如く一銀行の下に集中せず、或ひは政府に依り或ひは數多の銀行に依つて、極めて分散的に行はれて來たのである。現今の著名な中央銀行と雖も、その成立當時は勿論、比較的近時に至るまで、決して唯一の發券銀行ではなかつた。例へば我國の場合に於いても、明治初年には百五十餘の國立銀行が各々紙幣の發行を爲し、それが今日の如く日本銀行の統一に歸したのは明治三十二年であつたことは人のよく知る所である。又英吉利に就いてみても、英蘭銀行の創立は一六九四年に遡り得るとは言へ、一國の獨占的發券銀行としての法律的基礎を附與されたのは一八四四年（ピールの銀行法）であり、地方發券銀行が全く跡を斷つたのは一九二三年である。其の他の主要國も亦この例に洩れず、アメリカに於いては、現に尙ほ甚だしい分散狀態を存續してゐるのである。斯くの如く中央銀行の特殊的地位は漸次築かれ來たつたのであるが、それと同時に、中央銀行の業務、卽ち今日我々が普通中央銀行業務 Central banking と呼ぶものも、永い經驗と研究に基いて次第に確認されるに至つたものである。所で斯くの如き中央銀行乃至中央銀行業務の發展途上に於いて、世界大戰の齎らした大きな役割は之を看過することが出來ない。蓋し大戰に際して各國中央銀行はそれぞれ國家の非常時的目的に動員せられたが、其の間の經驗は種々貴重な教示を與へたのである。卽ち一面從來の發券制度其の他に關し、幾多の誤認や缺陷の所在が明かにされたが、殊に强力な金融統制機關として國家的機能を發揮し得ることが證明されたことは重要な發見であつた。此等の認識は當然其の後に於ける歐羅巴諸國の經濟復興策の上に反映した。卽ち中央銀行を有せる國々に於ける制度の改正、及び未だ有せざる國々殊に新興諸國の間に於ける同機關の新設はその現はれであつた。此の一聯の現象は一般に大戰後に於ける中央銀行運動と稱ばれ、發券制度上に於いて一時代を劃せるものと觀るべきである。

以下先づ此の運動の概要を略記しよう。

(1) Parker Willis は中央銀行業務なる言葉そのものが、廿世紀以前に於いては餘り使用せられなかつたと言つてゐる。

B　大戰後中央銀行の創設復興運動

大戰後の中央銀行運動は之を大別して二つの時期に分つことが出來る。第一の時期は一九二〇年より一九二七、八年に至るもので、これは主として大戰後復興途上の制度改正並に新興國若しくは二、三流國に於ける新設運動である。第二の時期は其の後現今に至るまでゞ、それは英帝國乃至其の勢力圈內に於ける新設運動を主體とするものである。

第一の時期　大戰後の中央銀行運動が初めて最も鮮明且つ有力な形をとつて現はれたのは、ブラッセル會議（一九二〇年）及びゼノア會議（一九二二年）の決議と爲すべきであらう。言ふまでもなく兩者とも、戰後の經濟並に通貨の回復安定を促進せんが爲めの國際會議であつた。さてブラッセル會議では「中央銀行の存せざる諸國はこれを設立すべし」との勸告が採擇せられ、又ゼノア會議の一決議は右を受けて一新興諸國にはそれぞれ一個の中央銀行が設立せらるべきこと、而して其等の中央銀行は當該國家の政府と緊密なる關係に立つべし」と云つた。而して此等の決議は單なる主張に止まらずして、時を移さず具體的實現をみるに至つた。即ち、一九二〇年にはチェッコスロヴァキア國立銀行及び南阿準備銀行が設立せられ、ゼノア會議以後に於いては更に著しい進展を示した。同會議は通貨安定への基本方策として國際金本位制度回復の必要を力說し、且つ金の保有量多からざる諸國に對しては、金爲替本位の採用を勸告した。乃ち當時の中央銀行運動が此の金本位回復工作の重要なる一支柱と看做されたことは明かである。斯くて一九二二―二七年の六ケ年にはソヴェート聯邦、バルカン諸國並に南米等新らたに中央銀行を設立するもの九ケ國の多きに及び、既設國としては、ドーズ案に基く獨逸ライヒスバンクの再興（一九二四年）英國に於ける戰時政府紙幣の回收に伴ふ英蘭銀行の發券制度改正（一九二八年）、佛蘭西に於ける發券制度の變革（一九二八）等が相次いでみられた後、金本位制度の漸次的復興につれ、歐羅巴に所謂貨幣安定期の訪れると共に、大戰直後の中央銀行運動は一段落を告ぐるの觀があつた。

(2)
一九二二年	ラトヴィア銀行	
同	リスアニア銀行	
同	ペルー準備銀行	
同	ロシア國家銀行	
一九二四年	ダンチッヒ銀行	
同	ポーランド銀行	
同	ハンガリー銀行	
一九二五年	チリー中央銀行	
一九二七年	エストニア銀行	

C　英帝國中央銀行運動

然るに世界經濟は僅かの安定期をもつた後、一九二九年の米國株式市場の崩壞殊に一九三一年の獨逸の金融恐慌を轉機として再び混亂狀態に陷落し、所謂未曾有の世界不況時代が展開されるに至つた。所が斯る情勢を背景

として、此度は主として英帝國及びその勢力圏内を舞臺として新らたに中央銀行運動が興つて來た。これを第二の時期とする。勿論第二期の運動と雖も、前記せる如き大戰後の中央銀行に對する高評價が基礎となつてゐる點は、第一期のそれと何等異らないのであるけれども、其の直接の動因並びに背景を異にしてゐる關係上、自ら樣相を異にするものが觀取されるのである。

然らば此の時期に於ける中央銀行業務は如何なる發展を示したか。先づ其の輪廓を列記的に示すならば次の如くである。一九二四年八月にはニュウ・ヂーランドに新らたな中央銀行として、「ニュウ・ヂーランド準備銀行」が設立され、一九三五年三月には同樣カナダに「カナダ銀行」が、同年四月には印度に「印度準備銀行」が、更に同年五月にはアルヂェンティンに「アルヂェンティン中央銀行」がそれぞれ創設された。尙ほアイルランド自由國にも今や中央銀行創設の機運が熟して居り、又メキシコ、ボリビア、ブラヂル等に於いては從來中央銀行業務と商業銀行業務とを併せ行つて來た銀行が其の業務をば著しく前者に集中した。

右に列擧した中最も注目すべきは勿論英帝國の三自治領に於ける現象である。それに就いては先づ、其の成立事情の中に含まれた特異性に關して一言する要がある。其の特異性とは、此の三中央銀行の設立動因を貫いて英帝國の金融政策が働いてゐるといふ一事に外ならない。では斯かる金融政策の期する所は何か。世界不況の進行と共に諸國は先づ自國の國民經濟を保護するに急であつた結果、國民主義的傾向を强化せざるを得ない立場に置かれたが、此の間英帝國は斯る情勢への對策として、一九三二年オッタワに帝國經濟會議を開催して世界に散在する帝國諸領が相結束せんことを圖つた。右會議に於いては、通貨の安定、物價の引上げ、通商の振興等に關する諸種の協定が遂げられ、玆に所謂英帝國ブロックの强化工作が促進された。そこで所屬諸國間の緻密な協調、聯絡が要求され、金融的側面に關しては須らく「中央銀行の連鎖」を形成せしむべしとの意見が强調せられたのである。然るに當時については、英帝國の五大自治領中南阿、濠洲の二者のみが中央銀行を有し、他の三者は之を缺いてゐた。乃ち此の缺陷を補ふことを得れば、其等諸國の對內的金融問題の解決に利益を齎らすのみならず、此等機關が英蘭銀行を中心として協力することに依り、英帝國は一體として此の不況下に於いて多大の積極的利益を享受することを得るとの期待が抱かれたのである。更に一般的にも、一九三三年六月の世界經濟會議は、極力中央銀行を缺く國に於けるその創設と諸國の同種機關の間に於ける協調の必要とを强調し、以て中央銀行運動促進の空氣を作つた。かくて前記の如き急速な中央銀行新設の實現を見るに至つたのである。英帝國の場合とは別個であるが、三三年の金融恐慌以來アメリカに於いても、强力な中央銀行を設立し、以て從來の甚だしく分散せる發券機能を集中し、金融政策の統一を計らんとするの主張が頓みに高められるゝに至つた。

二　銀行券發行の原理

前節に述べた如く、アメリカを除く諸國に於いては銀行券の發行は今や殆んど中央銀行の獨占する業務となつた。そこで一般の普通銀行の資金造出はもはや銀行券の發行に依ることとなく、專ら振替預金の方法に俟つことゝなつた。而して此の方法に依つて造出される預金通貨は、數量的に一國通貨の中に多大の部分を占めてゐる。併し此のことは銀行券の重要性を決して變ずるものではない。蓋し銀行券は一國經濟社會に流通する貨幣の最も重

要な部分を占め、それは該社會に於ける資金の中樞を形成するからである。

元來貨幣の根本要件は、其の價値が安定になるにある。換言すればその價値即ち購買力が激しく變動するに於いては、結局貨幣としての職能を十分に果すことが出來ず、遂には貨幣として使用されざるに至ることがある。然るに經濟社會に於ける貨幣に對する需要は時により增減する。例へば商品生産及び取引量の大なる場合には貨幣の需要は大であり、反對に前者の小なる場合には後者も小である。又商品取引の決濟期には貨幣需要は增加し、斯る時期が過ぐれば減少するが如くである。故に貨幣の供給はよく伸縮して其の需要に適應する必要がある。蓋し其の供給が需要に適合し得ない場合には、貨幣價値は大なる變動を蒙らざるを得ないからである。從つて金屬貨幣と併び、又それに代つて發行せらるゝ紙幣も、其の供給量が伸縮自由であつて、よく其の價値を維持し得るものでなければならぬのである。以上の如くであるとすれば、銀行の發行する紙幣即ち銀行券に於いても（一）其の價値の安定なること、及び（二）其の發行が伸縮性を有することの二條件を具備することが必要である。然るに此の點に關しては古くから二學說の對立がある。卽ち通貨主義 Currency Principle と銀行主義 Banking Principle とが是れである。元來紙幣發行制度上に於ける通貨主義と銀行主義とは十九世紀の前半英吉利に於いて、英蘭銀行の組織並に銀行券發行制度に關して起つた論爭である。蓋し當時英吉利を襲つた數度の恐慌（一八二四—五年、一八三六年、一八三九年等）に際して、諸銀行は支拂停止の危機に瀕したが、其の責任は英蘭銀行の負ふべきものと解されたので、同行を如何に改善すべきかゝ重大問題となつた。而して其結果議論は二派に分裂したのであるが、今兩說主張の要點を擧げると、

第一、通貨主義　一社會の必要とする通貨の數量には限度があるが、通貨の流通量は時にそれよりも多いこともあり、少いこともある。若し前者であれば、物價騰貴、爲替相場の逆調、輸出減少、輸入增大、正貨流出を生じ、遂には恐慌の原因となる。然るに銀行券の發行を銀行の自由に放任すれば營利的立場から過度の發行に陷り易く、隨つて一國通貨の數量を適度に保つことが困難である。してみれば流通場裡にある銀行券をして、發券銀行所有の正貨に對して嚴格に比率を保たしむることこそ、通貨膨脹の弊を避け得る所以であるとする。

第二、銀行主義　然るに銀行主義の主張する所によれば、正貨にせよ、銀行券にせよ、總て通貨は社會に於けるそれに對する需要によつて統制される。銀行券の發行も社會の需要あればこそ發行されるので、其の必要なきに至れば發行者の手に歸來する。故に銀行券の增發は物價騰貴の原因ではなく、寧ろ其の結果たるに過ぎぬ。殊に一國には要求拂預金の大なる額が存するのであるから、單に銀行券の發行のみに嚴重なる制限を加へても、斯る預金通貨の數量に對する作用に制限を加へ得るのでなければ、通貨總量が支配される譯ではなく、單に實際上の不便を齎らすに過ぎない。隨つて徒らに銀行券の發行に法律的制限を加ふる如きは、上記の如き通貨の本質に矛盾するものである。蓋し其の數量が過多ならば、自ら兌換の請求を生じ、發行高は調節せられて社會の需要に適應するからである。

卽ち通貨主義は發行さるべき銀行券の數量に關して、之を金屬に結びつけ機械的に統制しようとするものであつて、此の主義を完全に實現するには銀行券の全部が金屬を準備として發行されなければならぬ。蓋しかゝる制度の場合には貨幣の數量の變動は金屬の數量の增減と比例し、貨幣の數量、金屬の數量、物價、爲替相場は總て

相互に自働的調節作用に立つて機械的に統制されるからである。併しながら斯くの如き制度は、金屬例へば金の供給の不充分といふことの外に、それは發券銀行に對して利益を齎らさゞるのみならず、多大の損失をさへ負擔せしむるものであるから、これを忠實に實行することは不可能に屬する。まして近年に於ける貨幣制度の發達が國內に於ける金屬貨幣の流通を不要ならしむるに至つてゐるに於いてはなほさらのことである。

是れに反して銀行主義に隨へば、右の如き嚴格な全額準備の制度はこれを必要とせず、銀行券發行高の一部に對して準備が存すれば足りる。乃ち、例へば金の對外流出によつて銀行券の收縮を來しても、中央銀行は別に其の機能の下に銀行券を發行して之を相殺することが出來る。故に斯る場合、通貨主義が發券制度に嚴重な制限を加へ、銀行をして自由に兌換券を發行し得ざらしめんとするに比し、逆に銀行を自由な立場に置かんとするものであつて、卽ち銀行主義は、發券銀行が常に堅實なる方針の下に發行を爲すとの想定を置いてゐるのである。

所で當時英吉利に於いて此等兩主義の論爭は容易に其の決定點を見出さなかつたが、結局一八四四年（五月）通貨主義を根據とするピールの銀行法 Peel's Bank Act が制定せられて、實際上では通貨主義の勝利となつた。而もピールの銀行法は後年各國の中央銀行及び發券制度の基準となるに至つたのである。併しながら通貨主義と銀行主義とは兩者とも一面の眞理を述べてゐると共に、又其の半面に於いて缺點を藏してゐると云はざるを得ない。蓋し通貨主義は、銀行券の濫發を防止せんとして機械的拘束を主張するの餘り、銀行券の伸縮性を無視すると同時に、預金貨幣の作用を忘却してゐる。同樣に、銀行主義は銀行券の伸縮を尊重するの餘り、銀行經營者の知能と堅實とに過大の信賴を置いてゐる。何となれば銀行券の發行を以て、社會の需要に依るとのみ觀て、貸出を容易にすることによつて、それが社會の需要以上に增發されることあるを看過してゐる。斯る事實殊に政治的理由に伴つて現はれる經驗を無視してゐるやうである。惟ふに通貨主義は銀行券の增發を以て物價騰貴の原因とみ、銀行主義はその結果とみてゐる。が併し貨幣數量と物價の間に於ける相關的關係を顧慮すれば、銀行券發行制度もまた、兩主義の一方のみに據るの適切ならざることが明白となるであらう。

三　銀行券發行制度

A　發行最高額限定制度

然らば中央銀行は如何なる方法によつて銀行券の發行を行ふか。既に通貨主義が述べてゐるやうに、紙幣の價値を或る金屬一定量の價值に結びつけるといふことは、紙幣價值の安定を可及的維持する方法である。通貨主義と銀行主義との論爭は其の勝敗が決定しなかつたに拘らず、實際制度の基礎としては、多少緩和せられたにせよ前者が採用された所以は、此の主義が紙幣價值の安定を眼目とした點に依る所が甚だ大きい。故に貨幣理論に於いては今日所謂名目主義が漸次勢力を得て來てゐるにも拘らず、貨幣本位制度に於いては金を中心とする所の金本位制度が依然固執されてゐるのである。蓋し無統制な資本主義經濟に於いては、金の如き之を統制する要素が必要だからである。而して金本位制度に於いて紙幣の價值を金に結びつくる手段は、銀行券の金への兌換並に金の輸出入の自由である。兌換制度は銀行券の數量を統制し、輸出入の自由は金價值をして均衡を得しめ、且つ國際間に於ける支拂決濟を可能ならしむる。若し兌換が維持されなければ銀行券の發行は稍々もすれば過剩に陷

り、其の價値の低落を來す怖れがある。又金輸出入の自由が制限又は停止されゝば、當該國貨幣の價値は低落・動搖するを免れない。國家が銀行券の發行に對して法規を設け、監督・干渉を加へるのは全くその兌換の確實を期するのみならず、これに依つて銀行券の價値の安定を確保せんとするに外ならない。所で銀行券に對して兌換が維持される限り、其の發行に對して金準備が保有されなければならない。玆に金準備の保有に關して紙幣發行準備制度 System der Notendeckung が設けらるゝに至つたのであるが、此制度は兌換の停止された當今に於いても、變る所がないのである。今銀行券の發行方法を準備制度からみると、其の主なるものは次の如くである。

最高額限定制度 System of maximum limit of issue; System der Fixierung der Maximumhöhe der Notenausgabe これは發行し得る銀行券の最高額を一定する制度であつて、其の準備に關しては、其の割合・內容等何等の規定の存しないものである。

此の制度は一九世紀に於いて佛蘭西が不換紙幣流通當時採用したもので、近年に至るまで存してゐた。卽ち一八〇〇年佛蘭西銀行が創立された時、何等の準備規定も設けられなかつたが、一八四八年に兌換を停止して銀行券に强制通用力が與へられた際、發行最高額を三億五〇百萬法に限定した。翌年五億二五百萬法に引上げたが、一八五〇年兌換再開と共に廢止した。一八七〇年に再び兌換停止を行ふや、復た最高額を一八億法と定め、其後需要に應じて增加し、二日後に二四億法、一八七一年に二八億法、一八七二年に三二億法となり、一八七八年の兌換再開後、漸次累增して大戰前の最高額は六八億法になつた。大戰の結果兌換停止、最高額の引上げを行ひ、一九二六には五九二億七一百萬法に擴大されたが、一九二八年六月二五日の法律は此の原則をば放棄して了つた。而して此の佛蘭西の放棄を最後として、今日何れの國にも此の制度を採るものをみないことゝなつた。此の制度が今日普及しない所以は、第一に其の發行額が固定的で社會の需要の膨脹に應じ得ないことで、佛蘭西政府が右の如く屢々限度の改正を餘儀なくされたことは、此の制度から來る當然の結果であるとされた。又第二は準備の內容・割合等に關し、何等の制限なきことで、これは兌換の確實を期する上に不適當な制度だとされた。併し理論的には此の制度は尙ほ廢棄されたとは言ひ得ない。殊に最近後述の如く正貨準備の意義に多大の變化をみると共に、此の制度に對する有力なる支持も現はるゝに至つてゐる。例へばケーンズは夙に其の主張者であり、一九三一年のマクミラン報告も亦これを支持した。我國に於いては山崎博士が此の制度を比例準備制度と併用すべきことを主張して居られる。但し何れも、社會の需要の變化に應じ、最高額をば隨時變更すべきものとしてゐる。

B　保證準備發行直接限定制度

保證準備發行直接限定制度 Partial Reserve System; Direkte Kontingentierung der nicht bar gedeckten Noten　銀行券發行高の中一定額を限り、有價證券、商業手形の類を準備として發行せしむるけれども、それ以上の發行には必ず正貨を以て準備せしむる制度である。前者を保證準備發行と云ひ、後者を正貨準備發行と云ふ。而して保證準備發行を許すのは、一經濟社會に於いては、如何なる時にも必ず或る程度の銀行券の流通を必要とするものであるから、此の必要額を推定し、正貨なくして發行せしむるも兌換に差支へ　ことがないといふ理由に基くものである。

此の制度は一八四四年のピールの銀行法の採用した所であるが、其の特色は銀行券の發行高が或る程度以上に達すると、全額準備を必要とするのであるから、兌換の確實を期しながら、或る程度まで伸縮性を加味した點にある。併しながら、發行高が平生より保證準備の全額又は其の近くにまで達してゐる際に、貨幣の需要が增大すると、銀行は正貨準備を增加して發行するの外はない。故に若し其の際銀行が正貨を獲ることが出來なければ、斯かる規定を停止して發行するの外途が無いのであるから、銀行券の伸縮性は極めて制限されたものである。現にピールの銀行法は其の後各國發券制度の基本とはなつたが、各國は之に修正を加へ、英吉利も一九二八年の「政府紙幣及び英蘭銀行券法」Currency and Bank Note Act に依つて後述の如き修正を爲すに至つた。

今日此種制度を採る國はフィンランド及び瑞典である。[1]

(1) フィンランドの保證準備發行額は一、二〇〇百萬フィンランド・マルク。瑞典の保證準備發行額は三五〇百萬クローネ（一九三三年六月、二五〇百萬クローネより增加）である。但し之を越ゆる發行に對しては、其五〇%を金を以て準備すれば足りる。又嘗つてロシヤ銀行は法定額まで五〇%の正貨準備、それ以上は全額準備であり、直接限定制度に比例準備制度を加味したものであつた。

C　保證準備發行間接限定制度

保證準備發行間接限定制度 Indirekte Kontingentierung der nichtbar gedeckten Noten 直接限定制度に於いては、保證準備發行額が限定される結果、銀行券の發行に伸縮性が十分でないから、此の缺點を除去し乍ら、而も猶ほその額を間接に制限しようといふのが此の制度の眼目である。即ち金準備の外に保證準備を以て發行し得る額を法定することは直接限定制度と同一であるが、保證準備發行額を斯く固定不動のものとなさず、それ以上必要に應じて、發行するを許す制度である。其の法定額以上の發行を制限外發行と云ふ。而して制限外發行を統制する手段としては租稅の賦課を以てするのであつて、即ち金融市場の狀態に依つて制限外の發行を爲すに至ると、發券銀行は定率の租稅を國庫に納付しなければならぬ。從つて金融が緩慢となつて、市場金利が低落すれば、銀行は租稅の負擔を免れる爲めに、自然銀行券の發行を收縮せしむるを以て、保證準備發行を制限し得ると同時に、之を伸縮自在ならしむるを得るのである。故に此の制度を伸縮制限制度又は屈伸制限制度 (System cf elastic limit) と稱する。

此の制度は獨逸が普佛獨爭後の貨幣及び銀行制度の改革に際して採用した所であり、英吉利の發券法の缺點を修正したものである。卽ち一八七五年（三月一四日）の獨逸銀行法に於いては、ライヒス・バンクは正貨準備（但し純粹の金のみではなく、獨逸通貨、政府紙幣、他發券銀行の紙幣、純金一封度に付一三九二マルクの割合にて計算した金地金及び外國金貨）の外に、二億五千萬マルクを限り保證準備發行（三名又は特別の場合には二名の有資力者の署名ある手形を準備とする）を爲すことが出來たが、更にそれ以上必要あつて發行する場合には年五分の稅金を納付するものと規定された。併し一九二四年の銀行法に於いて此の制度は放棄された。

次に此の制度を採る國に日本及びノールウェーがある。我國は發券制度を定むるに當つて獨逸の例に倣ひ、日本銀行は現在次の如き規定の下に銀行券の發行を爲すことゝなつてゐる。（發券規定は左の如き法律により幾度かの改正を經た。兌換銀行券條例、明治一七年五月太政官布告第一八號。改正——明治一八年五月布告第九號。明

治二一年八月勅令第五九號。明治二三年五月法律第三四號。明治三〇年三月法律第一九號。明治三二年法律第五五號。昭和七年六月法律第九號。）

（イ）日本銀行は兌換券發行高に對し、同額の金銀貨及び地金銀を置き、其の引換準備に充つべし。但し銀貨及び銀地金は引換準備總額の四分の一を超過することを得ず。[1]

(1) 明治三〇年の金本位採用以來、時々若干の銀を準備に加へることがあつたが、明治三八年一月以降之を中止するに至つた。

（ロ）前項の規定に依る發行高の外、特に十億圓を限り、政府發行の公債證書、大藏省證券、其の他確實なる證券又は商業手形を保證とし、兌換銀行券を發行することを得。[2]

(2) 日本銀行の保證發行高は、昭和七年七月の改正法實施前には一億二千萬圓であつた。而して此の項目に當る發行兌換券の每一ヶ月の平均發行高に對し、其の發行稅として一ヶ年千分の十二半の割合を以て政府へ納稅する義務を負ふてゐた。（明治三二年日本銀行納稅に關する法律。）然るに此の法律は昭和七年の發券制度改正に際して廢止せられ、新らたに納付金制度が採用された。卽ち日本銀行は每事業年度に於ける純益の中より拂込資本金額に對する年六分に相當する金額並に積立金の法定最低額を控除し、其の殘額の二分の一を政府に納付しなければならぬ。而して若し此等を控除した殘額が、拂込資本金に對して年四分の割合を超ゆる時は、その超過額の四分の三を政府に納付しなければならない。（昭和七年六月法律第一〇號、日本銀行納付金法）。序ながら、日本銀行は純益總額より株主割賦金を引去つた殘額の中から、最低二〇分の一をば資本金の損失及び割賦金の不足を補ふために、積立つるを要する（日本銀行條例第一〇條）。

（ハ）日本銀行は市場の景況に依り流通貨幣の增加を必要と認むるときは、大藏大臣の許可を得て前二項發行高の外、更に前項に規定する物件を保證とし、兌換銀行券を發行することを得。此の場合に於ける保證發行額に對し、大藏大臣の定むる割合を以て發行稅を納むべし。但し其の割合は年三分を下ることを得ず。[3]

(3) 日本銀行の制限外發行は一五日を超えて其の發行を繼續せんとするときは、大藏大臣の許可を必要とするのであり、且つ一六日以後の分に對して前記發行稅を課せられるのである。

日本銀行の發券制度は如上の如くであるが、我國發券制度の略史を述べると、銀行券の發行を獨占せしむる目的を以て明治一五年日本銀行を設立したが、當時は不換紙幣橫行して紙幣價値の下落甚だしかつたから、姑らく日本銀行券の發行を見合せ、不換紙幣整理が其の緒につくに至つて、明治一七年五月兌換銀行條例を制定した。同條例の兌換準備規定は甚だ簡單で、「日本銀行は兌換券發行高に對し相當の銀貨を置き、其の引換準備に充つべし」（第二條）と規定したのみにて、其の準備の高は銀行に一任したが、翌年五月日本銀行をして銀行券を發行せしめた。乃ち當初の規定は獨逸の制度とは相違せるものであつた。

其後政府紙幣及び國立銀行紙幣の流通減少、日本銀行券の發行增加するに及び、明治二一年八月兌換銀行條例を改正し、獨逸の伸縮制限制度に類似した現行制度の基礎を置いた。當時の保證準備發行高は七千萬圓であつた。明治二二年に至り、金融逼迫に依り制限外發行を爲し、保證發行限度が小額に過ぐると認められ、同年五月これを八千五百萬圓に擴張した。更に明治三〇年十月一日實施の貨幣法に依り、金本位制度を樹立して、日本銀行券は金貨と引換へらるゝことゝなつたので、銀貨及び銀地金は正貨準備總額の四分の一を超えざるものとし、三二年三月には保證發行限度を一億二千萬圓に擴張すると同時に、日本銀行納稅に關する法律を制定したのである。

昭和七年七月一日より保證準備發行限度を擴張し、制限外發行稅をば最低三分に引下げた。[4]

(4) 日本銀行兌換券制限外發行稅率

決年	定日	對率に利	額年行する發す
明治	23. 2.27.	5	
	30. 7.17.	5	
	8.11.	6	
	11. 1.	7	
	31.10.16.	5	
	33. 3.27.	5	
	4.21.	7	
	6.30.	8	
	35.12. 1.	5	
大正	2. 1. 6.	6	
	8.11.20.	7	
	14. 4.15.	6	
昭和	2.10.10.	5	
	6.11. 5.	6	
	7. 3.12.	5	
	7. 1.	3	

英吉利は長くピールの銀行法に依り英蘭銀行をして兌換券を發行せしめたが、一九二八年の「政府紙幣及び英蘭銀行券法」The Currency and Bank-Note Act 1928 により、伸縮制限制度を採用した。卽ち英蘭銀行は發行部所有の金地金と同額の銀行券を發行する外、二億六千萬磅の巨額の保證準備發行を爲すことが出來る。更にこれ以上特定額の保證發行增加を必要と認め大藏省に具申すれば、大藏省は同銀行に對し、六ケ月以內の適當の期限を限つて、右特定額まで保證發行の權限を與へることが出來る。而して其の期間は更新又は變更によつて延長することが出來るけれども、議會の決議がなければ、二ケ年を超ゆることを得ない。唯英蘭銀行は、銀行券發行に依つて收める利益は總て國庫に納付することになつてゐるから、制限外發行に關する租稅の規定を缺いてゐる。

D　比例準備制度

比例準備制度 Proportional Reserve System; Notenausgabe auf Grund vorgeschriebener Mindestdeckung

此の制度も保證準備發行間接限定制度に屬するものであるが、併し伸縮制度に於けるやうに保證發行に特定額を置かず、銀行券發行額に對して常に保有さるべき正貨準備の最低割合を一定し、正貨準備發行を超過する部分を以て保證準備發行となし、其の準備の內容を規定する制度である。其の銀行券發行額に對する正貨準備の最低割合が、三分の一なる場合には『三分の一準備制度』Drittelndeckung 四分の一なる場合には『四分の一準備制度』Viertelndeckung 等と稱する。

比例準備制度の起源は英吉利に在りとされてゐる。蓋し英蘭銀行は多年に亙つて預金及び銀行券發行額の三分の一に相當する正貨を準備となすを以て原則としてゐたし、又ピールの銀行法には採用されなかつたが、「地金は紙幣發行高に對して三分の一あれば十分である」との見解も表明せられてゐたのである。此の思想はつとにヨーロッパ大陸諸國殊に白耳義、和蘭、瑞西、西班牙等の制度に採り入れられたが、獨逸も旣揭の如き伸縮制限制度に對して三分の一準備制度を加味してゐた。卽ち獨逸銀行法は政府紙幣及び他發券銀行紙幣をも正貨準備中に計算するを許したにも拘らず、猶ほ獨逸通貨、政府紙幣、金地金及び外國金貨の額は銀行券流通總額の三分の一を下るべからざる旨を、規定したのである。(殘額三分の二は三ケ月以內に滿期となるべき通常三名、少くとも二名の確實な支拂義務者を有する手形、又は少くとも二名の確實な支拂義務者を有する小切手を金庫に保有しなければならぬ。三分の一制度の加味は、兌換の基礎を一層鞏固ならしむる趣旨に出でたものと解せられる)。

アメリカ合衆國に於いては、預金準備に關して多年比例準備制度が採られてゐたが、一九一三年末に制定せられた聯邦準備法 Federal Reserve Act は銀行券發行制度に之を採用し、聯邦準備銀行は聯邦準備券 Federal Reserve Note の發行高に對して四〇%以上の金準備を保有すべきことゝなつた。(Federal Reserve Act 第一六條、第一三項)而して若し銀行券の增發に依つて、準備率を低下する必要ある場合には、累進的超過發行稅が課せられ、且つ法定準備率に復歸せざる場合には、一五日毎に政府の許可を要する。[1]

(1) 準備率四〇%—三二・五%の場合　稅率・年一分
　準備率三二・五%以下の場合　稅率・準備率が二・五%を下る毎に年一分五厘の割にて累進。

比例準備制度の合衆國に於ける運用は、大戰後各國の貨幣及び發券制度の改革に當り、多く此の制度に據らしむる根據となつた。獨逸は一九二四年の銀行法に於いて、銀行券發行額に對して四〇%の金又は外國手形の準備を要することゝし、而も其の四分の三(卽ち發行額の三〇%)は金たることを要求してゐる。[2]

(2) 例外的事情ある場合には理事會の申出に依り、監事會の決議を以て、準備を四〇%以下たらしむるを得。而してこの狀態が一週間以上繼續するときは次の如き發行稅を必要とする。

準備率	稅率	
四〇%—三七%	年三分	
同　三七%—三五%	同	同五分
同　三五%—三三⅓%	同	同八分
同　三三⅓%以下の場合	同	各一%毎に年一分宛追加

準備率四〇%以下の場合には、公定利率は最低年五分に、發行稅の $\frac{1}{3}$ を加へたものを以てすること
(但し右公定利率に關する規定及び監事會は一九三三年一〇月二七日の改正法により廢止された)

佛蘭西も亦一九二八年のフラン安定に際し、長年實施し來つた最高額限定制度を放棄し、佛蘭西銀行に對し、銀行券發行額並に當座勘定貸方額合計の、少くとも三五%に相當する金地金及び金貨をば準備として保有すべき旨を定めた。(一九二八年貨幣法第四條)

併しながら金準備最低割合に關する規定は國に依り區々としてゐる。卽ち次の如くである。

五〇%	デンマーク
四〇%	白耳義、獨逸、ギリシャ、ポーランド、瑞西、伊太利(一九三五年七月二二日勅令を以て一時停止された)。
三五%	佛蘭西
三三・⅓%	ダンチッヒ、墺太利
二五%	カナダ、アルヂェンティン、チェッコスロヴァキア
二四%	ハンガリー(規定により三三%へ漸增することゝなつてゐたが、一九三四年に爾後四ケ年二四%を据置くことゝした)
二〇%	和蘭
一六・⅔%	ソヴェート聯邦

五　銀行券發行制度の趨向

國立銀行發行のチェルヴォネッツの準備率は二五%であるが、併しその外に小額紙幣（一—二五ルーブル）が政府によつて發行せられ、其の發行額は前者の半額に限定されてゐる。故に二五ルーブルの金準備によつて、一〇〇ルーブルの銀行券と五〇ルーブルの政府紙幣が準備される譯である。尤も此の規定は今日停止されてゐる。

西班牙　發行額　四〇億 Peseta 迄　四〇%金（並に五%銀）
同　右を超過する部分　五〇%金（並に一〇%銀）
ラトヴィア　同　一億 Lat 迄　五〇%金及び外國手形
同　一億—一・五億 Lat　七五%　同
同　右を超過する部分　一〇〇%　同

以上の他、現行制度としては重要でないが、證券準備制度 Documentary Reserve System; Deckung der Noten durch Wertpapiere と稱するものがある。この制度は、特定の證券を基礎とし、之に對して銀行券を發行せしむる制度であつて、例へば銀行の資本金の一部分又は全部を以て自國國債を買入れしめ、其の時價、額面價格又は此等價額の或る部分を限度として銀行券を發行せしめ、國債は擔保として國家に保管し、銀行が兌換の爲め必要なる場合には、之を賣却して兌換に應ぜしむるものである。（Notendeckung durch Anleihen）故に此の制度に於いては、銀行券と特定證券との間に不離の關係が建てられ、前者の發行は一に後者に依存するが故に、銀行券の伸縮性を著しく阻害するものである。此の事例として、合衆國の國法銀行 National Banks は國債を準備として國立銀行券を發行してゐる。併し此の制度は經濟的理由よりも、南北戰爭の戰費調達の爲めに增發された公債の市價を維持せんとする、財政的理由から設定されたものである。又我國に於いても明治五年一一月合衆國の例に倣ひ、國立銀行制度を設け、銀行資本金の十分の六をば政府紙幣を以て政府に上納し、大藏省から六分利付の金札引換公債を下付し、更に銀行は之を抵當として大藏省に預託し、以つて兌換銀行券を發行せしめた。即ち我國に於いても當初は政府紙幣の銷却處分を目的として行はれたのである。

四　發券制度に於ける推移

A　金準備の意義の變化

金準備本來の意義は、本章の最初に述べた通り銀行券の兌換確保に在つた。然るに世界大戰以來國內市場に於いて金貨の流通は殆んど全くみられなくなり、隨つて多くの中央銀行は最早國內流通の爲めの金貨兌換を顧慮する必要がなくなつた。そこで戰後に於いては金準備は主として國際收支勘定尻の決濟を果し、爲替相場の維持を圖るに用ひらるゝものとなり、專ら對外的意義を有するに至つた。かゝる變化の結果として金準備は必ずしも總て正貨の形を以て國內に置く必要なく、短期確實な債券、證券又は預金等の形で一部之を國際金融中心地に置くことは差支へなく、寧ろ合理的であるとする傾向が顯著となつた、斯くの如く兌換準備の一部に在外正貨を加ふることは戰前既に若干國（ロシヤ、伊太利、希臘、フィンランド、諾威、丁抹、墺太利・匈牙利、ルーマニア、白耳義等）にみられたが、大戰後此の傾向が著しく促進されたのである。

それに就いては、此の金爲替準備 Golddeviesendeckung が特に左の如き理由から戰後の金本位復興策の一途として大いに强調されたことを注意する必要がある。卽ち（一）金を保有するよりも容易なること（二）現實の金輸出入の必要を除却すること（三）一般的見地から金使用の節約となること等。そこで當時金の不足を告げてゐた復興乃至新設中央銀行は悉くこれを金準備に加へることゝなり、殊に後者にあつてはこれを以て金準備の主要部分を構成したのである。戰前に於いては中央銀行の金準備といへば、金貨、金地金、及び銀であつたが、戰後に於いてはそれが變化して銀は漸次除外せられ、この金爲替が加へらるゝことゝなつたのである。併し乍ら當初大いに期待されたにも拘らず、金爲替準備の評價は最近に至つて多少低めらるゝに至つた。蓋し中央銀行準備の主要な資格は絕對に安全だといふ點に存するが、金そのものは貨幣價値の不安な時期に於いて、何處に於いても減價せず、寧ろ騰貴さへするに反し、爲替は金本位制度の一般的崩壞が起ると急激に減價する惧れがあるからである。事實一九三一年の英吉利の金本位離脫は、英貨を以て準備の主要部分を構成してゐた歐羅巴諸國の幣制に致命傷を與へたものであつた。斯樣な經驗から或る中央銀行は、曩に一旦加へた金爲替をば正貨準備から除外し（一九三四年二月——チェッコスロヴァキア）又或る新設中央銀行は基礎案に挿入されてゐた金爲替準備を立法に際して排除した（一九三五年三月——カナダ）。金準備としての金替爲は、以上の如く恐慌に際して其の弱點を暴露したが、尙ほ一般的支持を失つた譯ではなく、これを改良してその長所を利用すべしとの主張（ハイエーク）も現はれてゐる。

さきに一言した樣に、戰後正貨準備の中に於ける銀の位置は益々失はるゝに至つたが、玆に過般アメリカの採つた貨幣用としての銀に對する處置は廣汎なるセンセイションを惹起した。卽ちアメリカでは一九三四年六月「一九三四年銀買上法」(Silver Purchase Act of 1934)續いて八月銀國有令の公布をみたが、それは（一）アメリカ政府がその貨幣用金屬總保有額の四分の三が金、四分の一が銀となるに至るまで貨幣用銀の保有量を增加し、（二）大藏大臣は右銀の買入價値に對しては同額の銀證券を發行流通せしむることを要すとした。所がアメリカ政府の金保有量は當時八〇億弗であつたから、銀はその三分の一卽ち二六億餘弗を保有することゝなり、それは當時の銀保有量四億オンスを二〇億オンスにすることを意味した。而して其の結果は（一）銀價を騰貴せしめ、銀生產者に利益を與へ（二）同時に政府は造幣利益を獲（三）通貨膨脹・物價引上政策に資することゝなつた。一般的に銀が貨幣用金屬として失格せる際に、アメリカに於いて斯くの如く復活したことは甚だ興味のあることである。而し一面これは、未だアメリカ經濟の特殊事情に基く國內政策たるに止まり、銀が國際收支決濟の用具として金の如き資格を獲得せざる以上、正貨準備としてその一般的意義は尙ほ尠いものと言はなければならぬ。

B　保證準備の改革

後述の如くに銀行券發券方法の改正に依り、或ひは保證準備發行限度の改正に依り保證準備發行額の增大したことも、また戰後の一特徵である。これは金準備の傾向と相對的に考へられる。蓋し金準備の法定率が漸次低下せしめられて、銀行券の發行に銀行の自由裁量餘地を大ならしめんとするのが最近の傾向であるが、其の當然の反面は保證準備の擴大となつて現はれるからである。又其の內容に就いては、一時商業手形を優遇するの傾向がみられた。公債其の他の有價證券を準備とする保證發行は固定する傾きがあるに反し、商業手形は實際の取引に

基礎を置くものであれば、比較的短期間に必ず回收せられ、以て通貨膨脹を阻止し、之を伸縮自在ならしむるといふのがその理由であつた。併しながら國により又不況の進行に依り、商業手形の出廻りは必ずしも豐富ならず、インフレーションに依る不況の回避が策せらるゝに至つて、此の傾向は再び消滅するに至つてゐる。

最近諸國を通じて、不況對策としてインフレーション政策が採らるゝに及び、保證準備としての國債が重視さるゝに至つた。我國に於いても此の傾向の顯著なることは誰しも識る所である。

C　銀行券發行制度の改革

前述の發行制度の中重要なるものは、保證準備を間接に制限する伸縮制限制度と比例準備制度とであるが、大戰後の一般的傾向は後者に向つてゐる。新設中央銀行は總てこれを採り、獨逸、佛蘭西等の有力國も亦これに更めたことは既に述べた。比例準備制度内の問題としては（一）金準備の割合をば銀行券發行高のみならず、之に民間預金を加へた金額に對して定むることが一般的となつた。佛蘭西銀行を初め新設中央銀行は殆んど總て（獨逸ライヒスバンクは銀行券のみに對して定む）此の制度を採つた。蓋し民間預金は一覽拂債務たる點に於いて銀行にとり、銀行券と同樣の性質を有するからである。（二）準備率を低下せしめんとする主張が多い。蓋し、金保有高の中最低準備率に相當する金準備は、中央銀行が之を絶對に利用し得ないからこれは金の死藏に近い。最低率を更に低めることは、成るべく多くの金を有效に使用し得せしめるばかりでなく、一般的に金の節約になるといふのがその論據で、一九三三年の世界經濟會議の決議は二五%を以て適當なりとした。新設銀行たるカナダ銀行が二五%をとり、チエッコスロヴァキア銀行が三五%へ漸增すべきを廢して右と同じ比率に定めた等は、其の現はれとみられる。

我國に於いても昭和六年金再禁止以來、再び發券制度改革の問題が起るに至つた。元來伸縮制度に在つては、制限外發行の出現は金融逼迫の結果であつて、恐慌に對する警告として認められるべきものである。然るに我國の如くにそれが頻發した狀態では、少しもその役割を勤むるものでない。玆に於いて寧ろ伸縮性に富む比例準備制度を採るべしと論ずるものが現はれた。併しながら比例準備制度に對しても亦尠なからざる反對があり、其の主なる理由としては左の諸點が擧げられてゐる。第一には比率を定むる理論的根據のないこと、諸國によりて其の比率を異にするのはその證左であるとする。第二には徒らに金を死藏する。第三には制度の無意義。それは金の多量に流入した時は銀行は全く其の裁量に依つて銀行券の統制を行はなければならぬ。蓋し金の增加に委せて銀行券の發行を行へばインフレーションを惹起するからである。依つて若し斯くの如く銀行の配慮に依賴しなければならぬものとすれば、換言すれば銀行がそれ程賴むに足りるものであるならば、法律の規定は無用であるとする。第四は金準備が低下して最低限度に近づき又は之を割る樣な場合には、直ちに金の減少に比例して其の數倍の銀行券の收縮を起さなければならぬ。かゝる怖れから全く免れようとすれば、法定所要額以上に豐富な金を保有しなければならない。金の一般的に不足せる際に斯くの如き制度は不適當であるとする。前に述べたやうな最近に於ける準備率低下の傾向（金委員會報告、世界經濟會議の決議等に現はれてゐる）は、かゝる批評を考慮に入れたものと考へられる。尙ほ序に此の問題に關して參考として一の表を掲げて置かう。

三大中央銀行準備金

（単位 百萬金弗）

年月	英蘭銀行			佛蘭西銀行				聯邦準備制度		
	金地金及鑄貨	金を以て擔保せらるべき負債	比率（對負債及豫金の）	金地金及鑄貨	金を以て擔保せらるべき負債	保金有價證券	比率（對負債及豫金の）	金地金及鑄貨	金を以て擔保せらるべき負債	比率（對負債及豫金の）
一九二七年 三月（各月最終週）	三五五	一三〇	—	—	—	—	—	一、四五六	一、三六八	—
六月	三五五	一三五	六・二%	—	—	—	—	一、三〇四	一、三二五	三五・六%
九月	三六八	一三九	—	—	—	—	—	一、三八	一、四五〇	—
一二月	三五九	一三八	—	—	—	—	—	一、三五一	一、四八	—
一九二八年 三月	三五三	一〇三	—	—	—	—	—	一、四五九	一、四五〇	—
六月	三五五	一三八	10・三%	—	—	—	—	一、四五六	一、10八	三五・八%
九月	三五九	一三三	—	一、〇四五	一三五	一、一三八	—	一、四〇一	一、一三三	—
一二月	六四〇	一三四	—	一、一三三	一三一	一、一五五	—	一、六三	九六一	—
一九二九年 三月	四九五	一三一	—	一、一三三	一〇八	一、一三三	—	一、四九五	一、三四	—
六月	三〇〇	一三四	11・五%	一、一三三	一〇三	一、〇一一	四〇・六%	一、三10	一、三六五	四三・〇%
九月	四九三	一三〇	—	一、一三五	三六	一、〇一九	—	一、三九一	一、四〇六	—
一二月	三六三	一三八	—	一、一〇三	四三一	一、〇一九	—	一、六三九	一、九一九	—
一九三〇年 三月	四四九	一三六	—	一、一二九	四二〇	一、〇〇一	—	一、四六五	一、三八六	—
六月	四七九	一三四	一三・二%	一、一二九	三九五	一、〇〇一	四四・六%	一、四一三	一、六三五	四三・四%
九月	四六六	一三四	—	一、一三八	六九五	一、〇〇三	—	一、四〇八	一、三六一	—
一二月	四九五	一三九	—	一、一四五	七九五	一、〇一四	—	一、九一一	一、三五八	—
一九三一年 三月	四三三	一三八	—	一、一三五	七三五	一、〇一九	—	一、四三	一、三八〇	—
六月	四四九	一三六	—	一、一四九	七九五	一、〇一四	—	一、四九九	一、六六八	—
九月	四三三	一三八	—	一、一四五	七九五	一、〇一四	—	一、九一一	一、三五八	—
一二月	三九五	一三八	—	一、一四五	七九五	一、〇一四	—	一、四三	一、三八〇	—

註一　英吉利金本位離脫

註二　此時以後は外國爲替は金價値を以て評價す

資料　金融研究會調書第七輯、附錄一七―九頁

右の表で注意すべき諸點を列記しよう。

一、英蘭銀行は伸縮制限制度、佛蘭西銀行、聯邦準備銀行は比例準備制度

二、準備は二項に分れ、一は法律上の所要高、他はそれ以上の高、卽ち「有效準備」を示す。

三、英蘭銀行の有效準備が他の二行に比して尠ないこと。かゝる僅少の準備を以て一九三一年まで圓滑に活動せることが注意される。

五　銀行券發行制度の趨向

四、佛蘭西銀行は一九二九――三二年に、聯邦準備銀行は一九三一――三二年に法定所要準備高の增加せること。これは當時は不況で銀行券の流通は縮小する筈だとの豫想を裏切るが、主として紙幣の退藏の行はれたるに由る。アメリカでは當時金貨兌換が尙ほ行はれた。然るに紙幣の退藏の行はれた事實――卽ち斯かる國內事情によつて法定所要額が增加し、「有效準備」の涸渇が起り得るといふことを注意すべきである。

五、以上により（イ）中央銀行が有效な信用政策を有する場合には、準備は必ずしも甚だしく大なるを要しないこと（ロ）米佛の政策は、尨大な準備を蓄積し、以て國際收支上如何なる不足を生じても、何等缺乏を生じない程度に置かんとしたことが分るのである。

金・貨幣の若干問題　終

昭和十一年五月一日初版印刷
昭和十一年五月五日初版發行

著作者所有

著作者　金原賢之助　東京市神田區神保町二丁目二番地
發行者　株式會社巖松堂書店　右代表者　波多野重太郎　東京市神田區錦町三丁目十一番地
印刷者　白井赫太郎　東京市神田區神保町二丁目二番地

金・貨幣の若干問題
定價金貳圓五拾錢

發兌元　巖松堂書店　東京市神田區神保町二丁目二番地　電話九段(33)一三五番四一三六番四一三七番四一三八番　振替口座東京六五五六番

東京　精興社　神田

巖松堂書店刊行書

松浦要著	理論經濟學講義（上冊）	定價送料 二、三〇
八木澤善次著	經濟學序說	定價送料 三、二〇
石川義昌譯	セリグマン 經濟學原論	定價送料 五、〇二〇
福本榮譯	キャナン 經濟學綱要	定價送料 一、八〇 一〇〇
山川均著 田所輝明	プロレタリヤ經濟學	定價送料 七〇 六〇
出井盛之著	行動經濟學の立場より	定價送料 二、五〇 一四〇
金子直吉著	經濟學野話	定價送料 一、二〇 一四〇
松浦要著	經濟學概說（第一册）	定價送料 一、一〇 一四〇
波多野鼎著	經濟學史概論（上卷）	定價送料 三、三〇 二二〇
小川市太郎著	新稿 經濟學史	定價送料 三、三〇 二二〇
關未代策譯	コッサ 經濟學史	定價送料 三、八〇 二二〇
波多野鼎著	價値學說史（第一卷正統學派）	定價送料 二、八〇 二二〇
波多野鼎著	價値學說史（第二卷英國學派）	定價送料 二、八〇 二二〇
波多野鼎著	價値學說史（第三卷折衷學派）	定價送料 三、〇〇 二二〇

巖松堂書店刊行書

田崎仁義著	經濟史講義	定價 三、〇〇 送料 二二
關口健一郎著	アダムスミスの帝國主義觀	定價 一、三〇 送料 一四
田所輝明譯	ジノキレーニンの生涯と學說	定價 八〇 送料 六
石井靜人譯	ホブスン近代資本制發達史	定價 三、〇〇 送料 二二
平貞藏著	商業史概論	定價 二、八〇 送料 一四
上原好唉譯	ウエブスター世界商業史	定價 三、五〇 送料 二二
金原賢之助著	金・貨幣の若干問題	定價 二、五〇 送料 二二
青木得三著	改訂 銀行論	定價 三、五〇 送料 二二
青木得三著	改訂 貨幣論	定價 三、五〇 送料 二二
友岡久雄著	貨幣（第一册）	定價 一、二〇 送料 一四
金原賢之助著	世界經濟の動向と金本位制度	定價 三、五〇 送料 二二
東京商工會議所編	アメリカの新經濟政策と金融統制	定價 一、五〇 送料 一四
沖中恒幸著	金融機關の綜合的研究	定價 三、五〇 送料 二二
高城仙次郎著	金利概論	定價 一、三〇 送料 一四

巖松堂書店刊行書

長濱欽司著	取引所要論	定價 三、〇〇 送料 一四
小林行昌著	商品配給論	定價 三、三〇 送料 二二
內池廉吉著	市場要論	定價 一、五〇 送料 一四
三菱經濟研究所編	世界經濟の現勢	定價 三、五〇 送料 二二
井藤半彌著	財政學原理（財政々策總論）	定價 三、〇〇 送料 二二
井藤半彌著	租稅原則學說の構造と生成（租稅政策原理）	定價 四、八〇 送料 二二
井藤半彌著	國家財政概論	定價 一、八〇 送料 一四
宇都宮鼎著	最新財政學綱要	定價 五、八〇 送料 二二
北崎進著	新財政學要義	定價 三、八〇 送料 二二
小林丑三郎 北崎進著	明治大正財政史	定價 四、〇〇 送料 二二
山田幸太郎著	大藏省預金部論	定價 二、〇〇 送料 一四
永田清著	財政學概說（上卷）	定價 一、八〇 送料 一四
永田清著	財政學概說（下卷）近刊	

巖松堂書店刊行書

青木得三著	地方財政の理論	定價一、二一〇 送料一四
森數樹著	統計學概論	定價三、八二〇 送料二二
竹下清松著	統計學原論	定價三、〇二〇 送料二二
錦織理一郎著	統計學總論（上册）	定價一、八〇 送料一四
森數樹譯（ボーレー）	統計原論	定價四、〇二〇 送料二二
道家齊一郎著（參考）	統計學	定價一〇、〇〇〇 送料三〇〇
稻田周之助著	植民政策通解	定價一、九〇 送料一四
松岡正男著	植民新論	定價二、〇〇〇 送料一四
淺見登郎著	日本植民地統治論	定價三、五二〇 送料二二
稻田昌植著	植民と農政	定價二、〇〇〇 送料一四
大鹽龜雄著（最新）	世界植民史	定價三、五二〇 送料二二
永井亨著	日本人口論	定價三、五二〇 送料二二

巖松堂書店刊行書

蠟山政道著	政治學の任務と對象	定價三、六二〇 送料二二
稻田周之助著	政治心理論	定價一、八〇 送料一四
田所輝明著	政治運動教程	定價一、五〇 送料一四
麻生久著	無產政黨の理論と實際	定價五〇 送料六
堀切善次郎著	貴族院改革資料	定價二、五〇 送料一四
淺井清著	明治立憲思想史に於ける英國議會制度の影響	定價三、八二〇 送料二二
占部百太郎著	佛蘭西革命史論	定價三、〇二〇 送料二二
內田繁隆著	日本政治社會思想史	定價三五〇 送料二二
今井時郎著	社會學大綱	定價二、〇〇 送料一四
今井時郎著	社會誌學研究法（露西亞社會）（誌第一册）	定價一、八〇 送料一四
小林郁著（改訂）	社會學概論	定價三、五二〇 送料二二
遠藤隆吉著	社會學原論	定價二、八〇 送料一四
小松堅太郎著	社會學論考	定價四、五二〇 送料二二

巖松堂書店刊行書

新明正道著	形式社會學論	定價 五、〇〇 送料 二〇
新明正道編	現代知識社會學論	定價 二、〇〇 送料 二〇
井森陸平譯（テンニース）	共同社會と利益社會	定價 三、二〇 送料 二〇
金子鷹之助著	社會哲學史研究	定價 四、〇〇 送料 二〇
大石兵太郎著	群衆心理學	定價 三、二〇 送料 二〇
北澤新次郎著	社會改造の諸思潮	定價 五〇 送料 六〇
永井亨著	國民精神と社會思想	定價 八〇 送料 六〇
小林良正譯（マルクス）	の支那印度論	定價 六〇 送料 六〇
安部磯雄著	社會主義の時代	定價 五〇 送料 六〇
北澤新次郎著	新社會を凝視して	定價 一、〇〇 送料 六〇
田崎仁義著	皇道及王道	定價 五〇 送料 六〇
楊内田祥繁隆譯	古代支那思想の新研究	定價 三、〇〇 送料 二〇
遠藤隆吉著	國體論	定價 一、八〇 送料 一四

巖松堂書店刊行書

細野雲外著	思想惡化の因	定價 三、八〇 送料 二〇
細野雲外著	不滅の墳墓	定價 三、八〇 送料 二〇
細野雲外著	斯君斯民	定價 三、八〇 送料 二〇
松下芳男著	無産階級と國際戰	定價 六〇 送料 六〇
大林宗嗣著	女給生活の新研究	定價 一、七〇 送料 一四
早田正道著	私生子保護すべきか	定價 一、〇〇 送料 一四
山岡龍次著	救護法と失業保險	定價 一、〇〇 送料 一四
緒方傭雄著	失業問題と救濟施設	定價 二、五〇 送料 一四
梅浦健吉著	ソウエートロシアの社會保險	定價 一、八〇 送料 一四
森田良雄著	失業保險論	定價 三、〇〇 送料 一四
熊谷憲一著	疾病保險論	定價 三、五〇 送料 二〇
熊谷憲一著	改正健康保險法精義	定價 五、〇〇 送料 二〇

巖松堂書店刊行書

權田保之助著	民衆娛樂論	定價二、五〇 送料二二
暉峻義等著	勞働科學論	定價二、五〇 送料二二
桐原葆見著		
永井亨著	社會、政策體系（社會組織社會階級）	定價一、八〇 送料一四
生江孝之著	社會事業綱要	定價四、〇〇 送料二二
小河滋次郎著	社會事業と方面委員制度	定價一、八〇 送料一四
小澤一著	救護事業指針（救貧の理論と實際）	定價二、八〇 送料二二
國際勞働局編	各國法制上より見たる勞働團結の自由	定價一、八〇 送料一四
永井亨著	勞働問題と失業問題	定價二、八〇 送料一四
荻原隆吉譯	コール英國勞働階級運動略史	定價二、〇〇 送料一四
小浦六助著	我國に於ける勞働運動戰術の解剖	定價三、五〇 送料二二
村島歸之著	勞働爭議の實際知識	定價一、八〇 送料一四
中村萬吉著	勞働協約の法學的構成	定價四、〇〇 送料二二

巖松堂書店刊行書

佐野學著	農村問題	定價七〇 送料六
有馬賴寧 稻田昌植著	農民離村の研究	定價一、五〇 送料一四
栗原藤七郎著	農家經濟の新研究	定價五〇 送料六
小野武夫著	德川時代の農家經濟	定價一、五〇 送料一〇
小野武夫著	農村社會史論講（增訂）	定價二、八〇 送料二二
小野武夫著	農民經濟史研究	定價四、五〇 送料二二
小野武夫著	永小作論	定價五、〇〇 送料二二
小野武夫著	土地經濟史考證	定價四、〇〇 送料二二
中澤辨次郎著	小作制度論	定價三、八〇 送料二二
中澤辨次郎著	農民生活と小作問題	定價三、五〇 送料二二
中澤辨次郎著	岐阜縣に於ける小作問題の研究	定價一、八〇 送料一四
中澤辨次郎著	最近の小作問題	定價一、六〇 送料一〇

巖松堂書店刊行書

八木澤善次著	農村經濟政策論	定價 四、二〇 送料
永井亨著	新産業政策論（各國政黨の主義及政策）	定價 四、五〇 送料 二二
永井亨著	産業立憲と産業福利	定價 一、八〇 送料 一四
林癸未夫著	工業經濟概論	定價 二、〇〇 送料 一四
石坂橋樹著	農業政策	定價 九、五〇 送料 二二
石坂橋樹著	農業經濟學	定價 七、〇〇 送料 二二
井上龜五郎著	農業倉庫の經營	定價 五、五〇 送料 二二
小平權一著	農業金融論	定價 八、〇〇 送料 二二
杉本正幸著	不動産金融機關論	定價 五、五〇 送料 二二
杉本正幸著	農地價格論	定價 四、五〇 送料 二二
杉本正幸著	市街地價格論	定價 四、五〇 送料 二二
杉本正幸著	不動産の評價	定價 四、五〇 送料 二二
杉本正幸著	不動産銀行法釋義	定價 四、五〇 送料 二二

706
98